

都市政策

季 刊 第 24 号 '81・7

特集 インナーシティ問題

- | | |
|-----------------------|---------|
| 欧米大都市圏の衰退問題 | 宮 本 憲 一 |
| 大都市の将来—ソーシャルミックスを中心に— | 成 田 孝 三 |
| 大都市の成熟と産業立地政策 | 小 森 星 児 |
| 大都市の将来とインナーシティの現況 | 是 常 福 治 |
| インナーシティ再生の政策ビジョン | 高 寄 昇 三 |
| ロンドンの都市再開発 | 広 川 英 三 |

既成市街地における工場移転跡地利用の分析

.....神戸大学工学部建築計画室

インナーシティ地区内自営層の意識分析

.....インナーシティ研究会

財団法人 神戸都市問題研究所

都市政策

第23号 主要目次 特集 都市と教育

1981年4月1日発行

成人の学習	津留 宏
都市と教育病理	安好 匠
婦人学習の今日的意義	河合 慎吾
コミュニティカレッジと日本の課題	原田 敬美
学校と地域社会	石田 靖夫

老人の健康と社会教育	永田 八重雄
地方自治体と情報公開Ⅱ	高寄 昇三

教育に関する市民意識調査報告書 神戸市教育委員会

次号予告 第25号 特集 新しい福祉 1981年10月1日発行予定

これからの福祉行政の課題	奈倉道隆
参加する福祉とボランティア	岡本栄一
老人福祉施設の経営	加藤泰純
武蔵野市福祉公社	山本茂夫

総合福祉ゾーン『しあわせの村』	山下彰啓
新しい福祉行政の構想	高齢者福祉研究会

家庭・地域社会をめぐる福祉についての 市民アンケート	神戸市民生局
-------------------------------	--------

インナーシティの再生ビジョン

今日、「大都市の繁栄が衰退か」が真剣に論議されるようになった。たしかに経済指標からみる限り、人口・生産所得などの点にあって大都市の衰退はおうべくもない。しかしそれにもかかわらず国土対策が依然として大都市分散・抑制政策を堅持しているのは、都心への集積に幻惑されているためである。

今日の大都市問題は、大都市の過密を如何にするかではなく、都心と郊外にはさまれた大都市の既成市街地、いわゆる「インナーシティ地区」をどうするかにある。

大都市を全体として政策対策とするのではなく、人口・工場の流出に悩む「インナーシティ地区」をどう再生していくかというきめ細かな対策を注入しなければ、大都市は本当に崩壊していくであろう。

「過密のなかの過疎」といわれるインナーシティ地区の再生は、市場メカニズムにも、公共メカニズムにもストレートになじまないため、民間エネルギーと公共エネルギーの見事な共同歩調がなければならない。しかしインナーシティ再生への処方箋はこれまでなかった。

本号は、このようなインナーシティ再生のための政策ビジョンを策定するため、当研究所が政府系シンタンク・総合研究開発機構（NIRA）から研究助成をうけた研究報告書『インナーシティ再生のための政策ビジョン』の作成に参加した研究グループの論文を、改めてそれぞれの問題意識からまとめたものである。

インナーシティ問題は、大都市プロパーの課題ではない。都市にあってその大小を問わず同種の症状はすでに起っている。共通のテーマとして事前に対応することがすべての都市にとってのぞまれる。

また、インナーシティ問題はこれまでの国土構造における分散政策の欠陥を鋭くえぐり、そのコペルニクス的転換を迫る論点をはらんでいる。大都市からこれ以上、工場・人口が分散することは、インナーシティの自力再生のエネルギーを枯渇させ、将来、国家的にその再生のため巨額の投資を余儀なくされるだろう。醒めた政策感覚でもってインナーシティの再生を図っていかなければならぬ。

■ 特 集 インナーシティ問題

欧米大都市圏の衰退問題	宮 本 恵 一	3
大都市の将来—ソーシャルミックスを中心にして— …	成 田 孝 三	17
大都市の成熟と産業立地政策	小 森 星 児	31
大都市の将来とインナーシティの現況	是 常 福 治	44
インナーシティ再生の政策ビジョン	高 寄 昇 三	60
ロンドンの都市再開発	広 川 英 三	83

■ 特別論文

既成市街地における工場移転跡地利用の分析	神戸大学工学部建築計画室	96
----------------------------	--------------	----

■ 潮 流

工場規制三法	(108) テクノポリス構想	(108)
ベビーホテル問題	(110) 前歴照会回答違法事件	(111)
公務員二法案	(112)	

■ 行政資料

インナーシティ地区内自営層の意識分析	インナーシティ研究会	115
--------------------------	------------	-----

■ 新刊紹介.....

171

欧米大都市圏の衰退問題

宮本憲一
(大阪市立大学商学部教授)

1. アメリカ北東部大都市圏の衰退

1970年代にはいって、世界的にみて注目すべき現象として、現代資本主義の大都市経済に衰退の徵候があらわれた。イギリス産業革命以来、資本主義経済の発展は工業化、都市化といわれてきた。農村から都市への人口流入は、人口流動の鉄則のごとくいわれてきた。とくに、第1次大戦後は、大都市化の時代といわれ、農業の近代化や重化学工業化、さらに第3次産業の発展とともに、農村・地方都市から大都市圏への人口流入がすすみ、それは必然的な現象と考えられた。だが、1970年代の半ば頃から、アメリカやイギリスでは再農村化(⁽¹⁾rurralisation)といわれるような現象が生じはじめた。

これまでの近代史にも、都市の消長はくりかえされてきた。たとえば、戦後の日本をとっても、かつてのエネルギー基地であった北九州や北海道の炭鉱都市の衰退、あるいは、産業構造の変動にのりおくれた水俣市の危機などは、その例である。しかし、それらはいずれも単一の産業構造に偏した都市、あるいは企業城下町とよんでいいような特定の企業に支配されている都市であった。したがって、経済基盤が単純で長期的には不安定なためにおこった現象であった。ところが、いま問題になっている大都市の衰退といわれる現象は、複雑な産業構造をもち、一国の経済の中心となってきた伝統ある地域の衰退である。それはその国の資本主義の衰退の象徴といえるかもしれないが、地域経済的にみて、重要なみをもつ新しい現象である。

70年代にあらわれた大都市圏の衰退は、石油ショック以後のstagflationにともなう一過性の現象なのか、あるいは長期にわたる現象なのか、また、

資本主義体制に共通の現象なのか、地方分散政策などの経済政策によるものなのかをめぐって、まだ、種々の論争がある。アメリカの場合は、1980年の国勢調査の結果をまたねば、正確なことはわからないであろう。都市、とくに大都市の興亡は世紀の単位でおこるのであるから、10年あるいは、せいぜい四半世紀ぐらいの単位で、盛衰を論することはおこがましい。そのいみでは、結論を一急ぐことは危険だが、近年の研究や筆者の1977、78両年のニューヨーク市滞在の中で調査した結果をもとにして、この問題について、かんたんな紹介をしたい。なお、この問題については、筆者は『都市経済論』（筑摩書房、1980年）などにおいて詳細な報告をしており、ここでのべることはその一部であり、資料の重複のあることは、あらかじめおことわりしたい。

最近のアメリカでは、ニューヨーク市を中心としたいわゆるメガロポリスを含む北東部大都市圏を、プアーベルト（貧困地帯）あるいはフローズンベルト（冷寒地帯）とよび、南部や西部をサンベルト（陽の当る地帯）とよぶ。これはジャーナリズムのつくりあげた流行語であるが、いいえて妙である。もちろん事態はそれほど単純にはすすまない。1980年頃から、ニューヨーク市の再生が伝えられ、市財政の危機も、6万人以上におよぶ首切りが功を奏して小康を得たので、一時ほどの危機がなくなっている。しかし、この新現象の原因は、職場がなく、財政危機で福祉をけずられた貧乏な黒人などの少数民族が南部や西部へUターンしはじめたためと、アラブや日本の外国資本がニューヨーク市の土地の買いしめや投資をはじめて雇用がふえたことや、それと連関する観光客の増大のためといわれ、真の再生とはいえないようである。

アメリカの経済学者ウェインスタインとファースティンは『アメリカにおける地域の盛衰』（1978年）の中で、詳細な分析をして、北東部大都市圏の衰退を実証している。表-1はその成果の一部を合成したものである。これでみるとまず1人当たりの所得水準では、北東部大都市圏は平均して全国水準より高い州が多いが、南部および西部の諸州が急速にその水準をあげていることがわかる。このため、全国所得水準との比較でみると、1929年にニューヨーク州は165であったが、1976年には110にまで相対的に下がっている。これにたいして、新

興の工業州テキサスは、68から97にまで伸びている。産業の上でもっとも目立つ現象は、製造業雇用の変化である。北東部大都市圏の諸州は、1950年以降、軒なみに雇用人口がへっているのにたいして、南部および西部の諸州はすべてふえている。たとえば、ニューヨーク州では、1950年の製造業雇用人口は192万人であったが、1977年4月では144万人に48万人(24.8%)も減少したのにたいし、テキサス州では、36万人から87万人へ51万人(140%)も増大している。⁽²⁾

このような所得水準と製造業雇用人口にあらわれた変化が、北東部大都市圏の相対的衰退の指標として、もっとも明確なので、よく使用されるものである。しかしこの現象は、必ずしも70年代になって生じたものでなく、実は1930年代以降はじまっていたもので、第2次戦争以後顕著になったものであるといえぬこともない。

1950年代の地域経済論のもっとも有名な業績のひとつであるパロフ等の編集した『地域、資源と経済成長』(1960年)では、所得格差の急速な減少を指摘⁽³⁾し、北東部大都市圏を停滞地域とし、南部および西部を発展地域としている。またフックスは『1929年以来の製造業の立地変化』という大著の中で、1929年から54年にかけての製造業の地域的な変化を分析して、北東部大都市圏の製造業が付加価値額と雇用の両面で相対的に水準がへっているのにたいして、西部および南部の伸張のはげしいことを立証している。⁽⁴⁾

このいみでは、地域格差の是正——既成大都市圏の経済力の相対的低下は、すでに1950年代に明らかとなっていたことといってよい。にもかかわらず、現代にいたって、とくに衰退問題とされるのはなぜか。それは50年代にはなかつた現象が、70年代には生じているからである。

それは第一に製造業の絶対的な雇用数がへり、それにつれて、全産業の雇用が急減しはじめたことである。ニューヨーク市では1968年失業率は3.1%で、全国平均3.6%より低く、賃金水準も全国平均を上回っていた。アメリカにおける福祉政策は、1964年のジョンソン大統領の貧困との戦争宣言にはじまるが、ニューヨーク市は福祉政策の先端を走った。このため、南部やプエルトリコの過

表-1 アメリカにおける北東部地域経済力の相対的衰退

		1人当たり 所得額 (1976年, ドル)	全国所得水準 との比較		所得水準 の変化 (1929-76)	製造業雇用人口 (1,000人)		雇用 増減率 1950-77
			1929	1976		1950	1977年 4月	
北	ニュー・イングランド	6,216	112	97	△15	1,468.6	1,372.1	△ 6.6
	マサチューセッツ	6,585	130	102	△28	715.7	607.3	△15.1
東	ロード・アイランド	6,498	124	101	△23	148.0	123.8	△16.4
	コネチカット	7,373	146	114	△32	379.9	397.6	4.7
部	中部大西洋岸	7,302	141	113	△28	4,456.2	3,837.2	△13.9
	ニューヨーク	7,100	165	110	△55	1,915.8	1,439.9	△24.8
南	ニュージャージー	7,269	132	113	△19	756.4	750.1	△ 0.8
	ペンシルベニア	6,466	110	100	△10	1,480.6	1,330.4	△10.1
部	南部大西洋岸	5,407	53	84	31	2,290.8	4,198.5	83.3
	バージニア	6,276	62	97	35	229.5	391.8	70.7
部	テネシー	5,432	54	84	30	249.9	477.6	91.1
	フロリダ	6,108	74	95	21	102.3	354.3	246.3
よ び 西	中央西南部	5,733	69	89	20	456.3	1,172.7	157.0
	テキサス	6,243	68	97	29	363.6	871.6	139.7
部	太平 洋 岸	6,901	117	107	△10	1,079.8	2,155.7	99.6
	カリフォルニア	7,164	142	111	△31	759.7	1,667.9	119.5
全 国		6,441	100	100	—	15,256.9	19,107.4	25.2

(出所) B. L. Weinstein & R. F. Firestine, Regional Growth and Decline in the U. S. 1978. pp. 16-18, 52-53 を合成。

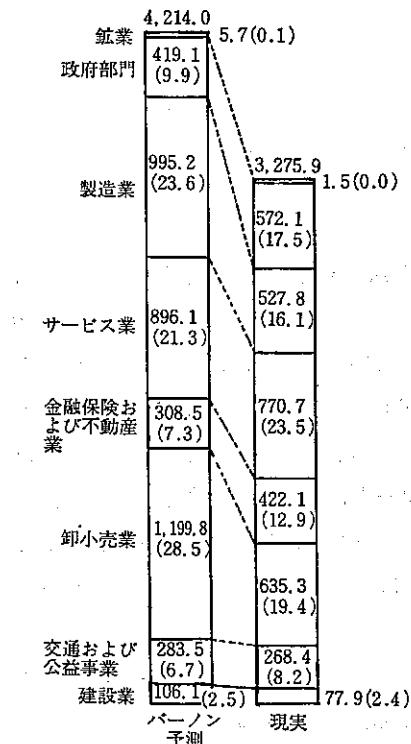
剩人口が、ニューヨーク市をはじめ、北東部大都市の職場と福祉をもとめて流入してきたのである。ところが、60年代の半ば頃からの産業構造の変動によって、ブルーカラーの職場が急激にへってしまった。先述のように、北東部大都市圏の脱工業化は50年代にみられたが、当時の研究者はこれによって、大都市の経済が衰退するとは考えていなかった。

ニューヨーク市を例にとろう。ニューヨーク市の研究で最良のものは、ハーバード大学のバーノン教授が、50年代を中心にして分析した『ニューヨーク大都市圏研究シリーズ』(9冊)⁽⁵⁾であろう。この中でバーノンは1975年の産業構造を予測した。この予測は業種別におこなった詳細なものである。ここで、彼

は、製造業については次第に外部経済依存型工業に変化しつつ、相対的な比重は小さくなると仮定した。この仮定によって、1950年当時の製造雇用人口約100万はほとんどかわらないと推定した。都市型工業と密接な関係をもつ卸小売業は発展して、約120万人の雇用を維持すると考えた。また、金融、不動産、政府部門、サービス業などもふえるので雇用数は421万人になるだろうと推定⁽⁶⁾した。

現実は図一1のごとくであった。予測より約100万人へっている。

図一1 ニューヨーク市の雇用をめぐる
バーノンの予測と現実の相違



1950年のニューヨーク市の雇用人口は、表一2のように347万人であったから、1975年の雇用人口は19万人減少して、328万人である。この表でも、製造業と卸小売業の雇用減少がいちじるしく、サービス業や政府部門の雇用増大をもってしても、職場の減少をくいとめられなかった。

1980年、ニューヨーク市の失業率は9.8%、81年は9.9%であり、全国水準がそれぞれ6.8%と7.7%であるのとくらべると、いずれも全国水準を上回っている。黒人やプエルトリコ人などのスペイン語系人種の失業率は白人のそれより高い。10代の黒人の失業率は40%をこえている。

第2は、この失業の増大とあいまつて貧困問題や都市問題が爆発的に発生

(注) R. Vernon, Metropolis 1985 p. 235 しこれが大都市圏の危機といわれる現
および本論の第2表の統計より作成 象をひきおこした。1950年代にも、すでに都市問題はあらわれていたが、70年代の様相とは全くことになっている。福祉

表-2 ニューヨーク市、東京都、大阪市の産業構造比較

	(1,000人)																	
	1960年						1975年						1960~75年の変化					
	ニューヨーク市		東京都		大阪市		ニューヨーク市		東京都		大阪市		ニューヨーク市		東京都		大阪市	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	雇用数 変動率 変化	雇用数 変動率 変化	雇用数 変動率 変化	雇用数 変動率 変化		
建設業	125	3.5	305	6.7	94	6.5	78	2.4	463	8.2	119	8.8	△47	△37.6	158	51.8	25	26.6
製造業	947	26.8	1,638	36.0	603	41.9	528	16.1	1,462	26.0	426	31.5	△419	△44.2	△176	△10.7	△177	△29.4
卸小売業	745	21.0	1,104	24.3	386	26.8	635	19.4	1,566	27.9	422	31.3	△110	△14.8	462	41.8	36	9.3
金融保険 不動産業	386	10.9	178	3.9	40	2.8	422	12.9	325	5.8	54	4.0	△36	△9.3	147	82.6	14	35.0
運輸通信など 公益事業	318	9.0	284	16.2	98	6.8	268	8.2	380	6.7	97	7.1	△50	△15.7	96	33.8	△1	△1.0
サービス	607	17.2	772	17.0	184	12.8	771	23.5	1,148	20.4	204	15.1	164	27.0	376	48.7	20	10.9
公務	408	11.5	157	3.4	25	1.7	572	17.5	199	3.5	21	1.5	164	40.2	42	26.8	△4	16.0
その他共合計	3,538	100.0	4,550	100.0	1,439	100.0	3,278	100.0	5,620	100.0	1,351	100.0	△262	△7.4	1,070	23.5	△88	△6.1

(注) ニューヨーク市は, Temporary Commission on City Finances, *The Effects of Taxation on Manufacturing in NYC, 1976*, 日本は国勢調査。

の充実によって受給者がふえたこともあるが、失業の増大とともに福祉受給者がふえている。ニューヨーク市の福祉受給者は、1958年33万人であったが、1965年50万人となり、1973年120万人となっている。現在、市当局は福祉政策のひきしめをおこなっているが、それでも100万人大かい受給者がいる。800万人の人口のうち、100万人も福祉受給者がいる都市が、いかに貧困で荒廃しているかを想像してほしい。一方で、ニューヨーク市は、世界の金融資本の事務所の集結するウォール街があり、世界のアミューズメント・センターといつてよいようなブロードウェイがある。それだけに、この膨大な貧困者のスラムの悲惨さが対照的なのである。

貧困問題は住宅の荒廃、教育の低下、医療の不足、公害（黒人やプエルトリコ人にはゼンソク患者が多い）などの都市問題と相乗する。

このように社会的矛盾が貧困な市民に集中する結果として、麻薬やアルコール中毒患者がふえ、都市犯罪がふえる。大都市の荒廃が70年代の衰退問題の基調にあるといってよい。

第3の新しい現象は、大都市財政の危機である。大都市財政が相対的に貧困におちいり、なんらかの改革の必要なことは、すでに1950年代にシャウプとヘーネー⁽⁷⁾が『ニューヨーク市の財政問題』(1952年)によって明らかにした。その後最近にいたるまで8回の代表的な勧告がニューヨーク市に提出されている。⁽⁸⁾ニューヨーク市は自主的な努力として、新税をもとめ、基本的な税源である不動産税も毎年のように増税してきた。すなわち1962年度の税率4.23%から、77年度には実に8.8%にまでひきあげた。

だが、国税の所得課税の委譲などの根本的改革がないままに、ニューヨーク市は都市問題の激増に対応せねばならなかった。ニューヨーク市財政は、60年代から70年代にかけて構造を一変している。一例をあげれば、福祉費は1960年度には2億8,810万ドル(全歳出の12.3%)から、1976年度には29億9,710万ドル(同22.6%)に激増している。他の経費も都市問題に対応してふえている。

他方、歳入をとると、前述のような努力にもかかわらず、都市経済の衰退、なかんずく製造業と卸小売業の衰退とともにもう産業構造の変化は自主財源の伸びを減退させた。不動産税は1960年度9億7,900万ドル(全歳入の44%)であったが、1976年度232億4,600万ドル(同24.7%)にすぎず、他の税種や受益者負担金をいれても、自主財源の比率は78.4%から55.7%におちてしまった。これにたいして、福祉や教育を中心に、連邦と州の援助がふえ、1960年度の全歳入にしめる割合は21.6%から44.3%になっている。財源依存度だけをとれば日本の大都市よりも自治がないといってよい。

このように中央依存型財政構造になっても、年々財政危機は深刻になり、ついに1975年に破産にちかい状況となり、財政再建のために州の管理をうけ、連邦政府からの借入をうけることとなった。赤字の最高時の1976年度には単年度赤字は12億4,200万ドル(収入119億9,100万ドルの10.4%)、累積赤字は1978年度で55億ドルにのぼった。1950年代には世界一の富裕団体であり、イタリア一国の財政に匹敵するといわれたニューヨーク市財政の破産状態こそ、大都市圏の危機を象徴する出来事であったといってよい。

これはニューヨーク市のことではない。クリーブランド市など北東部大都

市圏では次々と同様な財政危機がおこっている。かつて、「地方財政の危機」といえば、「農村財政の危機であったものが、大都市財政の危機にかわっていることほど、現代の地域経済の変化を象徴する出来事はない。」

財政危機におちいると、道路、橋梁、港湾、地下鉄、上下水道などの社会資本の整備が悪くなる。ニューヨーク市の地下鉄は、時々ドアがひらかなくなるような信じられない事故がある。ハドソン河にかかる橋の中には、必ず近日中に落ちるのでないかと専門家が予測しているものがある、とニューヨークタイムズが書いている。他方で、税率が上る。全国一地方税が高いのはボストン市で、不動産税に関する限りは、ニューヨーク市は16位だが、それでもサービスにくらべて重税である。環境が汚く、犯罪が多く、サービスが悪いことを理由に、企業は分散をはじめ、近年は本社すらが南部や西部にうつっている。

第4に、これらの現象が相乗しながら、ついに大都市圏の人口が減少し始めたのである。1978年の『環境白書』ではアメリカの上位20の大都市圏は、1960年代に人口180万人の純流入であったが、70年代の7年間で220万人の純流出であったとしている。また最新の1980年の『環境白書』では、1970年から79年にかけて非標準大都市圏つまり農村部の人口がふえはじめていること、また北東部の人口減少にたいして、南部および西部の人口急増がとりあげられている。

1950年代以降、前述のように、南部および西部の経済力の上昇と、北東部大都市圏の経済力の相対的低下は指摘されてきた。しかし、1970年代におこった現象は、たんなる地域格差の解消ではなく、もっと質的にことなる深刻な社会問題を生みだしている。かつて、大都市化の第1段階として大都市の人口が急増していたが、第2段階にはいると大都市の人口は減り、郊外衛星都市がふえるというドーナツ化現象がはじまった。インナーシティ問題というのは、この中でおこったものであり、わが国の大都市圏はほぼこの第2段階にあるといってよい。しかし、アメリカでおこっていることは、さらにすすんで第3段階といつてよいように、大都市圏全体の人口が減りはじめるという事態である。

これら4つの現象が大都市圏の衰退問題といわれる内容であろう。

2. イギリスのインナーシティ問題

アメリカの状況に大きな紙数をさいたが、イギリスについてもかんたんにふれよう。わが国では成田孝三氏や小森星児氏などが、イギリスのインナーシティ問題については詳細な報告をされているので、改めて説明するまでもないかもしだれぬが、1977年6月に政府によって『インナーシティ政策に関する白書』がでている。

これによれば「都市内地域の経済的基盤の沈下がこの問題の核心である。全都市にくらべて大都市のインナーシティ地域では、より大量の失業者をかかえている。」としている。インナーシティ(Inner City)というのは都市の中心部をとりまく内部地域をさしている。たとえば、大ロンドンにおける内部ロンドン、大ロンドン32区のうちの内周部12区で、大都市の発展の中核部分をさしている。

インナーシティ問題の第1はこの失業の増大のことである。都市内工業の衰退→その郊外部への立地が経済衰退の原因とされ、それにかわるサービス産業の成長とオフィスでの雇用の増大は両者の仕事が異質なので、肉体労働の雇用の減少のうめあわせとはならないのである。

インナーシティ問題の第2は住宅をはじめ施設が老朽化し、アメニティが欠如する結果、企業にとっての投資誘因が生まれなくなったことであると、『白書』は指摘している。

第3は社会的不利益の累積である。低所得者の集中、無能力者・老人・失業者の集中によって、社会的に競争できない人々のスラムが都心に作られておりこの都心部では学童の教育水準が低く、アル中・麻薬中毒・道徳的退廃がおこっているという。

第4は少数民族問題である。インナーシティ地域には少数民族が多く住む傾向があり、これらの人達に対する人種差別とそれによる不利益が社会問題化しているという。

インナーシティ地域のとり方は各都市によってちがうが、エバンズとエバースレイの『インナーシティ』(1980年)によれば、表-3のように主な大都市

では、まず中心都市の雇用に変化があらわれている。マンチェスター、リバーポール、ロンドンなどの古い都市は50年代に雇用がおちはじめ、ついで周辺都市も同様の傾向⁽⁹⁾となっている

全国の製造業の雇用の地域分布をみると、表一4のように、この10年間で、既成大都市圏の南東部は47万6,000人（減少率19.9%）の雇用減にたいし、東アングルは3万1,000人（増加率18.6%）、ウエルズはわずかだが6,000人（同2%）増大している。アメリカほど顕著ではないが、既成大都市圏の製造業の雇用の減退、それと関連する人口の減少が指摘される。

エバースレイは、近年になって、このインナーシティ問題を背景にして、都市計画は物理的計画だけでなく、社会経済的な計画が必要とされるようになったといっている。彼によれば、従来の政策は、福祉政策、ケインズ主義政策や地方分散政策に信頼をおき、福祉政策によって貧困が解消し、ケインズ主義政策によって経済の安定的発展がされ、地方分散政策で地域問題が解消すると考えられていたが、いずれもが失敗におわり、貧困は解消せず、低成長とインフレーションがつづき、政策決定者と被決定者の間に対立がおこり、保存と環境保護と

表一3 イングランドとウエルズの中心都市とインナーシティの雇用の変化
(単位:1,000人)

都 市 名	1921	1951	1961	1966	1971
マンチエスター	414	426	418	380	32
サルフォード	82	84	73	68	65
ストックポート	53	63	60	62	63
ストレットフォード	32	52	58	52	48
リバーポール	327	396	388	372	312
ブートル	28	38	40	38	41
バーケンヘッド	46	61	55	53	50
バーミンガム		624	655	647	565
ブリストル		196	208	219	203
リーズ		265	273	271	245
ニューキャスル		175	179	173	148
シエフィールド		257	271	272	256

(注) A. Evans & D. Eversley eds., The Inner City p. 29 より

表一4 イギリスにおける製造業雇用の地域的变化 (1965~75, 1,000人)

	1965		1975		1965~1975 の変動	
	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
東 ア ン グ リ ア	167	2.0	198	2.6	+ 31	+ 18.6
ウ エ ル ズ	311	3.6	317	4.2	+ 6	+ 2.0
南 西 部	422	4.9	427	5.7	+ 5	+ 1.2
北 部	459	5.4	454	6.1	- 5	- 1.1
東 ミ ッ ド ラ ン ド	620	7.2	593	7.9	- 27	- 4.4
北 ア イ ル ラ ン ド	171	2.0	154	2.1	- 17	- 9.9
ス コ ッ プ ラ ン ド	725	8.5	637	8.5	- 88	- 12.1
西 ミ ッ ド ラ ン ド	1,185	13.8	1,021	13.6	- 164	- 13.8
ヨ ー ク シ ャ と ハ ン バ ー	860	10.1	733	9.8	- 127	- 14.8
北 西 部	1,252	14.6	1,042	13.9	- 210	- 16.8
南 西 部	2,389	27.9	1,913	25.5	- 476	- 19.9
全 国	8,561	100.0	7,489	100.1	- 1,072	- 12.5

(注) A. Evans & D. Eversley eds., op. cit., p. 110.

いう新しい課題が生まれているとしている。

インナーシティ問題がおこったのは、地方分散政策の効果というよりは資本主義制度の崩壊を反映しているのであって、代替的な政策をとってもうまくいかないのではないかとしている。

3. 大都市圏衰退の対策をめぐって

大都市の衰退はエバースレイの指摘するように、資本主義制度の矛盾のあらわれであり、とくに多国籍企業段階の企業の海外立地や、企業の統合化・合理化による雇用の減少と関連している。そのいみでは、大都市圏だけの経済政策で解消しうるものではない。

アメリカの場合には、連邦の軍事費支出を中心とした地域開発のあり方に原因があるといわれている。メルマンは、ニューヨーク市は、1965年に市内から徴収される税金と連邦から還元される財政支出とをくらべると、32億ドルの揚超であったが、それが1974年になると実に130億ドルになったとしている。彼

の計算では、ニューヨーク市民の納める1ドルの税金のうちで69セントは連邦へ、25セントは州へ、6セントだけが市へはいるとしている。^⑩ 伝統的に、アメリカの地域政策は都市によく、農村を中心としていたことが、補助金政策などにもあらわれているという。

先に紹介したウェインスタインらは、サンベルトの発展の原因は、北東部大都市圏のように反資本主義的空気がなく、労働組合が弱く、資本家が低賃金で労働者を雇うという競争的資本主義にむいた条件が南部や西部にあるからだとして、政策的要因を否定している。しかし、ウェインスタインらの分析をよむと、軍事費を中心とした連邦支出の南部重点主義は見過せないようである。表一5は軍事費の配分をみたが、このように1976年度、ニューヨーク州は1人当たり186ドルで全国の87%だが、カリフォルニア州は446ドルで、全国水準の2.1倍となっている。1972年からの推移をみると、南部や西部が大幅にふえているが、ニューヨーク、ニュージャージー、イリノイの大都市圏の諸州は大幅に減っている。このような軍事費や宇宙開発経費を軸にした工場分散、ひいては大学研究所の拡充を含む総合的地域開発は50年代からすすめられたものである。オコンナーは、公共投資中最大の高速道路の建設が、民間デベロッパーの郊外都市開発や農村への人口流出の原因となっていると指摘している。

このようにみると軍事費と公共投資による政府の財政支出の優先配分が北東部大都市圏の衰退とサンベルトの上昇を生みだす原動力となっていることは否定できないであろう。

この他、企業誘致のための減税や公害規制の緩和などが、南部や西部でおこなわれている。このことも企業や人口の分散を生む原動力となっている。

アメリカにおける北東部大都市圏の衰退問題やイギリスのインナーシティ問題は、過密・過疎問題の視点からみると、「地方の時代」英米版として、のぞましいようにみえる。しかし、これまでみてきたように、無計画な企業と人口の分散は、新しい社会問題をひきおこしている。すなわち、大都市圏では、製造業などのブルーカラーの職場が少なくなることによって、貧困問題が激化し犯罪などの社会問題がふえ、都市そのものが荒廃している。他方で、企業や人

表一五 連邦軍事費の州民1人当たり支出額

(ドル)

州	名	1972	1976	1972~76年増減率	1976年の水準
古い大都市圏	マサチューセッツ	257.65	346.61	34.5	163
	ニューヨーク	198.67	185.99	△6.4	87
	ニュージャージー	163.84	146.55	△10.6	69
	ペンシルベニア	126.46	159.28	26.0	75
	イリノイ	69.25	56.79	△18.0	27
サンバートル	メリーランド	206.42	280.16	35.7	131
	バージニア	260.50	385.00	47.8	181
	ミシシッピ	272.84	438.34	60.7	206
	アリゾナ	242.66	304.76	25.6	143
	カリフォルニア	315.03	446.25	41.7	209
全 国 平 均		177.62	213.24	20.1	100

(注) B. L. Weinstein & R. E. Firestone, OP. Cit. p. 32-33 より作成。

口の分散した地方都市では、都市問題や公害が発生している。マイアミの黒人暴動やヒューストンの公害などは典型例であろう。また『環境白書』の指摘のように、人口が比較的安全な大都市を去って、洪水地域の危険な場所に住み、再農村化で農地をつぶして宅地にしたり、沿岸部の自然をこわす結果、新しい環境破壊がおこっているという。再農村化といったが、人口は完全に U-ターンしていく、地方都市とその周辺がふえているので過疎地は解消していない。このような英米の「地方の時代」は、わが国にとって他山の石となるであろう。わが国の場合は、まだ深刻な大都市圏の衰退をまねていないが、すでに都心の人口は減り、都市型工業の衰退とともにブルーカラーの雇用が不安定となっている。またエネルギー基地の地方分散は公害を拡散し、無計画に膨脹する地方基幹都市は、福岡市の水問題、福井市の豪雪問題、那覇市の住宅難・交通難などに象徴されるように、都市問題に悩まされはじめている。

この際無計画な地方分散策でなく、あらためて、大都市圏も地方も安全で、住みよい地域として共存していくような国土政策がのぞまれよう。そして、大都市における環境、とくに都心の環境改善、人口の都心への呼び戻し、都市型工業の再生による雇用の安全などの都市政策が必要であろう。

(注)

- (1) エバースレイはイギリスの場合、再農村化の画期を1974年としている。ただし、イギリスでは地方制度の大改革があったので、統計的に一貫した地域別の変化がとりにくくとしている。
- A. Evans & D. Eversley, *The Inner City* (1980, London) p. 7.
- (2) B. L. Weinstein & R. F. Firestone, *Regional Growth and Decline in the U. S.* 1978, N. Y. pp. 52-53.
- (3) H. Perloff & Others, *Regions, Resources & Economic Growth.*, 1960, N. Y. pp. 24-7.
- (4) V. Fuchs, *Changes in the Location of Manufacturing in the U. S. since 1929*, 1962, N. Y. p. 10.
- (5) R. Vernon, *New York Metropolitan Region Study*, 9 vols. 1961, N. Y. このうち3冊が翻訳されている。
- (6) R. Vernon, *Metropolis 1985.*, 1961, N. Y. 蟻山正道監訳『大都市の将来』(東大出版会, 1968年) p. 236.
- (7) R. M. Haig & C. S. Shoup, *The Financial Problem of the City of New York*, 1952, N. Y.
- (8) これらの文献については、拙著『都市経済論』(1980年, 筑摩書房) pp. 165-6.
- (9) A. M. Warnes, *A long term view of Employment decentralisation from the larger English Cities.*, in A. Evans & D. Eversley eds., op. Cit. pp. 29-30.
- (10) D. Eversley, *Introduction: How the debate began.* in A. Evans & D. Eversley eds., op.Cit. pp. 3-7.
- (11) S. Melman, *The Federal Rip-off of New York's Money* in R. E. Alcaly & D. Mermelstein eds., *The Fiscal Crisis of American Cities*, 1977, N. Y. pp. 182-3.
- (12) J. O'Corner, *The Fiscal Crisis of the State*, in M. Edel & J. Rothenberg eds., *Readings in Urban Economics*, 1972, N. Y. pp. 590-1.
- (13) Council on Environmental Quality, *Environmental Quality-11 th Annual Report-1980*, Washington pp. 338-346.

大都市の将来—ソーシャル・

ミックスを中心に—

成 田 孝 三

(大阪市立大学経済研究所助教授)

はじめに

与えられた課題は、世界の先進資本主義諸国において大都市とりわけインテグレーティの衰退が問題となっている中で、わが国大都市の将来を展望するという、必要で興味深いものではあるが、筆者にはいま全面的にそれに応える準備がない。以下では大都市への比較構造論的アプローチに関心をもっている立場から、ソーシャル・ミックスという極く限られた側面についての検討を試みたい。その手順は、都市化の最先進国アメリカにおいて大都市の将来構造がどのように見通されているかを最近の二三の文献によって概観し、いずれの構造をとるにせよソーシャル・ミックスの実現が必要なことを確認した上で、日米の都市をめぐる諸条件の差異を念頭におきながら、大阪都市圏におけるソーシャル・ミックスの動向を分析し、その将来を考えようとするものである。

1 都市構造を規定する諸条件の変化

ワシントン大学都市・地域研究所所長であり、「成熟した大都市圏」の編者である C. H. Leven 教授は、1958年に「爆発する大都市圏 (Exploding metropolis)」が刊行されてより20年を経ずして、1976年には「都市の苦境 (The urban predicament)」が出版され、その間に大都市圏の問題は、集積した諸活動をいかに収容し、公共サービスの容量をいかに拡大し、郊外をいかに分割するかという点から、就業機会の減少、地方政府の財政危機、中心都市の物的衰退へと転化したことを指摘し、それを大都市圏の成熟と表現した。⁽¹⁾このような成熟をもたらした条件として、Leven 自身は生産における変化、人口学的動向、

社会的価値判断の三つをあげており、筆者も別稿でそれについて論及したこと
があるけれども、ここでは次の条件変化との対比を考慮して、A. P. Solomon
⁽²⁾の説明をみておこう。⁽³⁾(1)スペースへの要求が工場郊外化の最大の原因である。生産技術の発展による高速大量生産は工場の水平的拡大をうながしたからである。(2)輸送手段の変化、とくに自動車輸送の発達は工場の立地自由度を高めたばかりか、混雑した中心都市への立地を不利にした。連邦のハイウェー整備事業は郊外化を加速した。(3)人と工場の立地に関連する諸産業も随伴して郊外化した。(4)人の郊外化にも自動車の発達が作用し、職場の分散がそれを加速した。(5)個人所得の上昇と広い居住空間への欲求の増大は、低密度な戸建住宅のスプロールを結果し、有利な住宅融資制度や税制度がそれを加速した。それに比べて中心都市の集合住宅や借家人に対する公的補助は少なかつた。(6)人口分散が選択的に進行し、中心都市に老人、失業者、貧困者、マイノリティを残したために、郊外との社会経済的差異を生み出した。(7)人口減少にもかかわらず中心都市では公共サービスはふやきねばならなかった。(8)残留者の家賃支払い能力の低下や、優良な住宅に対する需要の減退のために、中心都市の家主は住宅投資を行わず、住宅悪化が進行し、終には放棄住宅が現われた。

ここに列挙された諸条件が今後も持続するならば、大都市の将来を予測することは容易であり、暗いイメージが浮び上るけれども、状況がそれほど単純でないところに救いと同時に予測の困難さがあるといえよう。都市構造に関連する最近の条件変化についてはすでに別稿でふれたが、⁽⁴⁾ここでは再び Solomon の説明を追うこととする。⁽⁵⁾彼によれば将来の都市圏の枠組を形成する要因は次の四つとなる。

(1)世帯構成とライフスタイルの変化：国の出生率は歴史上最低となり、人口増加率はゼロに向っている。すでに始まっている現象であるが、ベビーブーム期人口の成人、平均年齢の上昇による老人の増加、結婚率の低下、離婚の増大などで成人世帯の比率が上昇する。かって老人や単身者がそうであったように、彼等は郊外よりも便利な中心都市の生活を好むかも知れない。世帯構成の流動化や法的紐帶のゆるみは、所有権の確立した郊外の持家をむしろ忌避させるか

も知れない。共稼ぎが増加すれば、職場や諸サービスに近接した都市居住が選好されやすい。子供がなければ都市の学校を避け郊外のそれを指向する必要もない。要するに都市生活により適合したライフスタイルが増加すると思われる。

(2)環境や資源の制約への適応：これまで土地の開発はG N P 増大の一部をなすと確信されていたが、今や成長は進歩やチャンスと等価ではなくなり、郊外ではコントロールのない開発に対する反発が強まっている。郊外の住民は、人口と経済の成長を、資産税の強化（基盤施設の整備のために必要とされる）、環境の悪化（オープンスペースの侵蝕、海岸線、水路、その他の生命維持システムの侵害をもたらす）、公共サービスの低下（学校、公園、レクリエーション施設は過密となる）、現在のライフスタイルへの脅威（社会経済的ステータスの低い人々が侵入する）等と結びつけて考えるのである。このような思考に限られた食糧供給や枯渇するエネルギー資源への関心が重なり、開発コントロールや成長管理の主張が強まる。そのことは、開発をインナーコアに向けさせるとか、郊外での開発を高密度でよりコンパクトなものに導くことによって、将来のため都市圏の構造に影響を及ぼす。

(3)資金とエネルギーの不足への対応：自然資源の不足への対応と同様に、政府も民間も資金とエネルギーの不足に対応しなければならなくなる。資本の国外投資と石油の輸入は、国内に投下される資金を減少させ、新規建設への投資よりも既存のストックの高質化や維持を優先させる。減税を政府支出の増大抑制、いわゆる小さい政府を求める一般的なムードの中で、政府支出は、新しいハイウェー、一般道路、ユーティリティ、住宅の新設よりも、既存のストックの維持や補修に重点配分されそうである。一方、燃料やガソリンの高騰は、立地の変更、より効率の良い空調システムの採用、小型車の有効利用などいろいろの対応を誘発するので、土地利用パターンの変化も一様でなく予測しがたいが、コンパクトでエネルギー効率の良い都市圏、即ち高層アパートや高密度な住商混合地区の開発や、既存の運輸施設の結節点に近い部分の成長をうながす可能性がある。

(4)脱工業化経済における転換：一つは成長の低下である。資本やエネルギー

の不足、人口の低成長、私的資本形成の減速等を理由として、アメリカ経済の低成長が予測されており、低成長が続けば都市の周辺や従来の成長地域での新規開発よりも既存の資本ストックへの依存が強まる。第二は産業構成の変化である。第三次化やサービス化はオフィスでの業務を増加させ、中心都市の有利性は増大する。ただ中心都市がサービス雇用を吸引しても、工業その他の職場の流出は市当局の問題として残るであろう。第三は生成、消滅、拡張、縮小などによる産業活動の消長である。それは地域内よりも地域間で優勢となり、サンベルト、小都市圏、非都市圏などへのシフトをもたらす。古い大都市圏の中心都市は、域内変動と地域間変動の両者によって影響される。

大統領の1978年都市政策レポートも、都市に関連する新しい兆候として上と類似の条件を指摘し、続く1980年レポートでは改めて「今後10年間の都市に影響を及ぼす諸力」について一章を設け、国民経済の活力と経済活動の分布、人口学的性格の変化、エネルギーの利用と価格、環境の改善と規制の四つを重要な要因とした。⁽⁶⁾ Solomon が挙げた都市構造を規定する新しい条件は、一般的に承認されていると考えてよい。

2 異なる都市像の展望

しかし諸条件が生み出す将来の都市（圏）構造については見解の相違があり少くとも以下のような三つの異なる都市像が主張されている。その一つは、いわゆる「都市への回帰」論であり、新しい条件が人口や企業の都市への回帰をうながし、大都市は衰退から再生に転ずるという見解である。ニューヨークを始めとする多くの大都市の都心地区で、オフィスビル、コンベンションセンター、文化センター、ホテル、複合ビル等の新築や改築が盛行しており、都心をとりまくインナーシティの近隣住区では、老朽住宅への再投資が、既存住民による高質化（upgrading）や中・上層転入者による紳士化（gentrification）⁽⁷⁾という形で進展している最近の状況については、別稿でやや詳しく報告した。回帰論者はこのような傾向が将来も持続し、政策的にそれを助長するならば、大都市の再生は可能であると考えている。

大都市の将来—ソーシャル・ミックスを中心に—

その二は、都市への回帰運動は量的に限られており、郊外化と中心都市の衰退は将来も続くであろうという見解である。例えば先の1980年大統領都市政策レポートは、新しい条件の下ではその速度が緩むにしても1970年代に観察された傾向、即ち人口と雇用の分散は続き、外部郊外や非大都市圏の発展とは対照的に、中心都市や古い内部郊外（インナーサーブ）は深刻な問題に直面しつづけると予測し、連邦、州、地方政府の中心都市に対する協力的対応（パートナーシップ）の必要性をうたっている。あるいはまた、1979年3月に開催された上下両院連合経済委員会による「都市の危機は去ったか」という問題をめぐる公聴会では、議長と5人の公述人全員が、都市への回帰がもたらす効果を評価せず、⁽⁸⁾ 中心都市の困難を強調した。

その三は、上記二つの中間に位置する展望で、多核心構造論とでも名付けるべきものである。主張者の一人ノースカロライナ大学の Stephen S. Birdsall は、「都市への回帰」論者同様、大都市の衰退は決定的なものでなく次の段階への過渡的なものだと見做すが、さりとて圧倒的な中心都市の再生はあり得ないと考える。⁽⁹⁾ 20世紀の前半までに形成された古典的な単一核構造の大都市圏に固執する限り、中心都市に関する悲観論は当然であるが、将来生じうる都市圏を、分散した小型の都市コミュニティの集合即ち多核心的構造圏と考えれば、悲観論に落ち入る必要はない。その場合それぞれの核は、異なる機能を遂行してもよいが、ローカルなものはなるべく各核において供給され、真に一般的な機能のみが特定の核から都市圏全体に対して提供される。その結果、これ迄の郊外と中心都市の人口密度の差異は縮小するし、所得分布に関しても、中・高所得者の都市回帰と低所得者の郊外流出によって両地区間は平準化する。また従来の中心都市自身も郊外的なコミュニティの連合体に変容する。

更にノースウェスタン大学の Leon N. Moses 等も、分散持続、都市への回帰、多核心化という三つの構造のうち、将来生じうる可能性が最も大きいのは多核心化であると見做している。^仰 人口の都市回帰は一定の部分において発現するにとどまり、広汎な再集中は工場や他の事業所の立地がない限り実現しない。土地のクリアランスと工場パークの造成、商業モールの建設などはある程度事

業所を中心都市に吸引するが、大きな雇用の増加にはつながらない。一方、事業所の郊外化をうながした条件はまだ作用しつづけるから、郊外に人と職場が結集した職住一体的な核が形成され、そこには高層アパートや中小型のショッピングセンターも立地する。つまり郊外に新しい都市核が形成されれば郊外居住者（中・上級階層）は、エネルギー不足などの新条件に対応することができる。ただ Moses 等は Birdsall とはことなり、中心都市自体の将来については言明していないし、低所得者やマイノリティが郊外に自然流出するとも見ず、むしろ彼等が郊外の職場へ通勤する必要性が増大すると考えている。それにもかかわらず新しい条件下では通勤が困難となるから、郊外の新しい核の近くに公的補助による低所得者用住宅の供給が是非必要であると強調する。

将来の大都市について楽観論があるのに、都市対策に直接責任を負っている連邦住宅・都市開発省が大都市の悪化を強調するという一見奇妙な状況の背景には、都市優先の政策について一般的同意が得にくくなっているという最近の事情がある。それはともかく、悲観論にはもちろん、回帰論や多核心論にも共通して次の点が問題となる。

3 共通の問題点—ソーシャル・ミックスの必要性

周知の如く、マイノリティのセグリゲーションはアメリカ都市の大問題であるけれども、郊外化はそれを都市内の一地区の問題から、都市対郊外といふ大都市圏スケールの問題に拡大しつつある点を別稿で指摘した。連邦住宅・都市開発省の代表が先の上下両院連合公聴会で行った陳述も、中心都市の人口移動のパターンについて、「重要な点は人口減少が必ずしも悪いのではなく、移動が選択のことである」と言い切っている。¹²郊外化を通じて、中心都市ではマイノリティ、貧困者、失業者、老人の比率が上昇しており、これが統計上、中心都市そのものが都市圏内における被隔離地区的性格を帯びて来るからである。

都市への回帰にはこれとは逆の問題が含まれている。回帰現象が最も強く批判されるのは、上層中産の来住者がインナーシティの近隣からマイノリティ、貧困者、老人を追放し、追われた彼等は、かって連邦主導のクリアランスで追

放された住人が他処でスラムを拡大再生産したのと同様に、インナーシティの外周やインナーサバーブをスラム化していく点である。したがって、都市回帰が中心都市を救うものと評価されるためには、ソーシャル・ミックスを伴わなければならない。カーター政権時の住宅・都市開発省長官 M. Landsiew は雑誌のインタビューに答えて、「各所得階層グループのより良き混合を実現するためには、ある程度の立ち退きも必要である。問題の鍵は、中・高所得者の都市回帰を促進しつつ、¹³ インナーシティの近隣で貧困者用住宅を供給することにある」とのべ、¹⁴ 都市回帰を精力的にとりあげている地理学者、R. A. Cybriwsky も、¹⁵ 都市回帰は人種的、文化的、経済的に多様で強力なコミュニティを生み出す限りにおいて、¹⁶ 大都市再生にとって重要な要素であると断じている。

多核心構造もこの問題を回避することはできない。Birdsall が展望するように、都市圏内での所得分布の平準化が仮りに実現するとしても、それはかつての中心都市対郊外全体の平準化にすぎず、郊外の夫々の核が平準化されることを意味しない。¹⁷ 郊外の生活様式は多様化しているけれども、¹⁸ そこでの人種的、¹⁹ 経済的なセグリゲーションは変化していないといわれ、²⁰ 郊外のスラム化はすでにアメリカの多くの大都市圏で明らかであり、²¹ 郊外はかっては市内に閉じ込められてきた社会的問題のえじきになりつつあるとの指摘さえなされている。

都市圏がどのような構造となるにせよ、人種的、文化的、経済的に多様性をもった近隣、すなわちソーシャル・ミックスが実現されない限り、アメリカの大都市問題の真の解決はないといえよう。それではソーシャル・ミックスの効用は何か。その点に関して包括的な文献レビューを行った W. Sarkissian によれば、ソーシャル・ミックスの理念は1845年の英國イルフォードでの提案に始まり、カドベリー、ハワード、オクタビアヒル、マンフォード等に引きつがれ、以下のような様々な効用を発揮するという。²² (1)中・上位クラスの生活に接し啓発された低クラスの人々の積極性、健康、教育、趣味等の水準を引きあげる。(2)住宅の美的多様性と美的水準を増進する。(3)多彩な文化を接触させ、知的・文化的な前進をうながす。(4)経済的・政治的機会の均等化を強める。(5)社会的人種的緊張をやわらげ調和を促進する。(6)逆に異質なものの中での社会的な衝

突を通じて、個人と社会の成熟を促進する。(7)多様性の中で、様々な才能をもったリーダーが現われ、都市の安全と安定を生み出す雇用が満たされ、最小の費用で必要なサービスが維持される。(8)住宅のタイプ、サイズ、コスト、所有関係の多様性は、需要に変化を起した居住者が地域内にとどまり、新しい選択を行うことを可能にし、居住地区の安定維持に役立つ。(9)都市化された現代世界の多様性を反映する。都市の本質は混合に他ならない。

もちろんソーシャル・ミックスの有効性や実現の可能性について疑問をもつ都市計画家がおり、ソーシャル・ミックスは社会変革のエネルギーをそらそうとするリベラルの代替案にすぎないとか、分割して統治する手段であり黒人や労働者の結束を弱めるものであるという批判がある。たしかにソーシャル・ミックスは社会的不平等を根本的に解決する力とはなり得ないけれども、現実に大きな問題を内包しているセグリゲートされた空間が、都市圏内で拡大することを放置してはならない。どのような地区単位でソーシャル・ミックスを図るべきかなど検討るべき課題は多いが、活力ある新しい都市圏を再構築しようとする場合には諸部分の純化ではなく混合化が追求さるべきではなかろうか。

4 わが国大都市圏の動向

日本の大都市圏をとりまく諸条件には、例えば人種問題、経済成長力、土地利用の密度と地価水準、公共交通手段の普及等々いくつもの重要な差異があり、したがってアメリカの経験をそのままわが国に引き写すことは適切でない。それにもかかわらず、周知の如くわが国でも若干のタイムラグをもちながら、類似の郊外化が進展してきた。大阪市の急激な人口減少や大阪府の人口停滞、工業従業者の絶対的分散やオフィスワーカーの相対的分散などがその例である。常住人口と雇用従業者の密度が共に高い大阪市の場合は（表一-1）、郊外化が単なる量的減少を意味するならば、アメリカの住宅・都市開発省が言い切ったように、必ずしも否定さるべき現象ではないかも知れない。問題は、アメリカに比べてはるかに強い社会経済的な平準化ないしは混住の状態を保持してきたと思われるわが国大都市圏内の諸地域が、選択的な移動を伴う郊外化によって分

大都市の将来—ソーシャル・ミックスを中心に—

表一 大都市の密度比較

都 市	人 口						従 業 者		
	年 次	10km圏		市 域		年 次	10km圏		市 域
		面 積	密 度	面 積	密 度		市 域	密 度	
ロ ン ド ン	1971	301km ²	9,209	301km ²	9,209	1971	8,372	8,372	
ニ ュ ー ヨ ー ク	1970	354	13,418	816	9,675	1965	9,568	4,875	
東 京	1970	301	17,252	577	15,322	1972	13,817	9,449	
大 阪	1970	293	12,990	206	14,466	1972	9,171	11,524	

市域：ロンドンはインナーロンドン、東京は区部、従業者は従業地ベース

出所：成田孝三、「郊外化と中心地」『経済学雑誌』76巻1号

極化しつつあるのかいなかである。小論の最終的なねらいはこの点の検討にある。

事例として、大阪都市圏におけるエリート（専門的・技術的職業と管理的職業の従事者）と65歳以上老人人口の居住地分布及びホワイトカラー（事務・技術・管理関係職業）の従業地分布をとりあげ、郊外化の中でそれらが偏在性を強めているのかどうかを検討する。分布の偏りを計る指標として、人種的セグリゲーションの計測に多用されるいわゆるトイバー指数（局地化係数） $D = 100 \cdot [\sum_i |E_i/E - N_i/N|]$ （但し、 E_i と N_i は各市区町村のエリートと非エリートの数、 E と N は都市圏全体のエリートと非エリートの数、従ってこの指標は非エリートと同一の分布を実現するために移動しなければならないエリートの比率を意味する）を用い、更に個々の地区の偏よりの程度を示す立地係数 $[L = E_i/T_i / E/T]$ （但し T_i と T は市区町村と都市圏全体のエリートと非エリートの合計）を補った。なお非エリートからは農林漁業関係職業を除いており、また大阪都市圏として大阪市を通勤第1対地とする市区町村のうち大阪府下では全市町村を、府外では市域のみをとりあげた。

都市圏全域でみるとエリートのトイバー指数は1965年の15.58 %から1975年

の14.96 %へと若干減少しており、エリートの分布は10年間にわざかながら非エリートの分布を均衡化したといえる。(表-2) 地域別にみると、大阪市周

表-2 大都市圏におけるトイバー指数の変化

		常住地エリート		常住地老人人口		従業地ホワイトカラー	
		1965	1972	1965	1975	1970	1975
都心区	プラス	0.7	2.2	3.2	10.4	184.5	158.0
	マイナス	1.5	0.2	0.7	0	0	0
	計	2.2	2.4	3.9	10.4	184.5	158.0
周辺区	プラス	17.8	7.0	38.0	69.8	18.3	14.3
	マイナス	99.1	81.7	22.6	2.6	74.0	72.9
	計	116.9	88.7	60.6	72.4	92.3	87.2
大阪市計	プラス	18.5	9.2	41.2	80.2	202.8	172.3
	マイナス	100.6	81.9	23.3	2.6	74.0	72.9
	計	119.1	91.1	64.5	82.8	276.8	245.2
北大阪	プラス	46.9	50.4	2.2	0	0.1	4.5
	マイナス	0.9	2.3	11.1	31.5	8.7	5.0
	計	47.8	52.7	13.3	31.5	8.8	9.5
東大阪	プラス	12.5	10.4	0.7	0.1	0	0
	マイナス	19.5	32.5	16.0	40.1	44.3	39.9
	計	32.0	42.9	16.7	40.2	44.3	39.9
南河内	プラス	8.0	12.1	2.9	0.2	0	0.1
	マイナス	1.1	3.4	0.1	16.1	22.8	19.9
	計	9.1	15.5	3.0	16.3	22.8	20.0
泉州	プラス	1.9	0	6.7	4.8	0	0
	マイナス	19.2	12.8	1.2	2.4	28.4	21.7
	計	21.1	12.8	7.9	7.2	28.4	21.7
兵庫	プラス	50.8	47.1	4.7	5.1	0.3	2.2
	マイナス	12.5	14.1	17.1	7.7	22.4	17.0
	計	63.3	61.2	21.8	12.8	22.7	19.2
その他	プラス	17.2	20.9	13.3	10.4	3.9	3.6
	マイナス	2.0	2.1	0	0	9.4	7.6
	計	19.2	23.0	13.3	10.4	13.3	11.2

大都市の将来ソーシャル・ミックスを中心に一

全 域	計 1/2	311.6 155.8	299.2 149.6	140.5 70.3	201.2 100.6	417.1 208.6	366.7 183.4
--------	----------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------

資料は各年次国勢調査、南河内に堺市を含める。兵庫は尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・川西の6市、その他は奈良・大和高田・大和郡山・天理・櫛原・桜井・御所・生駒・橋本・名張の10市。

辺区と泉州が均衡化に大きく寄与し、東大阪と南河内では逆に両者の分布の不均衡が拡大したため、圏域全体としては上述の如く均衡化が小幅にとどまった。一方立地係数の変化をみると（表-3）、(1)大阪市周辺区では係数の増大区と減少区の数が等しく、平均値もほとんど変化していない点から、さきの均衡化に

表-3 大阪都市圏における立地係数の変化

		常住地エリート		常住地老人人口		從業地ホワイトカラー	
		1965	1975	1965	1975	1970	1975
都心区	北	0.957	1.058	1.159	1.700	1.655	1.488
	東	1.032	1.416	0.909	1.500	1.949	1.748
	西	1.054	0.964	1.022	1.400	1.572	1.437
	南	0.925	1.000	1.136	1.666	1.344	1.228
周辺区	都島	0.742	0.730	0.863	1.183	0.889	0.894
	島	0.785	0.839	1.295	1.783	1.126	1.094
	花	0.430	0.474	0.772	0.966	0.803	0.805
	港	0.527	0.504	0.613	0.833	0.860	0.894
	正	0.613	0.533	0.795	0.983	0.778	0.734
	天王寺	1.495	1.445	1.181	1.516	1.417	1.340
	速	0.710	0.675	0.863	1.316	1.082	1.060
	淀	0.570	0.810	1.090	1.550	1.117	1.080
	淀川	0.570	0.577	0.886	1.166	0.832	0.808
	成	0.742	0.745	0.931	1.000	0.905	0.897
	野	0.667	0.686	1.181	1.633	0.889	0.860
	生	0.634	0.628	1.136	1.450	0.648	0.637
	旭	0.925	1.000	1.181	1.416	0.803	0.831
	東	0.613	0.701	0.931	1.016	0.778	0.762
	野	1.441	1.226	1.409	1.683	1.066	1.051
	吉	1.065	0.949	1.022	1.183	0.832	0.857
	吉	0.989	0.766	1.113	1.100	0.759	0.731
	成	0.645	0.511	1.068	1.400	0.648	0.557

周辺区	平 均 増 大 減 少	0.787 9 9	0.766 17 1	1.018 17 1	1.288 12	0.902 6	0.888 12
北大阪	平 均 増 大 減 少	1.352 3 7	1.259 2 5	0.944 2 5	0.850 7 3	0.939 7	0.990 3
東大阪	平 均 増 大 減 少	0.987 1 9	0.886 1 8	0.866 1 8	0.776 1 8	0.760 9 1	0.824 9 1
南河内	平 均 増 大 減 少	1.069 6 5	1.143 0 6	1.128 0 6	0.908 11 0	0.741 11 0	0.846 11 0
泉州	平 均 増 大 減 少	0.727 9 3	0.834 3 7	1.129 3 7	1.090 12 0	0.605 12 0	0.707 12 0
兵庫	平 均 増 大 減 少	1.502 1 5	1.417 3 3	1.026 3 3	1.028 6 0	0.855 6 0	0.954 6 0
その他	平 均 増 大 減 少	1.173 2 8	1.120 3 7	1.461 3 7	1.408 8 2	0.847 8 2	0.882 8 2

平均は地域内市町村の数値の単純平均

増大、減少は係数が増大又は減少した市区町村の数を意味する。常住地老人人口の係数はD I Dで算定したから、1965年の該当市区町村数で比較した。

対する寄与はエリートと非エリートが共に大きく減少したことによる。(2)かつてエリートの比率が最も小さかった泉州では係数増大の地区が多く、エリートのかなりの流入によって非エリートの卓越性が緩和された。(3)これまでエリートが卓越していた北大阪、兵庫、その他地域に非エリートの流入があり、エリートの卓越性は弱まった。(4)東大阪では非エリートの増加が著しいためエリートとの分布の均衡が破られ、南河内では逆にエリートの増加によって、非エリートとの分布不均衡が拡大した。等の諸点が明らかになる。

常住地老人人口のトイバー指数は7.03%から10.06%へと増大し、非老年人

大都市の将来ソーシャル・ミックスを中心の一

口に対するその分布は明らかに不均衡化した。地域別には都心区から南河内までの4地域で不均衡が拡大し、兵庫では逆にそれが縮小した。さらに立地係数の変化によって、(1)都心区と周辺区では非老年人口の流出と老年人口の滞留により老年人口の卓越性は強まった。(2)兵庫を除くその他の諸地域では、老年人口を上廻る非老年人口の増加によって年齢構成は若返った。(3)兵庫では半数の地区(尼崎、西宮、芦屋)の老年化が進んだため、均衡性が保たれた、等のことが知られる。

従業地ホワイトカラーの1970年のトイバー指数は20.86%で他の二指標の場合より大きく、ホワイトカラーの偏在性の強さを示している。しかし75年の指数は18.34%に減少し、従業地ホワイトカラーの分布も均衡化しつつあるといえる。均衡化に寄与したのは主として都心区であるが、その他の地域の指数も全てわずかづつではあるが減少している。均衡化の内容を立地係数の変化でみると、(1)まずはぬけて係数の大きい都心の4区では全ての係数が減少しており、4区ともオフィス地区への純化とは逆の方向にある。(2)都心周辺区でも意外に係数減少の区が多く、都心区以外ではここだけが非ホワイトカラー化を強めている。(3)その他の地域では大部分の市町村でホワイトカラーが相対的に増加して、従来の非ホワイトカラーの分布との不均衡を是正した、ということができる。

以上の簡単な分析から明確な結論を引き出すことはできないが、二、三の見通しをのべて結びに代えたい。郊外化によって中心都市大阪におけるホワイトカラー従業者の卓越性が低下し、郊外諸地域でホワイトカラーの比率が上昇している事実は、アメリカで予測されている大都市圏構造の多核心化が、大阪都市圏でも進展しつつあることを示唆している。常住地エリートの卓越性が地域居住者の所得水準の高さを代表するものとすれば、大阪都市圏における郊外化は、所得分布の分極化よりもわずかながらも均衡化をもたらしており、伝統的なソーシャル・ミックスはまだ崩れていない。ただし老齢者の中心都市大阪への偏在性は著しく強まっており、大阪市では今後老人滞留にともなう諸問題が深刻になるかも知れない。更に、インナーシティにほぼ相当する大阪市周辺区のみは、郊外化によって三つの指標のいずれもが都市圏全体の水準よりも低次

な好ましくない方向へ不均衡化しており、それはかつて指摘した大阪のインナーシティ問題の再確認をせまるものである。

(注)

- (1) Leven, C. L., The Emergence of maturity in metropolis, in the mature metropolis. (1978年)
- (2) 成田孝三, 「郊外化と中心市」『経済学雑誌』76巻1号 (1977年)
- (3) Solomon, A. P., The Emerging metropolis, in The Prospective City, ed. by Solomon, The MIT Press. (1980年)
- (4) 成田孝三, 「大都市の再生」『市政研究』49号 (1980年)
- (5) Solomon, A. P. 前掲書
- (6) H. U. D. The President's National Urban Policy Report, 1980, GPO.
- (7) 成田孝三, 「アメリカにおける都市再生の動向と問題点」『大都市の衰退と再生』東大出版会所収, (1981年近刊)
- (8) Joint Economic Committee, Is the Urban Crisis Over? GPO. (1979年) (本論を神戸市企画局総合調査課, 海外文献シリーズNo 9, 1981に抄訳した)
- (9) Birdsall, S. S., Alternative Prospects for America's Urban Future, in the American metropolitan system, ed. by S. D. Brunn and J. O. Wheeler, Edward Arnold. (1980年)
- (10) Anas, A and L. N. Moses, Transportation and Land use in the Mature metropolis, in the mature metropolis ed. by C. L. Leven, Lexington Books (1978年)
- (11) 成田孝三, 「インナーシティの衰退と住宅市場の二重性」『現代大都市の構造』東大出版会所収 (1978年)
- (12) H. U. D. 前掲報告書
- (13) U. S. News and World Report, Come back for Cities, Vol. 88, No. 11. (1980年)
- (14) Cybriwsky, R. A., Revitalization Trends in Downtown-Area Neighborhoods, in the American metropolitan system. (1980年)
- (15) Muller, P. O., Suburbanization in the 1970s: Interpreting Population, Socio-economic, and Employment Trends, in the American metropolitan system. (1980年)
- (16) Allmen, T. D. The urban Crisis Leaves Town, Harper's Magazine, December 1978 (本論文は神戸市企画局総合調査課, 海外文献シリーズNo 9, 1981に訳出されている)
- (17) Sarkissian, W., The Idea of Social mix in Town Planning: An Historical Review, Urban Studies, 13. (1976年)
- (18) 成田孝三, 「わが国大都市のインナーシティと都市政策」『季刊経済研究』1巻3・4号 (1979年)

大都市の成熟と産業立地政策

小森 星児

(神戸商科大学商経学部教授)

はじめに

本年4月に、神戸市経済局と神戸商工会議所がそれぞれ別個に実施した、工場制限二法にたいする企業の意向調査によると、およそ半数以上が困っていると回答したという。また、横浜と川崎の商工会議所も、国土庁にたいして制限の緩和を求める要望書を提出し、大阪、尼崎、堺でも見直しを要望する動きがある。

もちろん、こうした動きは今年になって急に顕在化したわけではない。たとえば神戸市では市政専門委員会の報告書「産業と市民生活」(昭和52年3月)のなかで工場等制限法の規制緩和の必要性について提言しているし、産業振興調査会の答申「神戸経済の将来ビジョンと振興策」(昭和53年12月)でも、企業誘致と市内工業再配置を産業の振興のひとつの柱としてかかげている。さらに「神戸市工業構造調査報告書」(昭和55年3月)は、より具体的に制限除外業種の追加、工業地域に立地する場合の規制緩和、大学・各種学校の規制緩和を含め現行法制度の必要性を結論としている。

このように今回、都市問題研究所がまとめた「インナーシティ再生のための政策ビジョン」にもりこまれた「企業誘致・存続プラン」は突然あらわれたものではなく、従来からの主張をさらにきめ細かく論証しようと意図したものということができる。従来の立地政策の評価については別の見解もありうるが、現在の工場規制一本槍の単純な分散誘導策では多くの矛盾がでてくるのはやむをえない。立地政策と都市膨脹抑制政策に先鞭をつけたイギリスさえ、はじめからこの両者はかみあわないことが多かったことをみても、大都市の側から立地政策にたいする不満なり批判がでてくるのは当然であろう。

ところで、本稿の課題は上にのべたような今日的課題を正面からとりあげようというものではなく、わが国の立地政策の20年の歴史をふりかえって展望する試みである。筆者はすでに産業構造の変化と大都市の対応について本誌において論じたことがあるし、市内工業の現状については、上記の「工業構造調査報告書」と「インナーシティ再生のための政策ビジョン」において触れるところがあった。また産業立地はあまり取りあげられていないが、神戸市企画局「新しい都市問題への挑戦」（市政調査No.24）でも欧米都市とわが国のインナーシティ問題を比較検討しているので、あわせて参考していただければ幸いである。

1 「地域経済問題と対策」（昭和38年）の現状認識

昭和38年、内閣総理大臣から諮問を受けていた経済企画庁地域経済問題調査会は、「地域経済問題と対策」という報告書を答申した。この報告書は大都市問題と地域経済問題に関する最初の包括的な報告書であり、ほぼ同じ時期に制定された「全国総合開発計画」（昭和37年）とともに、その基本的な考え方方がわが国の都市政策や工業立地政策に大きな影響力をもっている点で、英国のバーロウ委員会報告書に匹敵する重要性をもつものといっていてよからう。事実、この報告書の問題のとらえ方や解決のための提案のなかには、バーロウ委員会の報告書の考え方を忠実に踏襲している点があちこちにみられるのである。

ところで、この報告書のもっとも強調する視角は日本経済の求心的地域構造が地域問題の背後にあり、高度成長の過程でこれが一層強化され既成大都市への集中がさらに顕著になるというメカニズムの存在であった。すなわち京浜を頂点とする東海道ベルトへの工業の集積が求心的地域構造を形成し、このような経済力の不均等分布の結果、地域間人口移動が激化して過密と過疎の問題が生じ、また所得の地域格差も拡大したとの認識に立って対策の必要性を論じている。

ところで、わが国のいちじるしい特色であると指摘されたこの求心的地域構造は、いかにして形成されたのであろうか。調査会はつきの4点をとくに重要

な意味をもつものとして挙げた。

- (1) 自然条件の優位性と蓄積された外部経済の利益
- (2) 良港と広い後背地の存在
- (3) 政府による局地的工業の推進
- (4) 産業人口の累積的集中メカニズム

これらの点についてはすでに常識の域にとどまるが、報告書はさらに既成大集積地が経済活動の場として従来以上に大きな意味をもつようになった要因をつきの3点にわたって述べた。この部分はこの報告書のもっとも興味深い点であり、今日の大都市の産業構造について考えるにも極めて示唆に富むので、やや長文にわたるが以下に直接引用することにしよう。

「第1に現代における企業活動は、複雑な近代技術の体系を基礎とし、それに基づく企業の内外における膨大な分業機構の網の目の存在を必須とする。それは、生産構造をますます迂回化せしめるとともに、企業間および企業内各部門間の有機的結合関係をいよいよ密にする。他方では、生産能力の巨大化により販売活動の重要性が増大し、その結果完成財生産部門は一般に大消費地やその近傍に立地を指向する傾向が強く、かつ原料、素材や部品、中間財等を生産する関連部門との牽引関係において、優位に立つ。これらの事情はあいまって、既成大集積地の吸引力を強める。それはとくに、自動車、電機等の組立て産業の関連企業、下請企業によるピラミッド型の系列において、強くあらわれる。この場合は、親企業と子企業という資本の優劣関係が存在するが、そのような点は別にしても、需要の変化や生産の高度化によって、産業構造全体としてみて、上述のような傾向が強まってきているということの認識は重要である。」

第2に大量生産の進展がある。技術革新による一生産単位当たりの産出量の増大は、その生産単位の供給圏を拡げ、新製品新製法の開発は、地場産業を駆逐する。地方市場の壁は取り除かれ、全国市場に統合される。これを基礎にして大都市の膨大な需要を指向する産業立地の動向、資本の有機的構成の高度化による物的資本の流動性の低下、大量生産に随伴する大量流出、大量消費の進展、教育の普及、マスコミュニケーションの浸透による国民生活の同質化等の

動きが、既成大集積地やその近傍に経済力を集中せしめる。他地域での絶対的需要量の増加は、これを相殺する分散要因であるが、現在における技術革新のテンポの速さに比べれば、遙かに微小なものであろう。

第3は管理業務の増大とその中央集権化である。企業の内外を問わず、また狭い意味の経済生活におけるそれであると社会生活におけるそれであるとを問わず、この現象は現在の社会の特徴である。種々の管理組織の内外の関係は密になり、交渉は頻ぱんとなる。これらの組織の内部で、またそれらの組織相互間で決定される事項は、全国的規模にわたるものがあります多くなり、政治と経済との結びつきの強化とあいまって、管理の中央集権は強まる。管理組織は互にそれぞれの頂点を求めて、大都市——既成大集積地に立地する。これに伴なって、資金の蓄積も膨大なものとなる。これらのこととはまた、新たな吸引力となって作用する。」(同報告書36頁)

2 工業集積の限界と分散の動向

さて、報告書は以上のように日本経済の空間的発展にみられる強い求心的構造が技術進歩と市場拡大とともに一層強化される仕組について検討し、急速な近代化を達成する過程で生じた求心的構造がいかに強固なものとして再編成されてきたかを論じた。もちろん、産業構造の急速な高度化が局地的に進行すれば、用地、用水、輸送など立地条件の整備は即座に対応できないからいわゆる過密の弊害が顕在化することになる。報告書はこうした都市改造や社会資本整備の遅れは前述の日本経済発展過程における強行性、跛行性、余裕のなさに起因すると指摘すると同時に、「分散は、既成大集積地への強い求心的な動きが、用地、用水、港湾等のいわば物理的施設の面からの制約によって、外周部に溢れてきたものであり、それが地域の開発によって促進されているといえよう。遠心的現象の底には、「求心的傾向がひそむのである」と、分散への動機をもっぱら既成大集積地からの溢れだしに求めた。したがって、分散する部門としては用地、用水、港湾等の技術的要件が立地上大きくものをいう工場が主体であり、大勢として既成大集積地の周辺や近傍に向い、遠方にはおくれて、

また分布もまばらに進行すると予測した。他方、社会的にみて管理中枢的機能を受けもつ業種、施設、公私の諸機関や企業の管理部門などは依然として局所的に集中し、これにサービス業種部門が伴なうであろうと述べる。

報告書はさらに過密の弊害として都市公害の激化や社会的コストの増大について言及している。これらの問題がむしろ40年代前半に一層深刻化したことを考えあわせるならば、過密にたいする対策のひとつとしてこの報告書が工業の分散や社会資本の整備を挙げているのは当時としては高く評価されてよからう。もっとも、大勢として分散をその動向にそって誘導するのが効率的であるという報告書の結論は至って迫力に欠け、その後の現実追随的な工業立地誘導政策への道を開いた点については、今日からふりかえってみていさきか殘念に思われる点である。

いずれにせよ、昭和30年代後半というこの時期は臨海部のコンビナート用地をはじめ道路、港湾、工業用水など社会資本の立遅れがもっとも成長の障害となつた時期であり、公共投資優先型の地域開発が政策プログラムの主流を占めた。新幹線も高速道路もようやくこの時期の最後に登場したことを想起すべきである。工業の適正配置についても昭和35年の国民所得倍増計画に太平洋ベルト地帯構想がとりあげられ、37年には新産業都市建設促進法が制定された。このような既成工業地帯の外延的拡大や拠点開発方式が、経済の合理性や効率を配慮したものであったのにたいし、地域格差の是正を旗印に後進地域の開発促進の圧力が高まつたのもこの時期である。こうした世論の動きにやや警戒的な調査会の雰囲気が、おそらく上に述べたような工業分散の予測に反映したことは十分に推測できる。

3 管理中枢機能の地域的偏在

その後進行した国土の総都市化ともいべき現象を前にして、報告書は大都市の役割の変化についてどのように判断したであろうか。実は、ここでもわが国の地域経済の永続的、あるいは宿命的な求心構造を動かしがたいものと受けとり、順次分散の規模を拡げ、漸次的に地域経済の構造を変えていくことが得

策であると示唆された。もっともこの結論は調査会構造部会のもので、計画部会では「東京、大阪、名古屋における管理中枢機能の集積の地域的偏在を改める政策をとらない限りそれ以外の大都市問題や地域格差問題を解決するための政策を行ってもその円滑な実効は期待できないであろう。すなわち、大都市問題解決のために過密地域の再開発や周辺地域への工業分散が有効であると見なす者が多いが、東京、大阪、名古屋における管理中枢機能の地域的偏在が改められない限り、再開発はそれだけ周辺地域への工業分散による外延的拡大を通じて管理中枢部門の集中を一層促進し、これに伴う人口の集中も一段と激化し大都市問題の発生と再開発の反復くり返しがつづくことになるだろう」（同書85頁）と予測している。

この認識は、その後に生じた変化をほぼ正確に見通している点で高く評価され、また大都市の過大化を防止する措置として分散企業に対する優遇措置の外に新規に立地する工場事務所に対する超過課税、大都市における自動車に対する課税の強化等、課税の加重による過密の防止を提案している点でも興味深い。

しかし、管理中枢機能の役割について的確な指摘はあったものの、報告書の全体の流れはやはり第2次産業の分散を誘導することによって大都市の過密を緩和することに主眼があり、地域開発の起動力としても工場の誘致や戦略産業の導入に大きなウェイトが置かれていた。ほぼ同じ時期に整備法においても「既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るため、大規模な工場、学校その他の人口の増大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する必要があるとき」別に定める法律によって制限することができることになった。ここでも都市の成長や過密の直接の引き金は工業の過度集中であると前提され、産業構造の高度化に伴う大都市の役割の変化についての長期的見通しに欠けるところがあったといわざるをえない。

ところで、20年近くを経過した今日の状勢から過去を振り返って裁断することは無意味に近い愚かな所業であるかもしれない。しかし、前述したようにこの20年間支配的であった大都市への工業集中の抑制策について考え方を迫られている現在、やはり昭和30年代に溯って再検討することが必要であろう。さ

らに、管理中枢機能の地域的偏在を是正する手段がこのように早くから提案されているにもかかわらず、現実には第3次産業、オフィス人口の集中になんら有効な対策が講じられなかつたことについても考え直すべき時である。

4 大都市の成熟

現代の大都市の直接の起源は19世紀初頭の産業都市の成立に溯る。わが国の場合にはやや遅れて明治中期の産業革命期にひとまずその時期を求める。そこでみられた変化の第一は、大規模な工場の発達である。こうした大工場の出現を促したのは蒸気機関の高い固定費節減が動機であった。また産業部門間の補完的結合が強化され、従来のひとつの都市がひとつの産業に特化するという産業地方化の段階から、都市化の経済へと移行したことでも大都市形成を促進した。これは産業間の技術的・販路的連関の深化もさることながら、原料や製品の輸送コストの節約も重要な動機であった。このように動力革命や輸送革命といわれるような技術革新が産業の集中を促し、大都市形成へ導いたことは極めて重要である。

さて、多くの論者はこのように形成されてきた先進諸国の大都市が、いずれも大きな曲り角に到達したと指摘している。その共通の認識をひとことでいえば大都市が成長から停滞に転じたことであり、とくに都心のまわりの古い市街地における衰退現象がそのもっとも顕著な兆候として挙げられている。都市の成長に伴って都心から郊外への産業や住宅の分散は以前から始まっていたが、分散によって生じた空隙は新しい機能の集中によって急速に埋められるのが普通だったので、インナーシティの空洞化やいわゆるブライトエリアの形成は局地的な病理現象にとどまっていた。しかし、高度成長から低成長経済に転換したのと軌を一にして、都市化の流れも変ったと見るのがこれら大都市化転機論をとなえる論者のほぼ一致した見解であろう。

もちろん、筆者もこのような現象が先進諸国の大都市に共通してみられることを否定するものではない。しかし、都心をとりまくインナーエリアの空洞化や衰退地区の発生は都市形成の遅速や市街地の地域的専門分化の度合と密接に

関連しているので、インナーエリアの衰退をそれぞれの都市、それぞれの社会の特質と切り離して論じることはかえって現実を見誤まるおそれがあると考えている。たとえば少数民族問題や住宅市場の構造についての慎重な吟味を抜きにして、ロンドン、ニューヨーク、大阪の3つの大都市の衰退を比較しても得るところは少ないだろう。多くの共通性をはらみつつも、ヨーロッパの都市、北アメリカの都市、そして日本の都市はそれぞれ固有の成熟への過程を辿りつつあるととらえた方が適切である。

もっとも、大都市の構造やその社会の特質に関するわれわれの知識のかなりの部分は、第一次大戦後のシカゴをモデルに構築された都市圏と都市社会分析の理論的枠組に負う所が大きい。しかし、現代の大都市を理解するうえで、こうしたモデルはどこまで有効か改めて問い合わせつつある。この点については本稿の主題からやや離れるのでここではこれ以上言及しないが、大都市の産業構造の変化についても大都市の成熟との関連でもう一度検討することが必要であろう。

ところで、大都市の成熟の過程には多くの異なったかたちが存在するにもかかわらず、今日生じつつある先進諸国の大都市の変化には共通の要因が作用していることも否定できない。それはこの変化が基本的には現代の大都市をなりたたせている経済の構造変動、あるいは技術の進歩に根ざしていることによるが、それがさきに論じたわが国の「求心的地域構造」をいかに変質させてきたか、これがつぎの問題である。

社会全体としての生産規模の拡大と産業間の関連の深化が大都市への集中の背後に働いていることは前述の指摘の通りであるが、技術の進歩と所得の増大は依然として集中を促進する方向に作用しているのであろうか。

明らかにモータリゼイションの進展は住宅の郊外分散を加速したばかりでなく、生産活動の分散に大いに貢献した。むしろ自家用車の普及以上に、トラック輸送の発達は都市の構造を変えたのである。わが国では郊外住宅の開発は正末期ごろから顕著になったが、自家用車はこの時期にはほとんど普及していなかった。ロンドンでも1930年代に市街地の面積は約3倍に拡がったが、この

時期の末でさえ自家用車をもつ世帯はせいぜい10%にすぎなかつたのである。ところが、トラックは第一次大戦後、各国のもっとも重要な貨物輸送手段となり、内陸型工業の発達や地方分散を容易ならしめた。また、わが国では遅れて始まったとはいえ、アメリカの州間ハイウェイやドイツのアウトバーン建設にみられるように、政府が積極的に高速道路網の整備にのりだした効果も見落せない。都市内の整備も都心地区へのアクセスを高めるとともに、また分散の不利をカバーする面をもつていた。

生産工程における技術進歩も、大工場だけでなく中小工場にも拡がった。大工場の方が依然として有利なのは鉄鋼、石油化学、紡績など素材部門であるがこれらの工場はもっとも早く大都市を離れて用地、用水、港湾、労働力などの条件に恵まれた新興の工業地帯へと分散したのである。過去20年間における工業立地のもっとも目ざましい変化は、素材型の重化学工業の移動であったが、これはさきの求心的構造の分析ですでにつぎのように述べられていた点と照応する。

「産業の地域分布の特徴を総合的概括的に図式化していえば、つぎのようになると考えられる。全地域で重化学工業化が絶対数値では進んでいるが、なお地域相互の相対的関係としては、中枢地域→中間地域→外郭地域へと移るにしたがって、いわゆる成長財を生産する産業の分布は疎になり、比重は小さくなる。かわって、そうでない産業の比重が高くなる。しかし、その分布は必ずしも常に密にはならない。農業のような場合を除き、産業の種類によって、絶対量が中枢地域あるいは中間地域に比べて小さいことが多いからである。同様にして、工程面からの完成財→中間財→原料素材という移行、商品形態面からの高次加工財→低次加工財という移行、商品用途の面から見た投資材あるいは耐久消費財→生産財あるいは非耐久消費財という移行が見られる。当面の問題にとって重要なのは、これが同時に、将来産業構造の中に占める比重が大きくなるいわゆる成長産業からそうでない産業への移行であり、また一般的に言って、雇用吸収力が大きく、労働生産性の高い産業から低いそれへの移行であるということである。」（同書30頁）

たしかに、ここで指摘されたように原料素材部門が外部地域に立地する傾向は、その後20年の間にむしろ一層顕著になったが、それでは高次加工財の多い中枢地域の方が依然として成長性が高いであろうか。尼崎に所在するひとつの工場の例をとって、この問題をつぎにやや詳しく検討してみよう。

5 大都市に立地した鉄鋼業の転進

尼崎市南部の重工業地帯の位置する住友金属钢管製造所は、わが国の代表的工業都市である尼崎の最大の工場であるばかりでなく、戦前、戦中を通して永らく同社の主力工場の座を占めていた。たとえば昭和25年には、同社の粗鋼の43%，鋼材の60%，钢管の78%を生産し、従業員数も約3,800人と現在よりも多かった。

尼崎工場のこのような高い生産集中をゆるがせたのは、いうまでもなく同社和歌山製鉄所の完成である。平炉メーカーから銑鋼一貫製鉄所への飛躍を目指す同社の長期経営戦略に基づき、昭和30年代前期に工場間分業再編が始まった。1号高炉稼動こそ同36年と遅れたが、和歌山工場での製鋼、分塊設備の新設は30年代初頭から着々と進行していた。尼崎から和歌山への粗鋼部門の移動は、前者の1人あたり生産高が後者の半分にすぎないという古い工場の低生産性により拍車をかけられた。このように尼崎は钢管、とくに多品種の少量生産钢管専門工場と位置づけられ、その後、鹿島製鉄所が完成するに及んで全社的にも過密化の要整備工場へと後退していくのである。

もちろん、钢管は現在でも同社のドル箱的存在であるし、尼崎工場から分離独立した住金機工や住友溶接棒の工場は実質的には同社の二次加工部門への進出をあらわす。他方、圧延や鋳造過程における合理化の余波で素材加工（事前処理）部門は不必要になりつつあり、このためこの仕事を集団的に下請していた鉄鋼団地（中小企業団地）の業者はいずれ転業を余儀なくされることになる。大阪の同じく臨海の工場地帯に所在する同社の製鋼所もまたわが国最初の民間鋳鋼工場という輝かしい歴史を誇るが、この工場でも鉄道の車両用品、自動車のクランクシャフトやアクスルなど高次加工製品を主な製品とするよう

に変った。しかし、主要販路のひとつであった船舶と車専用部品はすでに斜陽化の兆候が明らかだし、自動車関係も需要にかけりが生じているので、この工場では海洋開発や送電鉄塔など鉄構造物へとくに力を注いでいる。

しかし、このような多角化や新製品への進出は用地の制約の厳しい古い工場では著しく困難である。このため、構造物は主として関東に生産の中心をおかざるをえない。また、現在ブームを迎えている鋼管の場合も、設備更新が敷地の面でも、また工場規制三法の制約のためもあって現在地ではほとんど不可能という状況にある。とくに石油危機以降の鉄鋼業をとりまく環境の変化は、古い工場の立地上の優位性を逆転させた。すなわち原燃料費が高騰した分だけ生産コストに占める変動費の割合が上昇し、このため老朽設備を調整しながら量から質への転換を促進することが得策となった。またエネルギー節減のため急速に進展した連鉄化は均熱炉の不要化、加熱炉の節約を可能にし、高炉製鉄所のエネルギーバランスをガス過剰型へと一変させた。つまり製鉄所のなかでコストの安いガスが余ってくるので、それを利用する設備が必要になる。このため高炉を持たない尼崎の場合も近い将来に熱間圧延を和歌山に移設することになろう。

このように典型的な大量生産型の装置産業と考えられていた鉄鋼業も、大都市に立地する工場の場合は多種多様な製品を需要に応じて生産する複合的量産工場の特徴が鮮明になってきた。尼崎工場でも、こうした都市型の高次加工産業への転換が過去20年間を通じて進んできた。しかし、いわゆる工場規制三法とく立地法はこのような方向を目指す設備の更新や新製品への転換を束縛するものだとして関係者によってしばしば指摘されている。本稿は問題の所在を明らかにすることに主眼をおいているのでこれ以上の議論は避けるが、いわゆるインナーシティにおける工業停滞のひとつの原因が、新しい設備への投資や新製品・新分野への進出を妨げている現行制度にあるという指摘には十分耳を傾ける必要があると考えられる。（なお、神戸製鋼のより詳細なケーススタディについては、筆者らが以前に報告した「神戸都市圏の産業と地域構造」（昭和53年）を参照されたい。）

6 生産単位の小型化と情報の分散

今ひとつ、大都市の成熟に関連した動きとして製造業における規模の零細化が挙げられる。たとえば神戸でも、従業員 5,000人、あるいはそれ以上を有していた神戸製鋼・川崎重工業・川崎製鉄・三菱重工業・三菱電機の大手五事業所のうち前四者はこの10年間にいずれも半減、またはそれに近い割合で従業員を減らしている。そればかりでなく、市内の事業所数全体に占める小零細事業所の数は大巾に増えている。

このような変化は他の大都市でも共通して生じている。かつては小零細企業の分散にとり残され、技術進歩に見はなされた低生産性、低所得、不安定就業を特徴とするスラム的工場だと位置づけられたこともある。しかし、最近におけるこれら工場群の実態調査によって、大都市の産業構造の底辺をなすこの種工業のダイナミックな特色が明らかにされつつある。すなわち技能者集団の共通のプールとしての役割をもち、多種多様な需要に即応でき、どんな数量の部品でもどんな註文の加工でもごく短かい納期でまかないうる、機動性に富んだ生産体制がこの種の産業の集積の最大の利点なのである。

ところで、市場の細分化や生産工程における自動化の進展は、実は技術的・経済的制約から1カ所に集中して生産する体制から、むしろそれぞれの地域に適正規模の生産単位を分割して立地させる体制への転換を可能にしたという面がある。たとえば、規模の経済の適例とされた自動車組立工場できえ、全体として集中から分散へと立地パターンは変化している。新聞のように、印刷は集中しているが地方版を数多く製作することによって別個の製品をつくる例もある。最近のいわゆる「地方の時代」論は、こうした生産単位の小型化が地方経済圏自立の根拠になりうる点に着目していて興味深い。

今ひとつ、最近における大都市の役割の変化に寄与している技術革新として情報伝達手段の進歩がある。大都市成長の要因のひとつとして、大都市が情報の産地であり交換の場であるという事実は早くから指摘され、情報指向型と呼ぶのが適切な産業の立地集中を招いていた。もちろん、情報の産地としての大

都市の地位が下がったとは思われない。しかしえレクトロニクスやコンピューターの進歩や普及とともに、情報の伝達や貯蔵、検索のコストが大幅に低下し、必ずしも大都市に立地しなくとも必要な情報を入手したり処理したりすることは可能になってきた。A・トフラーは「第三の波」でエレクトロ・コッテージに関する興味深い展望を述べている。極度に情報に敏感なわが国の社会がこのような技術にいかに対応するのか見通しは立てにくいが、少なくとも従来のような都心集中一本槍のパターンは徐々に変っていくものと思われる。たとえば、今日の大都市の地域構造を特徴づけているC B Dへのオフィスと商業・文化施設の集中、インナーシティの衰退、同質的で都心にのみ結ばれている郊外のとめどもない外延的拡大というパターンに代って、いくつかの商業業務的センターとそれをとりまく市街地が、いくつかゆるい連合を保ちながら全体として大都市圏を形成するというパターンへの移行である。

実は、この種の都市圏のモデルのひとつが京阪神大都市圏である。大阪・京都・神戸とそれぞれ個性豊かな3つの大都市がそれぞれ隣接しながら固有の都市圏のひろがりを持ち、全体として近畿および西日本の管理中枢としての機能を分担している姿は、単独の核のまわりにとめどなく拡がる都市地域をもつ他の大都市にくらべて柔軟で適応力に富む都市システムを形成している。もっとも別の機会に筆者が指摘したように、現在京阪神大都市圏が辿っている変化はこのような特色をむしろ否定する動きを示しているのは残念である。上述したように、産業構造の変化は分権化と自律性の増大を可能にする方向に進んでいるので、このような機会を生かして圏内全体のバランスのとれた産業配置と都市核形成を達成する手段を検討することが望まれる。

大都市の将来とインナーシティの現況

是 常 福 治

((財)神戸都市問題研究所常務理事)

1 大都市の構造変化への認識

昭和55年1月、NIRAI（総合研究開発機構）の主催で、「大都市の繁栄か衰退か」をテーマにして、東京で国際シンポジウムが開かれた。世界の大都市は戦後、経済成長の中核として膨張をつづけてきたが、1970年に入って衰退の兆しがみられるようになった。

日本の大都市についてみれば、このような症状はすでに1970年代、大都市への人口・企業の集中テンポの減退現象によって統計的にはっきりと把握できるが、大都市自身、マクロの視点からみたとき成長過程にあったため、この前兆的症状に的確な診断を下して、政策的対応をとろうとしなかった。今日、人口の伸びの鈍化、減少という構造変化に直面して、はじめて問題意識として浮上したばかりであり、当時、インナーシティの問題を考えることすらなかつたのではなかろうか。

ことに国土構造全体の視点からみたとき、国策としては戦後一貫して大都市抑制策をとってきた。首都圏・近畿圏構想にあっても、大都市への企業・人口の流入を抑制し、地方へ分散する政策が基調としてとられた。その端的な事例が、新産・工特都市の建設であり、首都・近畿圏における学校・工場等制限法の制定であった。たしかに国土構造全体からみれば大都市への過度の集積を抑制し、地方への分散を図り、均衡ある国土構造の形成をなしていかなければならぬであろう。

しかし、このような大都市の集積、そして大都市からの分散も、大都市において最も経済適用性の劣る「インナーシティ」地区を犠牲にして行われた事実

大都市の将来とインナーシティの現況

を見落としてはならない。大都市抑制・分散政策は、大都市を大都市圏というマクロでとらえた場合、ある程度の正当性を保持することはできても、大都市のなかのインナーシティの視点からみたとき、適応性をもつことはできない。大都市は総合都市として、その内部にはそれぞれ異質の地域構造をもった地域から構成されており、構造変化にあってもプラスの波及効果を享受する地域もあれば、マイナスの波及効果に喘ぐ地域も存在する。インナーシティ問題は、大都市圏というマクロの政策ベースを個々の地域の適応力を無視して強行してきた悲劇の結果現象ともいえる。

2 インナーシティの定義

大都市におけるインナーシティ問題は、これまで部分的にスラム・クリヤランスなどによって論議され、対策が講じられてきた。日本にあっても住宅改良事業などはその典型であり、かなりの事業がなされた。しかしそれはあくまでも都市住宅環境の整備という視点からであり、それら地域がかかえる経済・社会構造の欠陥を是正するという政策ベースに立脚したものではなかった。

インナーシティ問題が、クローズアップされたのは、1977年6月、英国環境省の「インナーシティ政策」(Policy for the Inner Cities—Cmnd 6845) の発表が契機となった。英国はこれまでロンドン周辺を中心として、スティブネッジ、ハーロウ等に代表されるニュータウン政策をとってきたことでわが国にも多大の影響を与えたが、これらニュータウン政策を転換させ、国土政策における主要課題を、ロンドン、リバプール、バーミンガム、グラスゴーなどの人口規模の大きな都市内部における都市環境改善政策おくことを、この報告書は提案した。

すなわち、英国においては今後ニュータウンについては、積極的な拡張は原則として行わないこととなると同時に、環境省に新たに再開発局が設置され、都市の中心部周辺の内部地区（インナー・エリア）と呼ばれる地区的都市内部政策（Inner City Policy）問題にとりくむこととなった。このことは単に地区開発に力点がおかれるということではなく、地域政策にあって従来の大都市抑制

・分散から、大都市の再生・集中への政策の基本的転換をなすことである。

インナーシティ問題とは、「大都市中心周辺部における、人口・企業の流出にともなう地域社会の荒廃・衰退によってもたらされ、経済・社会・空間構造上のマイナス現象の集積地域における問題」と一応は定義することができるが、インナーシティ問題を正確に定義づけていくためには、インナーシティ問題の性格・背景を的確につかむ必要がある。

インナーシティ地区とはどのような地区であるかを先の報告書は定義していないが、都心と郊外住宅・開発地区にはさまれた中間地区であることは間違いない。大都市の衰退が喧伝されているが、都心業務地区は決して衰退していない。むしろ産業の第3次化にともなって、ますます昼間人口の流入が増大しつつある。なるほど夜間人口は減少しつつあるが、それは業務地区への転換であり、決して地域の衰退ではない。したがって都心はインナーシティ地区とはいえない。問題はそれ以外の既成市街地のなかのいざれがインナーシティ地区として線引されるかである。既成市街地であっても良好な住宅地を形成した地区もあり、また、特殊な地場産業に支えられて活況を呈している地区も皆無ではない。したがって具体的な線引としては、インナーシティ問題の地域的特性が、比較的まとまってみられ、しかも地域的ひろがりをもっている地域といえる。具体的には人口減少、住環境の悪化、経済地盤の沈下、社会問題（老齢化、失業、低所得化）などである。もっとも現在、このようなインナーシティの兆候がみられなかっても、将来、これら病理現象が深刻化する地区は、インナーシティ地区といえるであろう。

3 大都市の将来

大都市圏そのものが衰退するとき、大都市のなかで最も抵抗力の弱いインナーシティが切り捨てられる可能性がある。たとえば住宅でみると、環境が悪い上に地価が相対的に高いインナーシティ地区で空屋率が高くなり、個人的ニーズにも合致した新開発はそれなりに需要があると見込まれる。大都市が成長を維持すれば、やはり需給関係も大きく崩れることなく、インナーシティ地

区も崩壊の悪循環に陥る危機を脱することができるであろう。

したがって大都市が成長しつづけるかどうかは、インナーシティの将来を大きく左右するともいえる。この点について大都市はどの程度の発展段階にあるかについて、ピーター・ホール（Peter Hall）を中心としたグループは、次のような都市開発4段階説を発表している。

第1段階一大都市圏地域における人口の濃密化及び大都市圏地域内部における人口の求心化

第2段階一大都市圏における人口濃密化の継続及び（特に大規模な大都市圏地域の場合における）中心都市から圏内他地域への人口の拡散化

第3段階一大都市圏地域境界の外側における人口増加の開始及びこれに時間的に遅れての雇用増加の随伴

第4段階一大都市圏地域（とりわけ特に古く、かつ、大規模な大都市圏地域）における停滞・荒廃傾向及び日常運動交通体系の境界外の大都市圏周辺地域への人及び職業の移動（総合研究開発機構『大都市圏の将来』20頁参照）

日本の大都市がどの段階にあるかは、都市によって違うであろうが、東京、大阪を中心とする既成六大都市は第3段階にあるのではなかろうか。それは行政区域内の夜間人口の流出はあるが、昼間人口の流入があり、しかも周辺都市部での人口伸びは止まっていない。また、第2次産業の流出はあるものの、第3次産業の集積はつづいており、全般的な衰退現象は全市的には発生していない。したがって既成六大都市は成熟都市であり、札幌、仙台、広島、福岡などの地方中核都市は、むしろ第2段階の発展過程にあるといえる。

しかし長期的にはどうかは、予断を許さないのでなかろうか。何故なら、これ以上の人口・第2次産業の流出は大都市の全面的な衰退をもたらすかも知れない。そして第3次産業の集積をもってしても、衰退をカバーし切れないおそれがあるからである。それは表-1にみられるように、経済成長力などの相対的伸びの鈍化がみられるからである。大都市は都心のビルなどの林立にもかかわらず、周辺地区の低迷から1人当たりの個人所得や税収入（市町村税）にあっても、全国平均を下回っている。このような傾向からみて、大都市の“かけ

表一 大都市主要経済指標一覧

都市名 指標(伸び率)	全 国	東 京 (区部)	横 浜	名古屋	京 都	大 阪	神 戸
工業・製造品出荷額 45年対53年	2.35	1.64	1.97	1.84	2.00	1.68	1.93
生 産 所 得 45年対52年	2.57	2.61	2.37	2.23	2.34	2.24	2.48
小 売 販 売 額 45年対54年	3.38	2.83	3.17	2.75	2.89	2.57	2.99
事 業 所 従 業 者 数 44年対53年	1.25	1.16	1.22	1.11	1.15	1.04	1.19
1人当たりの個人所得 45年対51年	2.50	2.41	2.40	2.28	2.27	2.26	2.39
税 収 入(市町村税) 45年対53年	4.02	—	4.28	3.31	3.54	3.14	3.53

全国分一日本統計年鑑、六大市一大都市比較統計年表、全国分税収一地方税に関する参考係数・自治省編

(財)神戸都市問題研究所『インナーシティ再生のための政策ビジョン』10頁

り”は今や否定できない現象である。

ことに都市の類型からみて重化学工業によって発展してきた都市は、衰退か繁栄かの文字どうり岐路に立たされているといえる。具体的には北九州市に典型的にみられるが、神戸、川崎、尼崎市なども類似の都市である。これらの都市にあって、産業構造の高度化にともなって、既存工場の移転、新鋭工場の市外建設にともなう既存施設の老朽化、旧式施設の稼動率抑制にともなう人員整理と従業員の市外移住などの現象がみられる。

新日鉄の北九州から大分・鶴崎へ、神戸製鋼の神戸・灘浜から兵庫県加古川への生産機能の移転についてこのような現象がみられる。表-2は、神戸市内の主力工場の生産機能の分散、合理化の結果としてみられた従業員の減少で、都市経済全般としての低下の危機に見舞われている。もっともこれらの現象は産業構造の第3次産業化にともなって、各大都市にも現われている現象であるが、これら工業都市にあっては特にその影響が大きいといえる。

大都市の将来とインナーシティの現況

表一2 神戸市内大工場の従業員推移 (単位:人)

工場名	昭和 44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	※増 △減
川崎重工業 神戸工場	9,629	9,785	8,603	8,689	8,165	7,902	7,941	7,578	7,282	6,118	5,211	5,175	△ 4,610
三菱重工業 神戸造船所	10,664	11,083	10,502	10,097	10,226	10,449	10,348	10,434	8,800	7,990	7,225	7,013	△ 4,070
神戸製鋼所 神戸地区	13,102	9,537	8,947	8,283	7,573	7,187	6,489	6,960	6,434	6,464	6,233	6,104	△ 6,998
川崎製鉄所 神戸地区	4,722	3,455	3,636	3,467	3,326	3,259	3,074	2,960	2,816	2,589	2,471	2,374	△ 2,348
三ツ星ベルト 神戸工場	839	765	722	663	632	623	531	545	484	451	410	361	△ 478
パンドー化学 神戸地区	784	732	783	686	637	522	458	461	438	395	356	345	△ 439
三菱電機 神戸製作所	3,947	4,104	4,228	4,425	4,382	4,406	4,727	4,761	4,614	4,312	4,008	3,905	△ 856
合 計	43,687	39,461	37,421	36,310	34,941	34,348	33,568	33,699	30,868	28,319	25,914	25,277	△ 18,410

※増・△減は44年～54年の間の最高値と55年の比較

資料 日本経済新聞「会社年鑑」

前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』7頁

大都市が繁栄するか、衰退するか予断を許さないが、これら両方の可能性があり、それぞれ繁栄・衰退説が、次のような要因をあげ主張されている。

繁栄説としては「大都市圏は重工業と分離し、新しい対応に直面している。」「大都市圏は集中傾向を失っていない。」「新しい産業のセクターが拡大しつつあるとともに、雇用条件が変化してきている。」「大都市圏は他の都市と結合することによって、そのダイナミズムが維持される。」（総合研究開発機構前掲報告書68～69頁参照）といわれている。

衰退説としては「大都市圏の人口および産業雇用は確実に流出している。」「新しい傾向を特徴づけているのはネガティブな圧力の『悪循環』の拡大と、効果的な反応の足をひっぱる一連の硬化の高まりである。」「人口と経済活動が低下することによって、古い都市地域の都市基盤やサービスにかかる衰退現象が生じている。」（総合研究開発機構前掲報告書71頁参照）といわれている。いずれにしても国全体の経済・国土構造がどう変化するかによっても大都市の将来は左右されるが、政府・大都市自身がインナーシティに対してどう対応していくかによっても、将来の方向は定っていくだろう。

4 大都市構造の動態

まず常住人口動態でみると、大都市の人口停滞は周知の事実であるが、近年は伸び率が鈍化し、減少傾向さえ現われている。大阪市にその事例をみることができると、これは多分に市域の狭さによるものといえるが、大都市圏域の人口も頭打ちの方向にある。しかも、社会増減は早くから減少であり、高度成長期に流入した労働者層による自然人口増によって支えられている。その結果、表-3にみられるように大都市の人口は昭和40年を境にして、はっきりと衰退の方向をたどりつつある。なるほど横浜市、札幌市、広島市などにあっては、人口増加率はかなり高いがそれでも伸び率は着実に低下の方向をとっている。

表-3 大都市人口の年次推移

都 市 名	人 口		増 加 率 (%)				
	昭和30年	55年	30~35	35~40	40~45	45~50	50~55
神 戸 市	986,344	1,367,392	12.9	9.2	5.9	5.6	0.5
札 幌 市	487,391	1,401,758	26.3	33.4	23.0	22.8	13.0
東京都 (区部)	6,969,104	8,349,209	19.2	7.0	△ 0.6	△ 2.2	△ 3.4
川 崎 市	445,520	1,040,698	42.1	35.1	13.9	4.3	2.5
横 浜 市	1,143,687	2,773,822	20.3	30.0	25.1	17.1	5.8
名 古 屋 市	1,420,572	2,087,884	19.5	14.0	5.2	2.1	0.4
京 都 市	1,204,084	1,471,797	6.7	6.2	4.0	3.0	0.7
大 阪 市	2,547,316	2,648,158	18.2	4.8	△ 5.6	△ 6.8	△ 4.3
広 島 市	—	899,394	—	17.8	13.5	14.2	5.5
北 九 州 市	868,032	1,065,084	13.6	5.7	△ 0.0	1.5	0.7
福 岡 市	544,312	1,088,617	18.9	15.9	13.8	17.5	8.6

国勢調査、55年は概数

前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』12頁

大都市圏における人口動態の基本は、中心区から周辺郊外への人口・企業の流出で、35年以降、この流れは主流となった。今度の国勢調査でも全国的な人

大都市の将来とインナーシティの現況

人口Uターン現象の定着がみられたが、埼玉、奈良など大都市圏からのスプロールを受け入れた県人口の伸びは大きく、基本的パターンは広域化しただけといえる。

府県ベースの人口移動は全国的には大都市都府県の伸び悩み、周辺県（埼玉・千葉・奈良）の伸びがみられるが、これらは大都市の人口動態を、大都市圏に拡大した反映像に過ぎない。

いずれにしても、かってのような成長は期待できず、安定または停滞人口の下でどう対応していくか、きめ細かな対応がのぞまれる。ただ、大都市の将来人口について楽観を許さないのは、社会人口減を自然人口増でカバーしており、しかも、自然増もピークに近づきつつあることである。

しかしインナーシティ問題としてはマクロの大都市の人口もさることながら、ミクロとしての地区の人口に大きな格差がみられることである。

ことに近年、住宅地を求めてこれら中年層の市外流出がつづいているため、インナーシティ地区の人口は減少に拍車をかけている。たとえば表-4は神戸市内の中心区から周辺区への流出現象をしたものであるが、過去15年の間に人口は15万726人増えているが、中心4区は19万7,878人減で、周辺4区は34万8,604人増となっており、増加人口のみでなく、中心4区の人口も周辺4区へ流出していることがわかる。

表-4 中央4区と周辺4区の人口増加率 (%)

地域	45年	50年	55年
総数	5.9	5.6	0.5
中央4区	△ 5.8	△ 10.8	△ 11.9
周辺4区	25.6	26.1	11.5

(注) 中央4区は灘区、中央区、兵庫区、長田区
周辺4区は東灘区、北区、須磨区、垂水区

このような中心区の人口減は、東京、大阪などすべての都市でみられ、35年

対55年よりも、50年対55年の方が減少区が多く、減少区が次第にひろがりをみせている。東京都でみると、人口減少区は23区のうち、35年対55年では15であったが、50年対55年では19区になっている。大阪市でみると、35年対55年と50年対55年の人口減少区は21と20で、大半の区が人口減少区である。

東京、大阪などの大都市の区別人口増減をみたのであるが、中心区の人口流出・減少はいちじるしく、区によっては半分近くに減少している。このような減少は「過密の中の過疎」といわれ、インナーシティの典型的な現象としての地域社会の荒廃に見舞われている。

大都市の区分、ことに中心区の人口減少が、どこまで深化するかであるが、大都市の人口減少が始まったのが30年代に入ってからであり、今、少し続くことが予測される。人口増の市にあっても伸び率は鈍化しており、大都市は押しなべて成長力・吸収力を低下させつつある。しかし、全市レベルでみても、区別レベルでみても人口低下率は小さくなっている、やがて底を打ち、わずかながらも上昇へと転向することも期待される。

たとえば、大阪市の人口減少区が55年国調では50年国調に比して一つ少なくなっているのが注目される。ことに西区、大淀区などの中心部で増加に転じている。これは人口減少が一應、底を打ち、工場移転跡地などに中高層マンションの建設がみられるようになったからではなかろうか。しかし、いずれにしても減少区は次第に周辺区へも及びつつある。

5 衰退するインナーシティ

インナーシティ問題の深刻さは、大都市内部にあって昼間人口すら減少しつつある区があることである。このことは多くの人々の常識を覆す事実である。東京都区部でみると昭和35年8,955,429人で、昭和50年では10,725,386人と1,769,957人の増加となっている。しかし、区別では23区中、5区が減少となっている。また大阪市でみると、昭和35年で3,486,399人、昭和50年で3,774,334人と287,935人の増加となっているが、26区中、11区が減少に見舞われている。

大都市の将来とインナーシティの現況

東京の5区のうち4区は夜間人口も減っており、大阪市の11区のうち10区も夜間人口が同じく減っている。

このような昼間人口の減少は、インナーシティ地区の経済活力の衰退をはっきりと示す指標といえよう。東京都（区部）の産業別従業者数をみると、第2次産業従業者は、23区中、18区が減っている。このうち墨田区、荒川区などでは、第3次産業によってもカバーできず、従業者総数が落ち込んでいる。この理由は工場移転のみでなく、各企業の省力化の一環として、従業員の抑制・配転・整理などが行われたことも原因である。

商業活動を東京都の区部の小売業についてみると、従業者数が23区中、5区で減少がみられる。このうち台東、墨田、品川、荒川区にあっては、製造業従業者も減っている。このような地域の商工業全般にわたる活動の低下は、地域の活力を衰退させ、設備近代化を遅らせ、意欲ある事業主は区域外へ進出し、やがては活気のない準スラム化の途をたどる可能性がある。中小零細企業を対象とした新しい都市型産業とか、商業機能の回復など、経済対策の必要性が、地域再生のためにも不可欠となってきた。

6 インナーシティ地区の類型化

インナーシティ地区をかりに夜間人口減少地区とすれば、大都市にあって半分以上の区に達するが、しかしそれらが一様に危機的症状を呈しているのではない。

また、地区によっては衰退というより地区構造の転換期にあるともいえる。第1が工業地区である。工業地区は本来、大工場などの移転跡地を、市内の中小企業の移転のための工業団地として利用する、いわゆる「ころがし」方式の種地として利用するのが最ものぞましい。しかし、工業地区であっても工業専用地区でない限り、都市計画の用途規制は住宅に及ばないので、住宅進出が一部にあってはみられる。そのため新たな都市環境問題をひきおこしている。工業専用地区を拡大するとか、工業団地方式を自治体が導入するとかの対策がのぞまれる。

第2が都心近接地区である。大都市、東京といえども純粹の都心業務としては、それほど広い面積を必要としない。また、街路に面した表通りはともかく裏通りはそれほど業務に適しているとはいえない。しかも、日本の大都市は都心近くにあって住宅との混合利用はかなりひろがっており、土地利用の方法如何によつては十分に居住が可能である。東京、大阪をはじめとして、都心に高層マンションがひろがっている地区であるが、日照問題など住宅環境としての水準をどう確保していくか問題であるが、縦の用途地域制、いわゆるゲタバキ住宅などの活用によって、都心にあっても住宅があり、人が居住することがのぞましく、自然発生的な高密化を防ぐためにも積極的な対応策がのぞまれる。

第3が、旧歓楽・商業地区である。東京浅草、神戸新開地など、古いタイプの歓楽・商業街地は、次第に吸引力が低下し、住宅機能への転化がみられつつある。しかし一方、娯楽機能も全く消滅していないのが、住宅との共存の仕方を上手に行えば、双方にとって好ましい結果となる。しかし、全般的に生活関連施設は少ないが、住宅地への転換は交通利便から必ずしも困難でない。

第4が住宅立地適応地区である。日本の都市は工業専用などの一部の地区をのぞけば、都市内どこにあっても住宅立地は可能といえる。一口にインナーシティ地区といっても、家族構造の変化などによる人口減少がもたらされているという地区もある。しかもこのようないくつかの地区にあって、住宅地に囲まれた工場などは少なく、これらの移転跡地には高層住宅が建ち、地域衰退の下支えをなしている。

ただこれらの地区にあっても、住宅・工場の混合はいまだ各所にみられ、工場移転跡地に住宅が建つことは、周辺の工場がかえって営業活動を妨げられる結果となるので、行政指導によるある程度の計画的規制・誘導がなければならない。

第5が混合衰退地区である。典型的なインナーシティ地区である。都心型でないので高層マンションの進出はのぞめず、また、住宅立地としてそれほど恵まれてもいないので、住宅用地の需要もそれほど旺盛ではない。工場移転跡地の団地とかマンションの進出は見込まれるが、残る混合地区にあっては老朽・

過密住宅が多く、跡地を種地としたころがし方式も一氣には導入できない。混合地区であるため住宅環境もそれほど良くなく、新築集合住宅の水準もそれほど良くない。そのため人口の老齢化、低所得化が深化し、社会対策も含めた対策がのぞまれるのである。

7 苦悩する混合地区

インナーシティ地区のなかでも、先にふれた混合地区の再生は、ほとんどのデータからみて、その再生は容易でない。

第1に神戸市の事例では、インナーシティ地区の人口密度が、55年国調にあってもかなり高いことであり、人口密度3万人以上の地区が統計区でみてかなりある。しかも、低いところも大工場の存在などで部分的に高密度の地区がかなりある。

しかも減少率が15%と高く、60年国調で一気の増加に転ずるのでなく、10%前後、そして65年国調で5%前後の減少へと漸減して底打ちがみられ、やがて増加へと転ずると予測される。これはインナーシティ地区が増加から減少へと変化した過程をみてもある程度の信憑性をもっていえるのではなかろうか。

もっともインナーシティ地区の統計区にあって、十数パーセントの減少から一転して十数パーセントの増加へと変化をみせた統計区もあるが、それは大工場の移転跡地などへの公営住宅、分譲マンションの進出であって、人口は増加したが、地区の経済ポテンシャルとしてはそれほどプラスの効果はない。

それとともに危惧されるのが、混合地区の周辺、上下にひろがる住宅地区で、統計区でみると3~4万の高密度人口密集地区があり、55年国調ではむしろこれら地区の人口減少率の方が高い地区が少なくない。このことは全体としてインナーシティ地区の経済、生活エネルギーの低下をもたらすのではなかろうか。少なくとも区別人口が増加に転ずるのは、時間がかかり、今しばらく減少パターンをとるであろう。

第2に、人口移動の動向からみて、新開の郊外地への流出を喰い止めることが、きわめて困難な条件下にあることである。昭和52年『神戸市的人口移動』

(理由別)によると、市民の持家志向性はきわめて根強い。

理由別移動人口を全市でみると転出は仕事37.8%，住宅29.7%，環境3.9%その他28.6%となっているが、転入はそれぞれ43.1%，20.2%，4.7%，31.9%となっている。すなわち転入は仕事、転出は住宅の要因がそれぞれ特長となっているが、インナーシティ地区は工場流出にみられるように、仕事による吸引力は市内でも特に弱い。また増加する従業者は3次産業従事者で、それほど立地限定階層ではなく郊外通勤者となりうる階層であり、インナーシティ地区への転入はそれほど期待できない。

このことは全市レベルの「転出・転入前後の住宅所有関係数百分比」でも、「持家（1戸建・長屋建）」は転居前14.4%から転居後50.1%へ、「持家（共同住宅）」でも転居前4.9%から転居後12.0%へと上昇している。また逆に公営借家」は10.5%から6.9%へ、「民間借家（木造）」31.4%から15.1%へ、「民間借家（非木造）」7.9%から4.5%へとそれぞれ下っている。インナーシティ地区は1戸建住宅の供給は周知のように困難な状況にあり、住宅要因の吸収力の弱さが裏付けられている。

地域別、転居後の住宅所有をみても、インナーシティ地区は、持家は18.0%～21.7%しか供給していないが、郊外は53.1%と過半数を占める。これに反して借家はインナーシティ地区は57.4～69.0%と高く、郊外は39.1%と低い。持家志向性はどうしてもインナーシティ地区は不利を否定できない。

また、「地域別、最も気に入った点別転入件数百分比」でみると、「公害」では「郊外」27.3%，「インナーシティ」5.3～7.0%となっており、工場公害はおさまったものの交通公害などから郊外への移転がつづいており、転出の大きな要因となっている。逆に、インナーシティの転入の要素として比率が高いのは交通で、「インナーシティ」21.7～33.6%となっているのに比べて、「郊外」はわずか5.1%に過ぎない。遠距離通勤などの犠牲を払うくらいならば、少々、住宅環境を犠牲にしてもインナーシティ地区に住もうとする市民の選択のあらわれである。

しかしこの点も神戸市の地下鉄など鉄軌道整備が西北神地区にひろがるにし

大都市の将来とインナーシティの現況

たがって、相対的要因として弱められることは否定できない。

第3に、人口の減少に加えて、質的な悪化がみられる事である。まず年齢構成において高齢者が多いのは当然として、その急速な高齢化が懸念される。昭和45年国調で65歳以上の構成は全市で6.5%，郊外の垂水区5.6%，北区6.3%であるのに比して、インナーシティ地区の長田区南部7.6%，長田区中部7.9%ときわめて高い。

それのみでなく50年国調では、全市7.6%，垂水区5.8%，北区5.5%と、北区では0.8%も構成比率が下っているのに、長田区中部10.9%，長田区南部10.4%と、それぞれ3.0%，2.8%も上昇している点である。

また所得階層も高齢者が多いことから、当然、平均所得が低いと予想されるが、今先の『神戸市の人口移動』(理由別)で、「地域別、所得別転入件数」をみると「300万未満」は市内55.7%，西北神45.6%であるのに比して、インナーシティである中央南部68.7%，中央中部74.1%と低所得者層の比率は高い。

その結果、「300～499万円」の階層は市内31.2%，西北神39.4%，中央南部26.7%，中央中部74.1%となっている。「500万円以上」では全市13.1%，西北神15.0%に比して、中央南部4.6%，中央中部5.5%と格段に低い。

インナーシティの急速な老齢化、低所得化は、中若年層、高所得者層の流出によって加速化されており、このような勢いを喰い止めるためには中所得者向けの中高層分譲住宅しか対応策はないのではなかろうか。

第4に、商工業にあってももちろん芳しくない。神戸市の事例でみると、まず、商業活動を小売業でみてみると、表-5のように、インナーシティ地区にあっては、45年・54年対比で、伸び率が全市平均を下回っているのみでなく、従業員数、売場面積などで減少がみられることである。商店数が減っていないのは、ますます零細化の傾向をたどっているとして懸念されるところである。

工業活動の状況は、表-6にみられるように商業活動と比べて、出荷額にあって大きな伸びを示し、全市平均並みといえ、長田区中部のように出荷額で伸び率342.5と全市平均を上回っている。これは地場産業としてのケミカル工業

表一五 小売業の伸び率

区分		54/45 増減率			
		商店数	従業者数	販売額	売場面積
全	市	15.0	20.0	199.6	12.3
兵庫区		△ 11.6	△ 14.1	104.7	△ 8.5
内	中部	2.4	△ 1.6	151.1	4.0
訳	南部	3.6	△ 12.4	92.4	△ 12.8
長田区		3.3	11.2	169.5	6.7
内	中部	4.6	18.6	211.6	△ 2.2
訳	南部	7.0	6.3	133.7	20.1

前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』29頁

表一六 工業活動の成長状況

(金額単位: 100万円)

区分		54/41 増減率		
		工場数	従業者数	出荷額等
全	市	65.0	△ 14.6	252.6
兵庫区		21.4	△ 27.5	208.7
内	中部	△ 8.3	△ 32.1	140.4
訳	南部	9.6	△ 29.8	209.0
長田区		110.3	△ 10.3	202.2
内	中部	122.2	1.7	342.5
訳	南部	95.5	△ 31.4	89.4

前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』30頁

の活動によるもので、インナーシティ地区にあっても地場産業などが存在している地区はそれなりに衰退に見舞われるおそれは少ない。それでも兵庫区中部南部にあっては、従業者数にあって3割近い減少がみられ、地域の活力にかなり悪影響を及ぼしているといえる。また、長田区にあっては、従業者はほとんど伸びていないのに工場数は倍近く増加しており、商業と同じく事業所の零細

大都市の将来とインナーシティの現況

化がすすんでいる。

このようにしてみてみると、インナーシティ地区は、次第に衰退していく大都市の繁栄のなかでとり残されようとしている。このジリ貧の状態を起死回生の手段で逆転させる政策はないであろう。それは老化した細胞を若がえらす対症・全身的治療法に期待をつながざるをえない。大規模工場移転跡地の再利用はたしかに切開手術的な効果を発揮するであろうが、インナーシティ地区を全体として甦えらす浸透力とはなりえない。そのような視点からは、各地区的長期的再生ビジョンにもとづいたきめ細かな施策、ことに混合地区における都市型産業の育成、小規模集合住宅の建設がまたれるのである。

インナーシティ再生の政策ビジョン

高 寄 昇 三

(神戸市企画局主幹)

1. 再生ビジョンへの認識

インナーシティ再生へのビジョンは容易ではない。その理由のひとつは、国土構造均衡化という国の基本政策への対立政策であること、2つは、市場メカニズムに乗りにくい市街地再開発であることである。

今日にあっても、「時計の針は逆に回せない」「大都市は依然として過密である」「流出はむしろ促進しなければ再開発も、環境改善もできない」という見解は支配的である。

しかし、これらの過密現象も相対的な問題であり、国勢調査ごとに20~30%の人口減をみて、最盛期に比して人口数が半数以下になり、児童数にいたっては5分の1以下にもなるという事態が発生している。これは明らかに「過密の中の過疎」であり、企業の分散、人口の流出によって郡部と同じような過疎村の荒廃が、大都市のインナーシティにも発生しつつあるが、これは明らかに行き過ぎである。しかも一定限度以上にこのような衰退現象が深化すると、自力再生のエネルギーが去勢され、それら地区の維持・再生のために巨額の社会資本・福祉費用の投入を余儀なくされるのである。しかもこれらはコストの問題次元に止まるのみでなく、大都市経済をその底辺で支えてきた基盤の遅しさを喪失することである。

このような事態となれば、社会資本ストックの廃棄が行われるのみならず、公共投資・サービスの両面にわたって、社会管理コストの激増は避けられない。

インナーシティ政策の展開のためには、大都市自身がキメの荒いマスタープランではなく、また、高度成長型の振興策だけでなく、成熟都市にふさわし

い、プランをもち経済振興と居住環境の両立をめざすビジョンをもたなければならぬ。しかも、それは全市レベルを一本としたようなマクロ計画ではなく、各地区に対応できる下部計画をもっていなければならない。

インナーシティ地区はある意味においては、これまでのマクロベースの都市づくりにあって、見落されてきた面である。しかし、これからマスター・プランはこのようなインナーシティ対策を避けて成長・集積路線を走ることは許されない。インナーシティの再生をつうじて大都市再生への活力を培養していくかなければならない。

そのため第1に、産業基盤の拡充のみでなく、インナーシティ地区などの生活環境、住宅水準をどう高めていくかという政策展開をなすべきである。

第2に、都市業務地区への管理・商業機能の集積、郊外住宅・工業団地の造成などによる企業誘致のみでなく、大都市のインナーシティ地区にあっても十分に存続し、しかもメリットを享受しうる都市型産業の育成を図っていかなければならない。

2. 政策実践への条件

このような国土政策上のギャップに加えて、再生への阻害要件としては、大都市財政が貧困であること、また、産業構造の第3次産業化がおこらでいるなどの外部環境もあるが、インナーシティの内部環境も決して良くはない。

第1に、地域の狭隘さに加えて高い地価である。将来にあっても低落することは考えられず、工場立地、住宅建設にしてもかなりの高密度利用とか付加価値の高い形態とならざるをえないパンディがある。

第2に、企業誘致にあっても高い地価に加えて、工場規制三法の存在、税財政上の優遇措置の不存在、若年労働力の枯渇など、その経済環境は決して好ましくない。

第3に、住宅建設にあっても高い地価に加えて、住居環境水準が低いこと、地区イメージが住宅適地でないこと、地区としての居住人口などのバランスを欠いていることなど、これらは生活・交通利便の好条件でもってもカバーでき

ない状況にある。

インナーシティ再生のための政策は、これらの政策実現のハンディを背負って展開されなければならない。これらの条件の中には高地価のように対応不可能と思われる条件もあるが、企業立地・住宅建設にあっては必ずしも不可能でない。ただインナーシティ対策は経済・社会構造変化のメカニズムに逆流する対策であるため、余程の公的政策の展開がない限り、衰退的傾向を食い止め、成熟へ転換することは容易でない。それはあたかも農村地帯の過疎対策と相通じる困難さを秘めている。

したがって巨額の公的資金を投入したが故に、それに比例して政策効果が発生するものでない。如何なる政策を投入するかであり、しかも、それらの政策によって如何に民間エネルギーの再生への刺激剤となじうるかが課題であることを忘れてはならない。インナーシティ対策は構造変化にともなう同地区的ハンディを埋めるための対策であって、それ以上でも以下でも、公費の浪費が政策の失敗につながるであろう。ただ先行・実験的対策が現在にあってみるべきものがなく、その意味では、卓抜した政策感覚に根ざした実践が求められるとともに、工場規制三法の改正など、政策環境の手直しが求められるのである。

3. 企業誘致・存続プラン

インナーシティ地区に経済的活力を呼び戻すことは、政策成功への不可欠の前提条件である。第1に、地区企業の流出を防止すること、そのため同地区との住環境との調和とか企業活動の利便の増進とかさまざまの問題がある。第2に、工場移転跡地に都市型先端企業の誘致を図るとか、工場アパート方式による再編成によって存続・誘致が期待される。第3に、地区内中小企業、家内工業などの地場的産業の育成・強化によって、地区内の経済力の強化がのぞまれる。

実態調査にあっても、地場産業など都市型産業の活発なところは、同じインナーシティ地区にあっても、それほど経済・社会指標の低落をみていない。もっとも用地費とか住環境との調和など工場立地にはむずかしい条件があること

は否定できないが、大都市の利点を利用した情報産業（出版、印刷）、高度加工産業（精密工業、カメラ）、ファッション産業（婦人服、皮革製品）、生活関連産業（スポーツ、玩具）などの立地は十分に期待できる。これまで大企業の下請関連企業が多かったが、これからは独自の技術、情報源をもった企業とか、企業群としての中小企業コンビナートなどが期待されるのである。

そのための立地への環境づくり、対策が求められる。第1に工場規制三法のインナーシティ地区の適用除外である。今日にあっては地方での産業育成政策はともかくとして、大都市からの工場追い出し政策は果して妥当といえるであろうか。もっとも工場制限法などの存在の如何にかかわらず、名古屋市などにあっては工場は流出しているが、この故をもって三法の存在理由とするのは全くの詭弁である。

これら工場分散三法の存在によって、大都市のインナーシティ地区に存続している企業が設備拡張などにあって意欲を削減され、無用のエネルギーをそのために浪費することを余儀なくされていることはまぎれもない事実であり、さらに税財政上の措置によって移転誘因となっており、落ち着いて企業活動を存続していくとする志向性を弱めており、設備拡張に全工場をあげての移転となっている。また、跡地の有効活用を自ら果すことなく転売による経済的利益の吸収にともすれば走りやすい結果となっているといえる。

ここに後にふれる租税特別措置法第65条の⑦の①、⑩の「特定資産の買換の特例圧縮措置」は無視できない。第2に、工場団地・アパート方式、住工分離方式などが存続のために必要である。

神戸市の工業団地の一つは郊外団地、二つは、インナーシティの工場アパートである。工場アパートは長田区のゴム（ケミカル）工場の集団化事業である。長田区のケミカル工業は一時、火災が続き、郊外移転か廃業かの危機に見舞われたが、結局、公害防止事業団の事業と建設省の都市開発資金とをかみ合させて、工場アパート化を政策的にすすめ、今日、かなりのアパート化、或いは、同じようなタイプの共同化が、長田区の工業地帯で行われている。もじこ

のようなアパート化に成功していかなかったとしたら既成市街地内の存続はむつかしく、かなりの工場の郊外移転化がつづき、地域としての企業関連性が薄れ、それだけ地域としての経済環境の低化を招いたであろう。

工場アパート方式以外は、インナーシティ地区の工業専用・工業地区などの大規模工場の移転跡地に、中心工場団地を造成・誘致する方式が行われている。しかしこれらは恵まれた条件にあるケース、たとえば市の埋立地とか埋立地への移転跡地に限られ、一般的ケースとしての工場団地のころがしは、税制上からもむづかしく、尼崎市・川崎市などの少数の例外的ケースに止まっているが、今後、工場跡地への工場の進出が用途上のぞましい場合は、税制上、工場規制三法上も特別の例外とか優遇措置を認めるべきであろう。

4. 税財政措置の見直し

大都市からの工場流出を早めているのは、工場規制三法ではなく、むしろこれらの法律の結果現象としての税財政措置であるといえる。

その方向としては、第1は、現在、工場追い出しのために、さまざまの特別租税負担、たとえば事業所税などが加えられているが、これらの特別負担のうちインナーシティ地区にあっては、むしろ特別負担を緩和して、存続、さらには呼び戻しを図っていかなければならない。

第2は、工場移転の際の租税負担、たとえば土地譲渡所得税などの軽減措置がとられているが、これらの措置はインナーシティ地区の工場移転をいたずらに刺激し、同地区の衰退に拍車をかけているといえる。したがってこれらの特別措置はすみやかに撤廃・改正していくべきである。

もし存続させていくならば、後にふれるように既成市街地にあっての住宅地から工業地区への移転などにあっても認めるべきである。具体的には租税特別措置法第65条の7の適用範囲の拡大である。

すなわち大都市地域からの工場移転、さらに受け皿の整備のために特別の租税措置がとられているが、そのなかで特に重要なのは、租税特別措置法第65条の7の「特定資産の買換の特例」による優遇措置によって工場跡地の売却にと

もうう不動産譲渡所得はいちじるしく軽減され、新開地への移転費、設備拡張費、用地取得費を譲渡益によって支弁することが可能となり、インナーシティ地区の工場移転の誘因となっていることは否定でない。

特別措置法の特例の具体的内容は、圧縮評価（記帳）の方法で行われているが、計算方式は表-1のとおりである。試算例1～3にみられるように、譲渡

表-1 特定資産の買換の特例圧縮限度額（措法65の7①、⑩）

$\frac{(\text{買換資産の取得価額}) - (\text{買換資産に係る譲渡})}{(\text{買換資産の対価の額})} \times (\text{差益}) = \text{圧縮限度額}$ $\text{差益割合} = \frac{(\text{譲渡資産の}) - (\text{譲渡資産の譲渡})}{(\text{対価の額}) - (\text{の直前の簿価})} = \frac{(\text{譲渡資産の対価の額})}{(\text{譲渡資産の対価の額})}$
<p>試算例1 工場跡地 1千万円、譲渡価格10億円、取得価額5億円</p> $\text{差益割合} = \frac{10\text{億円} - 1\text{千万円}}{10\text{億円}} = 0.99 \quad 5\text{億円} \times 0.99 = 4.95\text{億円}$
<p>試算例2 工場跡地 1千万円、譲渡価格10億円、取得価額10億円</p> $\text{差益割合} = \frac{10\text{億円} - 1\text{千万円}}{10\text{億円}} = 0.99 \quad 10\text{億円} \times 0.99 = 9.9\text{億円}$
<p>試算例3 工場跡地 1千万円、譲渡価格10億円、取得価額15億円</p> $\text{差益割合} = \frac{10\text{億円} - 1\text{千万円}}{10\text{億円}} = 0.99 \quad 10\text{億円} \times 0.99 = 9.9\text{億円}$

（財）神戸都市問題研究所『インナーシティ再生のための政策ビジョン』157頁

価格が買換資産を上回っている限り、ほとんど譲渡益に対する租税を免れることができる。ただ、(1)買換資産のうちに土地等があり、その土地に係る面積が、譲渡土地等の面積の5倍（2の5の農林業用地は10倍）の面積を超える場合のその超える部分 (2)買換資産を取得後1年以内に事業の用に供しなかった場合又は供しなくなった場合は特例措置が受けられないだけである。なおこの場合譲渡資産は既成市街地に立地しなければならないが既成市街地とは首都・近畿圏整備法第2条3項の区域であり、また買換資産は既成市地以外の区域などである。

また、間接的な移転の誘因として、工業再配置促進法などにもとづく、移転先の受け皿に対する優遇措置は表-2のとおりである。ただこのような受け入

れ側の優遇措置を期待して移転する工場は半数以下であり、インナーシティ対

表—2 工業再配置促進法にもとづく優遇措置

(工配法 6 条)	(同 7 条)	(地方税法586条)
税制上……加速償却、固定資産税減免、特別土地保有税の非課税		
(交付規則) (法 8 条)		
財政上……工業再配置促進費補助金、開銀・地域振興整備公団等の融資及び団地造成外		
(交付規則) (法 9 条)		
地方債……工業団地造成利子補給金		
(注) 優遇措置の概要		
○固定資産税の減免……受入れ地元の自治体が減免した場合に、交付税により減収補填		
○工業再配置促進費補助金……福祉施設、環境保全施設等の設置に対して、誘導地域では2,500円/㎡～5,000円/㎡(5千万円～1億円の限度)を、企業又は市町村に交付。(特別誘導地域では2,500円～7,500円(5千万円～1.5億円限度)に増額)		
○工業団地造成利子補給金……工業団地造成のために発行した地方債、又は借入金について、1.7%以内の利子補給(自治体・地方開発公社等)。		

策のためとはいえ、かかる過疎地の対策まで否定すべきことを要請する必要はない。既成市街地からの移転のみに優遇措置(譲渡所得の軽減)を認めることは不要であり、さらに、インナーシティ地区にあって用途利用の純化のために、住宅地区から工業専用地区への移転などにあっては、既成市街地内にあっても租税特別措置法第65の7などの適用を認めるべきである。

5. 小規模住宅の建設

インナーシティ問題をより深刻化しているのは、工場流出に加えて、人口の流出である。同地区は戦前、戦後をつうじて人口稠密地区であり、そのため地域環境の改善のためにはある程度の人口流出はのぞましい。しかし地域を維持するために不可欠な人口数をこえての流出、また、流出する市民層、流出のテンポなどからみて、近年のこれら人口流出は限度をこえており、このような流出を一定限度に喰い止めるために、生活環境の改善が緊急の課題として浮上してくる。

そのために第1に、地域内の全般的な生活環境の改善のために公害工場・迷

感施設など環境破壊の抑制に努力すること、第2に、地区内の公園、緑化、生活施設などの整備に努力すること、第3に、工場移転跡地などの利用にあって環境的要素を十分加味するとともに、住宅再開発のころがし用地などとして利用すること、第4に小規模集合住宅などの方式によって、点的住環境の改善に努力すること——などが基本方向として考えられる。

しかし現実の政策課題としては、インナーシティ地区に如何にして、小規模住宅を建設していくかある。その理由のひとつは、工場移転跡地の8割以上は1000m²以下であり、これら狭小な跡地をどうするかが、インナーシティの活力の培養源をつくりだすか否かにかかっている。二つは、インナーシティ地区にあって、地区によって異なるが、公園も公営住宅もかなりあり、従来の公的施策はある程度の水準に達し、新しいきめ細かい施策が求められる段階にある。三つは、区画整理方式とか、買収方式による街路整理は、かえってインナーシティ地区の活力を喪失させおそれがある。四つは、駅前再開発のような都市改造方式は採算的にも設計上も不可能であることなどである。

現行法上ではどのような方式が考えられるかであるが、多様な市街地整備事業がストレートに適用できる地区は、大規模工場移転跡地・駅前商店街・幹線街路関連事業地区などの限られた地区である。

このような事業のなかで、比較的適用、導入可能な手法が過密住宅地区更新事業、通称「ころがし事業」である。インナーシティ地区内における大規模施設跡地における住宅事業には適用可能であり、そのような地区にあってはかなりの事業効果を発揮するが、跡地事業が公的住宅に限られることや、いわゆる種地のない地区にあっては導入ができない。典型的なインナーシティ地区の事業としては住環境整備モデル事業（表-3参照）が最も適切であり、すでに全国で6カ所の事業化が行われている。

6. 集合住宅プラン

インナーシティ地区にあって、最も普遍的な事業手法として考えられるのが表-3にみられる「住環境整備モデル事業」である。面積1ha以上、50戸

以上、不良住宅率50%以上、住宅密度55戸／1ha以上という事業条件は、混合地区として事業化にはやや厳しい条件であるが、区域のとり方、また、事業年次などを巧みにとつていけばかなり導入することができる。

表-3 住環境整備モデル事業の概要

イ. 施行者

市町村（特別の場合には都道府県）が施行する。

ロ. 事業対象区域

事業対象区域は、住宅が密集していること、不良住宅が集合していること、公共施設が著しく不足していること等により住環境が劣っていると認められる住宅地で、次の4条件を満たしていること。

- ① 面積：1ha以上
- ② 不良住宅：50戸以上
- ③ 区域内の全住宅に対する不良住宅の割合：5割以上
- ④ 住宅密度：55戸/ha以上（原則として）
- ⑤ 除去、建設、環境整備に1%～3%補助

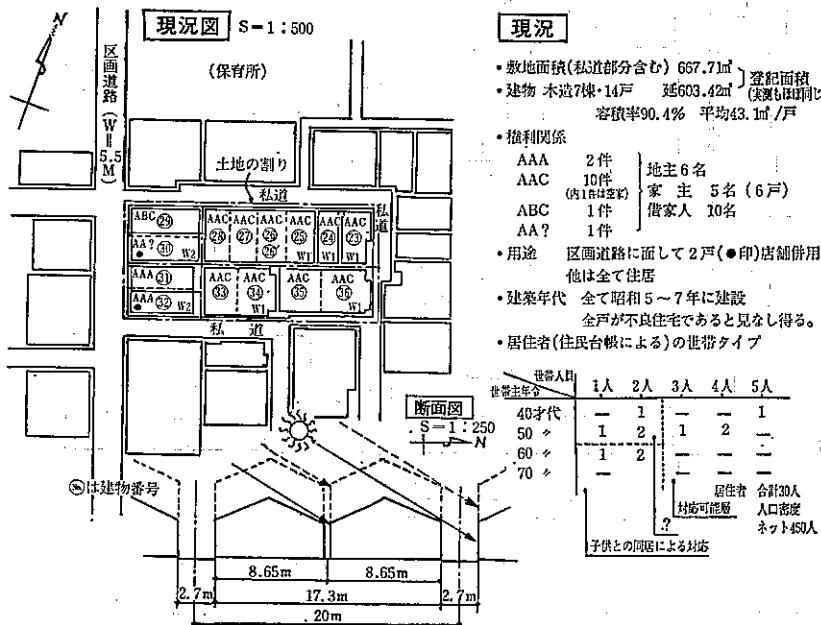
しかし、果してこのモデル事業の中核となる小規模集合住宅が現実に施行できるかどうかを検討してみなければならない。いま真野地区における典型的な戦前長屋住宅をモデルにして神戸市が設計し、事業費、家賃などを算定したのが、図-1、2にみられるプランである。

図-1、2は現況であるが、インナーシティ地区の通例として所有関係は複雑で、AAA、すなわち土地・建物・居住すべてにわたって所有者、居住者であるケースは少なく、AAC、すなわち土地・建物は土地所有者がもち借家人(C)が住んでいるケース、ABBすなわち借地人が家を建て自ら住んでいるケースなどが多い。AAAのケースと異なり、再開発にともなう権利関係が複雑で、建築を機に権利変換を図っていくうとすると借家の経済負担が多くなることは避けられない。

小規模共同集合住宅は従来の区画整理事業、市街地改造事業のように、かなりの数の権利者の一挙に事業化への参加、賛同を求めなければならぬという困難性はないが、それでも低所有者層も含めて、複雑な権利関係を調整していくなければならないという面倒さは残る。それでも戸数は14戸と開発前後で同じであるが、開発前の1戸平均43.1m²から58.3m²へ上昇し、日照条件もかなり

良くなる。

図-1 小規模集合住宅モデル設計（現況）

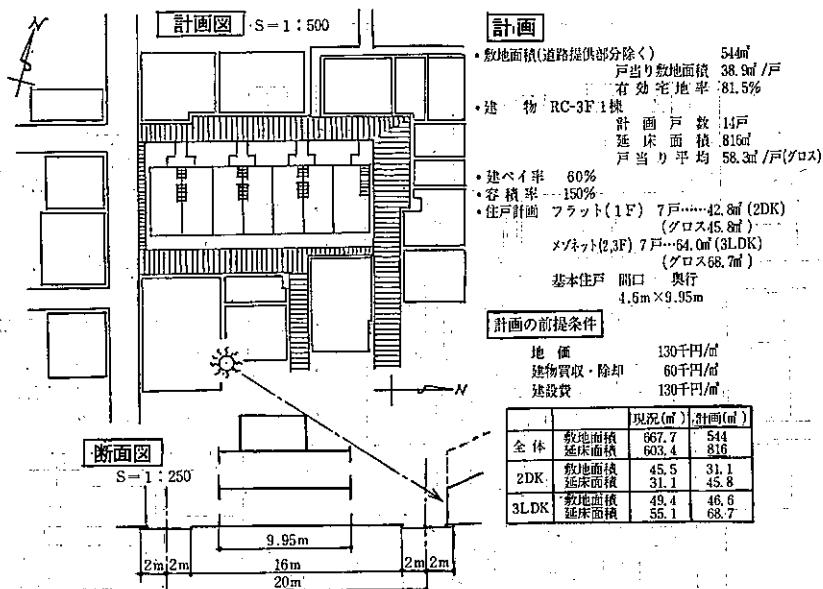


前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』 125頁

費用負担関係はモデル賃貸方式では、表-4にみられるように国庫補助・市負担もあり、建築費用負担ではなく、家賃の上昇が見込まれるだけである。家賃はインナーシティ地区の長屋は、戦前からの非戦災長屋で家賃特例法の対象となっているから低く、3～5万円は最近の新築公営住宅の一般的水準であるが負担増となる。

分譲方式では1000～1500万円の費用負担が免れず、借地方式でも550～850万の負担となっている。分譲方式は将来にわたって管理コストと公的負担が免れるのであるから、補助金はとにかく低利・無利子の融資の拡大がのぞまれるのである。

図-2 小規模集合住宅モデル設計（計画）



前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』 125頁

官公庁が行う小規模集合住宅と同じような発想・手法で民間が実際に建築・施行しつつある方式として3階建共同住宅がある。要するに昔の長屋をほぼそのままの建ぺい率で3階建にし、1戸が1階から3階までを1戸として設計されているところに大きな特色がある。物理的には長屋1戸が3倍の延床面積を保有することになり、インナーシティ住宅の欠点である狭さの克服ができる。

3階建方式は2階建方式に比して、用地費の負担が3分の2に減ることになる。仮りに平方米当たり15万円とすると、2階建方式だと15万円がフルにかぶってくるが、3階建では10万円となる。また、1戸で3階までを専有するときは階上の騒音などの阻害要素がなくなるし、何よりも、1戸建住宅と同じような専有感を充足させることができる。あまり高層の建築ができないことを考えるとインナーシティ地区での民間の知恵を生かしたテラスハウスとか近代的長屋といえる。しかも公共体が行う共同住宅方式と異なり、小工場跡地などにかなり

表-4 小規模集合住宅モデル設計事業費積算内訳表

(単位:千円)

制度と補助の内容	住戸タイプ	事業費(戸当り)			負担区分		福利委託	(自己資金 (償産元利) 土地	建物	自己資金 (償産元利) 土地	不足額	償還金 (月額)(H)	
		用地	建物費 ・除却費	事務費	計								
□モアル賃貸 ○用地費 ○建物買収・除却費	国 (12%)	2DK (45.8m ²)	4,962	1,886 5,954	—	12,782	7,333	5,399	—	A-B@→KK@	—	—	30,567
	市 (73%)	3LDK(68.7m ²)	7,436	3,306 8,931	—	19,673	11,325	8,348	—	[A]	—	—	47,407
□モアル分譲 ○建物買収・除却費 ○共同施設部分費用	国 (12%)	2DK (45.8m ²)	4,962	1,886 5,954	—	12,782	1,230	933	10,619	A-A@→A-A@ B-B@→C-C@	5,915	1,886 2,833	15,240 47,004
	市 (73%)	3LDK(68.7m ²)	7,436	3,306 8,931	—	19,673	2,099	1,653	15,921	[A] A-A@→A-A@ B-B@→B-B@ A-B@→C-C@	6,422	3,306 6,193	33,256 67,743
□モアル分譲による借地方式共同建替 ○建物買収・除却費 ○共同施設部分費用	国 (12%)	2DK (45.8m ²)	—	1,886 5,954	—	7,820	1,230	933	5,657	A-B@→A-B@ B-B@→A-C@ A-B@→C-C@	—	1,886 3,791	20,356 30,378
	市 (73%)	3LDK(68.7m ²)	—	3,306 8,931	—	12,237	2,099	1,653	8,485	[A]	—	3,306 5,179	27,811 45,564
□モアル民賃(提案) ○建物買収・除却費 ○共同施設部分費用	国 (12%)	2DK (45.8m ²)	—	1,886 5,954	—	7,820	1,230	933	5,657	A@C→A@C	—	1,886 3,791	(注) 内は市 町子細合算 する(5年間) 20,358 (18,982) (25,931)
	市 (73%)	3LDK(68.7m ²)	—	3,306 8,931	—	12,237	2,099 1,653	8,485	3,792	[A]	—	3,306 5,179	

(注) 融資は住宅金融公庫融資として、利率5.5%、償還期間35年とする。

前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』126頁

適用される方式である。

ただ方式の欠点は、3階建のため階段などのムダな空間が多すぎる。表-5にみるように分譲価格が2,310万円をこえ、インナーシティ地区の共同住宅と

表-5 民間小規模共同住宅の概要

民間モデル住宅	広さ	土地	建物	価格
岡本鉄工跡	4DK(5K)	33m ² (道路含まず)	89m ²	2,310万円

してはやや買いづらい価格となる。市のモデル住宅（表-4参照）では1,592万円で3LDK(68.7m²)と狭いが719万円の差があり、購入者にとって無利子の資金融資などがのぞまれる。現在、真野地区はこの集合住宅以外に2~3の集合住宅建設が行われているが、1階部分をミニ・スーパーにしたりして住宅部分の用地負担の軽減を図っている。このモデルケースは奥行が深い9戸建なので、角地を喫茶店としている。今後、このような方式で順調に分譲されなければかなり普及されると予想され、市にとっても重要な課題として誘導・奨励していかなければならない。

7. 新開発から再開発

インナーシティ再生のキメ手のひとつを握っているのが、小規模集合住宅といえるが、公・私いずれが施行主体になっても、かなりの財政援助を注入しない限り、成功はおぼつかないが、それだけの社会的効果が十分にあることに気がつかなければならない。これは独断でもなければ、仮空の計算でもない。

大都市のみならず政府も、都市政策の焦点をインナーシティの再生に傾注すべきである。一般的な表現を借りれば「新開発の2戸より、再開発の1戸を」という選択をなすべきである。たしかに新開発は戦後、大都市に集中した人口のオーバーフローを分担し、その過密化を予防した。しかし、今や中間層の郊外1戸建という個人的ニーズの充足に止まっている。

都市構造全体でみると、大都市における空屋率はすでに5~10%に達し、

住宅の絶体的不足の時代は去った。都市のなかでも何処に住宅立地をさすべきかを考えなければならない。個人ニーズとしては郊外1戸建が高いが、社会的ニーズとしては既成市街地の共同住宅、ことにインナーシティ地区の住宅建設、人口定着の方がはるかに高い。それは都市全体としての構造的歪みを是正するのみでなく、先にふれたように社会資本の効率的利用とか、都市経済活動コストの効率化からも政策的根拠がある。

さらに戦後の都市づくりを振り返ってみると、インナーシティ地区は常に新開発の犠牲となってきた。新開発の公共施設の整備を可能にしてきたのはインナーシティ地区の税収であったし、また、多くの迷惑施設を引き受けってきた。なるほど再開発事業も行われたが、それらの多くは商店街・駅前再開発・街路整備のための区画整理であった。今こそスラム化という症状におびやかされようとしているインナーシティ地区に対しての、治療費を都市は惜しむべきではない。インナーシティ地区こそ高度成長、大都市成長の底辺にあってその繁栄を下支えてきた功労者であるからである。

また再開発は近年の住宅事情からみてもより優先されるべきで、住宅の絶対的不足の時代は終り、今や「量から質へ」「質から環境へ」と移行しつつあり社会的には「新開発の2戸より、再開発の1戸へ」と政策力点をおかなければならない時期にいたったのではなかろうか。具体的な政策基調は一応、表-6のように表示できるであろう。

8. 公共、公益施設の状況

インナーシティの住宅建設の経済的効果は、先にふれたように二重投資の回避、社会資本の効率的投資である。

いいかえればインナーシティ地区に人口呼び戻し政策を行って、人口が新規に定着しても公共投資の新規投入や維持運営費のコスト高をほとんど招かないことである。神戸市の事例でみても最盛期人口90万人近く居住していたインナーシティ地区は、現在、50万人近くに人口が減っており、単純にはあと40万人の呼び戻しが可能である。居住水準を考えても10万人は十分に収容可能であり

表-6 戸数主義から環境主義へ

区分	戸数主義	環境主義
政策方向	新開発	再開発
政策選択	公的賃貸か私的持家	社会的集合住宅
政策基調	公営・公団中心	民間エネルギー活用
供給主体	公私独立主義	連合処理方式
管理体制	公的管理依存	自主管理確立
政策主導権	政府画一主義	自治体現地総合
住宅金融	全般的量的拡大	傾斜選択配分
費用負担	建設費国庫補助	環境総合補助
執行体制	住宅部門中心	住宅・都計連合
住宅計画	全市的マクロ計画	地域別ミクロ計画
執行手法	法律・補助・官庁方式	要綱・融資・参加方式

都市経済をマクロで分析したとき、インナーシティ地区の人口呼び戻しは効率的である。

また、都市サービスの効率化という面からみても、分散して居住するよりも、密集して居住する方が効率的であることはすでに周知の事実であるが、ただこれまであまり稠密に居住してきたため、さまざまのマイナス症状を呈していた。ところが近年の人口・企業などの流失によって過密の弊害は次第に薄れ、過疎の状況を呈しようとさえしている。その結果、新開地への人口流出は、あたかも既成市街の三世代家族が核家族化によって分散し、コスト高を家計にあっても招いている現象と酷似している。したがってインナーシティ地区への居住は、新規のコストを回避するとともに既存の割高となったコストを単位当たりでは軽減する働きをする。

いま神戸市における小学校の児童増加・減少、過密・過疎校は、表-7, 8, 9, 10のとおりである。郊外の小学校は新児童の増加によって、次第に過密化している。表-7にある白川小学校以下、塩屋小学校は創立が明治年間で

インナーシティ再生の政策ビジョン

表-7 神戸市立小学校児童増加校10校

区名	学校名	設置年度	児童数異動状況		55年/35年
			35年	55年	
須磨区	白川小	M 20	46	1,026	22.30
"	多井畠小	M 20	104	1,201	11.54
北区	唐櫃小	M 6	194	969	4.99
垂水区	木津小	M 20	118	534	4.53
"	押部谷小	M 9	313	992	3.17
須磨区	妙法寺小	M 26	461	1,108	2.40
垂水区	名谷小	M 44	206	484	2.35
"	伊川谷小	M 43	464	869	1.87
"	玉津一小	M 25	771	1,295	1.68
"	塩屋小	M 44	713	1,054	1.48

あることによってもわかるように、神戸市の郊外農村地に位置しており、近年のスプロール化によって次第に過密化しつつある。新設校の建設を行ってもこれらの学校の過密化を防止することは容易でないであろう。

一方、表-8は人口減少校であるが、すべてインナーシティ地区とみなされる地区の小学校であり、児童数は約半分から4分の1に減っている。いずれ廃校の憂き目を見る事態を迎えるであろうが、そのようなことは児童の通学距離

表-8 神戸市立小学校児童減少校10校

区名	学校名	設置年度	児童数異動状況		55年/35年
			35年	55年	
中央区	神戸小	M 15	1,291	321	0.25
兵庫区	入江小	M 33	1,780	504	0.28
中央区	東川崎小	M 33	699	224	0.32
長田区	蓮池小	T 15	2,579	825	0.32
"	志里池小	S 11	1,398	478	0.34
兵庫区	中道小	M 42	995	371	0.37
長田区	神楽小	T 11	1,054	402	0.38
中央区	宮本小	T 15	1,342	523	0.39
長田区	真野小	T 9	1,560	641	0.41
兵庫区	川池小	T 4	1,956	830	0.42

の遠隔化をひきおこすだけでなく、地区のシンボルとしての学校の喪失は、地区の衰退に拍車をかけ、それでなくても悪い生活環境をさらに悪化させることになるであろう。

表-9, 10にみられるようにインナーシティ地区の過疎校と郊外の過密校とは3～5倍の施設水準の格差があり、社会資本の効率的利用という面からもインナーシティ地区は人口の受け入れの地区として再評価していかなければならない。

表-9 神戸市立小学校過密校10校

区名	学校名	設置年度	児童数異動状況		建物敷地面積(m ²)	建物敷地1人当たり面積(m ²)	運動場面積(m ²)	運動場1人当たり面積(m ²)
			35年	55年				
灘 区	高羽 小	S13	2,219	1,708	4,465	2.61	2,835	1.66
須磨 区	妙法寺 小	M26	461	1,108	4,750	4.29	2,132	1.92
兵庫 区	平野 小	T 4	2,267	984	3,214	3.27	2,090	2.12
長田 区	名倉 小	S 8	1,766	1,116	4,486	4.02	2,480	2.22
中央 区	春日野 小	S23	1,658	693	3,434	4.96	1,650	2.38
兵庫 区	鶴越 小	S 4	1,712	824	3,307	4.01	1,983	2.41
須磨 区	東須磨 小	M13	1,966	1,176	3,127	2.66	3,125	2.66
長田 区	室内 小	T14	1,689	936	4,086	4.37	2,620	2.80
"	池田 小	S14	1,648	1,039	3,015	2.90	2,925	2.82
"	丸山 小	S29	1,005	1,230	6,855	5.57	3,560	2.89

表-10 神戸市立小学校過疎校（市街地中心地域）10校

区名	学校名	設置年度	児童数異動状況		建物敷地面積(m ²)	建物敷地1人当たり面積(m ²)	運動場面積(m ²)	運動場1人当たり面積(m ²)
			35年	55年				
中央 区	小野柄小	M34	965	242	1,854	7.66	3,799	15.70
"	若菜 小	M43	931	411	2,077	5.05	5,495	13.37
"	神戸 小	M15	1,291	321	2,377	7.40	3,302	10.29
兵庫 区	中道 小	M42	995	371	2,697	7.27	3,800	10.24
中央 区	東川崎 小	M33	699	224	2,093	9.34	2,200	9.82
長田 区	蓮池 小	T15	2,579	825	2,837	3.44	7,901	9.58
灘 区	六甲 小	M19	2,199	971	4,690	4.83	7,650	7.88
兵庫 区	大開 小	S34	844	498	1,320	2.65	3,705	7.44
中央 区	下山手 小	M45	1,030	520	1,978	3.80	3,840	7.38
長田 区	神楽 小	T11	1,054	402	3,065	7.62	2,944	7.32

さらにこれ以上の人口分散がすすむと、公共・公益施設の統廃合がさけられない事態となる。たとえば幼稚園についてみると市教育委の調べでは、市立幼稚園は29園で5歳児だけの保育。私立は市内に120園あって2年保育が主流で、園児数（5歳児）は昨年4月現在で、公立7,605人、私立11,272人の計18,877人。それが56年度は今のところ公立が938人減の6,667人、私立が804人減の10,468人の計17,135人になる。これはピーク時の52年度に比べ15%強の減りようだ。これが4年後の60年度は56年度より22%減の16,476人になると予想されており、これを公私立幼稚園、保育所が“奮い合う”形になる。

地域間格差も激しく私立の場合、市中心部の中央区で一園当たり46人、灘区75人に対し新興団地が多く人口増が激しい北区が135人、垂水区136人、このためすでに灘区などで2園が休園、56年度も1園が休園になるとのうわさが出ている。

そのため神戸市教育委員会では園児が激減して困っている市街地の私立幼稚園を新開発の団地へ移転させたため独自に人口急増で幼稚園不足の郊外に用地を確保して移転を促す施策を56年度からスタートさせる。このような施策の背景は先にふれたように市内の私立幼稚園では定員の大幅割れが続出、市街地では休園するところも出るなど経営危機が深刻化してきたこと。しかも、出生児が減少し、保育時間の長い保育園の増設、定員増攻勢にあって先行きは真っ暗の見通しにあること。反面、市街地からの人口移動が激しい郊外では園児受け入れ施設が整っていないところもあり、今回の施策は“一石二鳥”と評価されているためである。

しかし、いずれにしても既成市街地の公益施設の遊休化がもたらされることに対する対応策であり、出来ればインナーシティ対策によって人口流出を防ぐ止め、人口呼び戻し策が成功すれば、このような深刻な事態を回避することができる最良の施策であることには間違いない、インナーシティ政策の展開がこれら公私立施設の経営安定のためにもまたれるのである。

9. 新・再開発のコスト比較

インナーシティの人口呼び戻し政策の根拠は、新開発すなわち郊外への人口定着が新たな社会資本の投資を必要とすることにあるが、このことによってもたらされる財政負担を推計しなければならない。新開発1戸に対してどれほどの社会資本の追加投資、既成市街地の社会資本のロスが発生しているか算定してみよう。

公共投資の推計は様々の方式、ケースが考えられるが、一応、神戸市の西神地区の名谷団地（都心から10km）を想定し、人口1万人の移動が既成市街地からあったとする。なお神戸市の場合、既成市街地からの移動が8割で、市域外からは2割である。したがって市財政に及ぼす収支はほとんどなく、むしろ分散化にともなうコスト高がもたらされる。

新開発団地の建設費、関連公共投資を、一応事業別に推計してみるが、考え方としては、自己投資を特定財源で償還する能力となっていない社会資本で、新開発によって新規に投入を余儀なくされる社会資本を対象とするのが適切であろう。一応、学校・交通・下水道などが考えられる。それは、道路、公園などはインナーシティ地区でも新開発地区でも追加投資が必要であるが、学校・交通・下水道などはインナーシティ地区にあっては過剰・過大資本となっているからである。

まず「学校教育建設費」でみると、学校はインナーシティ地区ではほとんど余っているので、その分だけ新開発分は正味の追加となる。中学校2万人につき1校、小学校1万人につき1校、保育所1万人に1カ所、幼稚園1万人に1カ所と考えられる。建設費を試算すると表-11のとおりであり、1万人につき、幼稚園4億円、小学校25億円、中学校（0.5校）15億、保育所2.5億円、計46.5億円となる。

郊外に1万人居住すると、教育・福祉施設だけで40億円以上の巨額となるが、このような負担に市町村財政が耐えられるのは国庫補助金のカサ上げ（人口急増市特例措置）とともに宅地開発負担要綱による負担があったことを見落してはならない。

インナーシティ再生の政策ビジョン

表一11 新開発とともに新規増投資費（人口1万人当り）

(単位：億円)

区分	金額	備考
学校建設	4.6	小学校・保育所・幼稚園各1校、中学校0.5校
交通施設建設	2.0	地方鉄道建設、市バス施設
下水道建設	2.0	処理場・管渠建設費、使用料で建設費25%償還
その他建設	1.4	生活文化施設など
計	10.0	

前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』106頁

下水道についても、神戸市の事例で1人当り建設費をみると垂水処理場20万円、名谷処理場14万円、ポートアイランド(P I) 処理場47万円となり、かなりの差がみられるが、これは垂水・名谷にあってはオイル・ショック以前に主要施設・工事が完成しているためである。したがって現時点での試算すれば1人当り20~30万円は避けないと試算できる。もっとも下水処理料で建設費は約4分の1ほど償還されるので、1人当り少なくとも実質公的負担20万円の負担となるのではなかろうか。他の生活施設を加えると、表-11にみるように、人口1万人の郊外団地につきインナーシティ地区との比較による新規投資は、約100億円と推計される。

10. サービスコストの比較

インナーシティと郊外新開発とのコスト比較にあって無視できないのが、経常費のコスト高ではなかろうか。そしてコストの実質ロスという点では建設費より大きいといえる。この点、看過されている。もちろん人口・企業が過密に住み、活動すれば、過密の弊害も起ってくる。しかし、一方、集積の利益のあることも否定できない。要は適度な密度で住み活動することであろう。隣近な事例が水道供給量やごみ収集量にあって総量は変わなくても、範囲が広がれば給水管延長、収集ルートの増加は避けられずコストの負担は高まる。

まず「学校教育費」についてみると、インナーシティ地区は概して過疎・過

小校であってコスト割高を招いている。インナーシティ地区の学校はすでにみてきたように人口減少にともなって1校当りの児童数も減り、そのほとんどが500人以下となり、単位管理コストの増加を招いている。調査ではインナーシティ地区の13校の平均1人当り運営費は29万5,910円となっている。これに対して新開地区の13校の1人当り平均運営費は16万1,570円となっており、約13万円の差がある。その分だけインナーシティの小学校の運営費は割高となっている。インナーシティ地区の人口が減っていけばやがて小学校の統廃合へと発展するであろうが、それでもやはり割高は解消されないであろう。文字通り「過密のなかの過疎」としてコスト高とか教育効果のマイナス要素をもたらしている。もし仮りにインナーシティ地区に人口1万人が呼び戻し政策によって新規に居住したとしても、小学校などの施設は十分に余裕があり、また、維持・運営費のそれほどの割高を招かないであろう。しかもこの現象はひとり教育施設のみではなく保育所などの福祉施設にもみられることである。

したがって今後、このような割高な維持運営費を解消する方向は既成市街地に人が居住することによって平均コストへ接近することにある。したがって現在、1人当り29万6千円の経費が16万2千円へ接近することになり、実質経費増は13万円で済む、すなわち新規増児童の1人当り限界費用は、500人(過小校) × 29.6万 + 1,000人(増加児童数) × x万円 = 1,500人(過大校) × 16.2万円の算定式から、9.5万円となり、新開発団地とインナーシティとの経費格差は6万7千円となる。したがって既成市街地1万人の居住は約1,400人の増加となり、6.7万 × 1,400人 = 9,380万円のコストダウンとなる。

交通サービスについても同じことがいえる。新開発路線が特に赤字ということはないが、表-12にみると、新開発地のバス路線は、朝夕のラッシュ集中率、昼間利用率、片荷交通などからみて、1万人の人口増加は、そのまま増車につながるが、インナーシティ地区では、余裕があり増車につながらない。

具体的にどれほど経営改善をもたらすかをみると、全路線55系統の平均みると、営業係数は112で、輸送人員1人当り11円75銭の赤字となっている。どのような新開発団地を想定するかによって赤字幅は変ってくるが表-12の38,

表-12 系統別営業係数及び輸送実績

区分	系統	営業係数	乗車密度	1人平均 乗車キロ	① ラッシュ集中率 (%)	② 昼間利用率 (%)	③ 片道輸送率 (%)	収支差 千円
インナーティ	10	114	24.9	3.1	26.6	25.3	53.7	4,278
	81, 82	111	19.4	2.6	24.7	25.3	57.3	△68,715
	85	136	15.4	2.8	24.3	26.7	60.8	△42,541
郊外団地	38	119	25.7	4.7	27.4	23.3	85.5	△23,774
	54	113*	25.2	3.4	22.5	22.9	87.3	△12,631
	65	155	26.6	6.0	26.4	21.0	91.0	△61,703

(昭和52年交通調査による)

$$\textcircled{1} : \text{ラッシュ集中率} = \frac{\text{ラッシュ2時間乗客数}}{\text{終日乗客数}} \times 100$$

$$\textcircled{2} : \text{昼間利用率} = \frac{\text{昼間5時間乗客数}}{\text{終日乗客数}} \times 100$$

$$\textcircled{3} : \text{片道輸送率} = \frac{\text{ラッシュ1時間都心方向乗客数}}{\text{ラッシュ1時間乗客数}} \times 100$$

* 51~55系統全体の営業係数

前掲『インナーシティ再生のための政策ビジョン』 110頁

54, 65系統の事例からみてみると、いずれも1万人前後の団地路線で、平均3,000万円前後の赤字となっている。これら人口がインナーシティ地区に振りに居住しても同地区の市バスの輸送能力・形態からみて赤字増とならずむしろ赤字幅の縮小に寄与すると考えられるので、大胆な概算推計によれば、1万人当たり逆に2,000万程度の赤字減になると見込まれる。したがって既成市街地に1万人居住すれば約5,000万円の経費節減が推計される。

新開発にともなう運営費のコスト増をみてきたが、結局、新開発にともなう新規コスト増と、インナーシティ地区に居住することによってもたらされるコスト軽減との相乗効果によってインナーシティ地区への居住にともなう経済効果が算定されるが、1万人当たりでは学校運営費などで8,400万円、市バス運営費5,000万円、その他福祉・コミュニティ施設などで6,600万円、合計2億円のコスト軽減がもたらされる（表-13参照）。なお教育施設をのぞく地域生活施設は市内に約1,000カ所もあり、教育施設に匹敵する生活サービスである。

表-13 新開発にともなう運営費純増（人口1万人当り）

(単位：千円)

区分	金額	備考
学校運営費	140,000	2,100人の標準校新設1人当たり6.7万円純増
市バス運営費	50,000	
その他運営費	10,000	コミュニティ施設など
合計	200,000	

これまで推計してきたように人口1万人がインナーシティ地区で住むか、新開発地で住むかによって建設費で約100億円、運営費で2億円の純増となる。建設費の金利負担を8億円と算出すると、毎年10億円の負担となる。これはインナーシティ地区が公共・公益施設に余裕があり、維持運営が割高となっているためインナーシティ地区に住むということは、これから遊休施設を活用することができ、割高のコストを低減させることができるからである。

年間1万人につき10億円の経費節減は1戸当たりに換算すると3,000戸として、1戸当り33万円、1,000万円の住宅建設融資につき3分3厘の利子補給ができる、また1戸当り33万円の行政サービスのカサ上げが可能となる。

このようにインナーシティ地区の住宅建設に利子補給をすることは、都市全体の経済からむしろ効率的であるといえる。インナーシティ再生のためにこのような公共経済的視点からの対策がのぞまれるのである。

ロンドンの都市再開発

広川英三

(神戸市都市計画局区画整理課審査係長)

1はじめに

都心地区における再開発としては、ヨーロッパ最大のおそらく世界でも最大でしかも最後の再開発といわれ、最近、我国でも注目を浴びつつあるロンドン・ドックラン地区の再開発について、このたびの研修で調査し見学する機会を得た。本稿ではそのあらましについて述べたいと思うが、順序としてまず、いわゆるインナーシティ問題に直面し、その対策について多面的な角度から検討が行われているイギリスの大都市の現状、及びその基本的な政策の方向についてふれ、次にその対策の一環として位置づけられているドックランの再開発の概要及び現況等について紹介したいと思う。

2英国におけるインナーシティ問題とその対策

20世紀における英國の人類への最大の貢献はペニシリルの発見とニュータウンの成功であるといわれているように、英國では世界に先駆けてニュータウンづくりがはじめられ、その手法や計画の中身等において、その後ニュータウンづくりをはじめた世界各国のモデルとして大きな影響を与えてきた。

その実績について1976年現在でみると、32のニュータウンが完成または建設中であり、指定区域面積をあわせると 103,329ha、入居済人口は193万人に達する規模となっている。

このように大規模なニュータウンづくりが英國においては戦後一貫して行われてきたのであるが、その考え方の基本として流れているのは大都市への人口集中の圧力とそこから生ずる環境の悪化等、もろもろの都市問題を事前に緩和するため、人口と産業を計画的に配置し、住み、働き、憩うことのできるそれ

自体完結的なニュータウンをつくりだそうというものである。要するに人口及び産業のあふれ出しに対する計画的な受皿づくりと大都市の住宅難の解消、地域開発の拠点づくりの3つがその主要目的としてあげられてきた。

しかし、このように大都市は放っておくとそのまま立地条件のゆえに、人口と産業の集中により環境が悪化し身動きがとれなくなるという前提のもとにすすめられてきたニュータウンによる人口と産業の分散政策は、1970年代後半にいたり、逆に大都市の内部において企業の移転、閉鎖による雇用機会の減少と大巾な人口減少とともに経済的、社会的な基盤の悪化——都市の衰退という問題に直面することとなり、新たな視点から再検討を迫られることとなつた。

ニュータウンづくり自体決して失敗したのではなく、公共施設の整備された良好な市街地が計画的に供給され、人口や企業の誘致もスムーズに行われ、職住近接による総合的なまちづくりが順調に進められてきたといってよい。

問題はその後に生じた客観状勢の変化により、大都市の周縁部において人口の空洞化、居住環境の悪化現象に直面したことであり、戦後一貫してすすめられてきたニュータウン政策の見直しを余儀なくされるようになったのである。

1960年代の技術革新の波に立ち遅れ、前近代的な労働慣行から脱皮できず、合理化にも対応できなかった英國経済の慢性的な不振と人口増加率の低下(1970~75年の年間増加率0.19%, 75~80年は0.04%)により大都市への人口集中圧力が減少し、ニュータウン政策の基礎となった社会経済的要因に変化が生じたのであり、新たな問題として大都市周縁部における企業の閉鎖、流出による失業者の増大、若年労働者、熟練労働者の流出、人口の減少による過疎化、貧困層、外人移住者によるスラム形成、犯罪の発生等、インナーシティ問題に直面するようになり、その対応に迫られるようになった。

このような状況をふまえて、英國の都市計画、住宅政策の重点目標がニュータウン政策からインナーシティ対策へ転換していった契機となったのが、ショーン環境相の1976年9月の講演と1977年4月の声明である。

このなかでは過去30年間のニュータウン政策の役割は評価されているが、客

観状勢の変化により大都市地域では熟練労働者、若年層が流出し、半・未熟練労働者、失業者が取り残され、このままでは都市は衰退の途をたどらざるを得ないとの認識のもとに、今後は積極的なニュータウン拡張は行わず、都市環境の改善に重点をおき、資金は都市の再生のために使われるであろうとはっきりとした政策転換の方向が打ちだされた。

このような政策の方向がいっそう明確に打ちだされたのが1977年6月のインナーシティ政策に関する英国政府白書である。

この白書では大都市内部地域のかかえている共通問題として、①失業者の増大、雇用機会の減少等、経済基盤の低下、②過密、老朽住宅等、生活環境の悪化、③失業者、老齢者、移民者等、社会的弱者の増大による社会問題の発生をあげ、その対策としては、①企業にとって魅力ある経済環境をつくりだすことにより企業の流出のひき止め、進出をはかること、②住宅と教育、衛生福祉施設等の充実改善、③過密の緩和、老人等社会的弱者の救済、④内部地区とそれを取りまく地区との人口と雇用の新しい均衡の確保の4点の政策的配慮が必要であるとしている。

そしてこのような政策を進めていくうえで、ニュータウン開発型の開発公社を利用するのではなく、地方公共団体が住民に対して責任を負う機関として内部地区問題に取組む立場にあるとし、コミュニティやボランティア団体など住民と連けいしながら民間エネルギーも活用し、環境整備を進めていくべきであるとしている。

中央政府としては、当面の政策の最優先課題として内部地区の経済基盤を強化するための諸施策を構じ、都市問題に関する総合調整をより積極的に行い、人口移動に関する政策を点検し修正するなど、総合的な都市環境整備に全力をつくすが、特に内部地区問題——経済的衰退、建造物の老朽化、社会的緊張——の顕著ないくつかの都市においては共同整備方式を適用し、政府と関係地方公共団体の参加による共同組織（joint Machinery）を設置し、個々の実情に応じた内部地区改良計画を策定し、1979年度には1億2,500万ポンドに増額された都市計画事業補助金が、それらの地区に優先的に投入されることが表明

されている。

本稿のテーマであるドックランド再開発計画との関連において、この政府白書において注目されるのは、この白書の作成にあたって、ドックランド再開発計画についての多年にわたる調査研究に負うところが多いとしている点と、リバプール、バーミンガムなど、他の4つの地区とともにドックランド地区において共同整備方式が適用され、特にドックランド地区においては大規模な都市再開発の準備が既に整い、法律上の協同委員会が設置されていると言及されている点である。

衰退現象に直面しているロンドンの再生に果すドックランド再開発の役割について、中央政府のみなみならぬ期待と関心が寄せられていることがうかがえるようである。

3 ドックランドの再開発事例

(1) 現況

一般的にインナーシティ (inner city) もしくはインナー・エリア (inner area) を都心周縁部と訳した場合、それは住宅をはじめとする物的環境が著しく悪化し、経済的にも社会的にももっとも恵まれない人口が集中的に居住している都市内部の地域を意味しているといわれている。

多くの場合、「(再開発された) 都心部と郊外の間にはさまれた」古い住宅と工業との混合地帯であるとされているが、その意味ではドックランド地域はその典型的存在であるといえる。

ある政府報告書によると、都心周縁部という言葉によってイギリス人が抱くイメージとして次のとおり描かれている。

「それは未熟練労働者や失業者、社会的に不利益な立場におかれた人々、そしてますます多くの有色人種の人々が住みつくようになったところであり、放棄されたままの工場跡地やドック、板廻いの商店や空っぽの倉庫や工場、そして空地の中の荒廃した住宅地であり、多くの人々が通勤の途中、列車から長屋越しに見下したり、幹線道路で通り抜けるときに空地の向うに眺めやる荒れ果て

^{注2}
たスラムである。」

この風景は筆者が、ドックランド、サザーク地区を観察したとき感じた印象と一致し、地区の様子そのままであるが、更につけ加えるならば、テームズ川からの埋込み港湾ードックの埋立てが各所で行われ、または完了し、ドックラ

ドックランド再開発計画のあらまし

区域面積、人口	面積2,225ha、人口55,000人
施 行 期 間	1977年度～1997年度・第1次計画1978年度～1982年度・戦略計画 1976年決定
組 織	ドックランド協同委員会（ロンドン都、関係5区、環境省、住民グループなどの代表で構成）で基本計画の策定、開発規制等を行い、実施部門としてドックランド再開発機構、関係5区再開発部がある。
住宅の改良と建設	住宅改良、現存住宅19,000戸のうち4割を改良、除却2,000戸、早期修復4,000戸、15年以内修復1,300戸。 住宅建設23,000戸、1982年度までに9,700戸着工、うち半数完了。
道路網の整備	南側と北側、東側に各1本のバイパス道路の新設、南側バイパス道路については、区と住民の反対により凍結。
鉄道計画	地下鉄ジュビリー線の地区内乗入れ延伸計画は工事費等の理由で再検討、6つの代替案検討中。
公益、文化施設	公園、河川沿遊歩道、水中レクリエーションセンター、地区センター、総合病院、総合運動場等建設。
産業誘致	1982年度までに商工業用に46万平方メートルの床と248haの土地を造成、12,000人～14,000人の雇用増加。
人口計画	現在の人口55,000人が計画完了により120,000人に増加見込。
資金計画	1979年度～1983年度の5カ年で公共費3.6億ポンド、民間投資7,600万ポンド。 公共費の内訳住宅1.52億ポンド、交通網1.15億ポンド、公園・レクリエーション施設2,400万ポンド 教育・買物・コミュニティ施設3,000万ポンド、商工業施設2,100万ポンド、インフラ施設1,600万ポンド。

ンド砂漠といったふうな荒涼とした光景が点在し、寒々とした感じを受けた点と、外人移住者と貧しげな人々の姿が目立つことである。

ドックランド地域は、ロンドンタワーブリッヂから下流のテームズ川に沿って11キロに及ぶ旧港湾地帯であり、2,225haの広大な面積を有している。

19世紀にはテームズ川沿いに巨大なドック群がつぎつぎと建設され、港湾を

中心として造船所とその関連産業、製粉、製糖などの加工工場、電力、ガス会社などが立地し、その周辺には港湾労働者などが集中して住むようになり、活力のある経済的にも大いに繁栄した地帯であった。

しかし、1960年代には、船舶の大型化とコンテナー革新の波に対応しきれず前近代的な港湾労働の慣行ともあいまって旧式の港湾は荷主から敬遠されるようになり、衰退の途をたどりはじめたが、更に決定的な打撃をうけたのが、テームズ川河口のティルバリーに近代的な機能をもった港湾が建設されたことであり、それに伴ってドック群や港湾関連産業の閉鎖、移転と熟練労働者の流出がはじまり、更に、有利な立地条件や優遇措置にひかれてロンドン近郊の工業団地に移転した企業や、合理化により閉鎖した企業なども多数にのぼった。

このような経過からドックランド地区では、1961年以来、製造業及び交通・運輸業の分野で職を失った者は約15万人と言われ、失業率も全国平均8%を上回る状態となっており、所得水準の低下、人口の減少（例えばサザーク区では1910年60万人の人口が1980年では219,000人に減少）都心の中の空洞化現象（haあたりロンドン47人、イーストロンドン69人、ドックランド25人）に直面し、インナーシティ問題を一身に集めた地区となっている。

(2) ドックランド再開発計画のあらまし

——ロンドン・ドックランド、過去・現在・未来——

2,000年前、テームズ川沿いには村落が形成され、既に交通の中心地としての萌芽が見られた。村落は成長し、ロンドンとなり、テームズ川沿岸はこの地球上でもっとも重要な港へ発展し、20世紀には川沿いで人々が住む地域としては世界最大の都市となった。しかし、ロンドンとその港の繁栄はいつまでも保証されなかつた。

ロンドンは、今日でも、金融や交易、文化面では世界的な都市としての地位を保っている。けれどもその港は、1960年以来のコンテナー革新に有効に対応しなかつたため、しばらくの間、衰退の途をたどつていった。しかし、その衰退は決して長いものではなかつた。

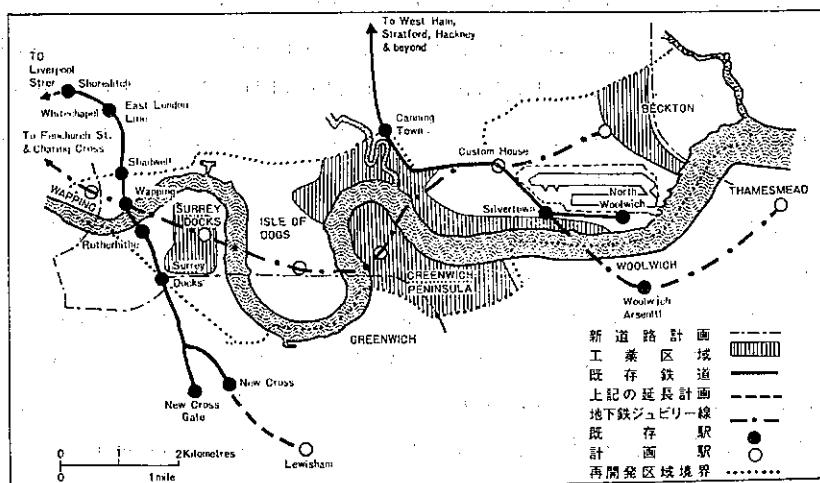
2,225ヘクタールに及ぶドックランド地域は、その有利な立地条件から、今

日々新たな注目を浴びつつある。

ドックランド地区に関する5つの区はロンドン都と共同し、衰退を阻止すべく、新たな商業や工業の振興に懸命となっている。その実績には既に顕著なものがある。ドックランド再開発は、現在のヨーロッパにおいて最大の計画である。

公共投資として、1978年度から4年間で3億6千万ポンド（1,800億円）が投入され、更に民間投資として7,800万ポンド（3,900億円）が投入されようとしている。

図-1 ロンドン・ドックランド再開発区域とその計画



これはドックランド再開発当局が出したパンフレットのドックランドを紹介した序文の一節である。

以下、ドックランド再開発計画のあらましを紹介する。

『組織』：ドックランドの基本計画など、事業の基本方針に関することは、インナーシティに関する英国政府白書に述べられているとおり、共同整備方式が適用され、ロンドン都とタワーハムレット、サザーク、ニューハム、ルイシャム、グリニッジの5区、ロンドン港湾局、環境省、住民グループなどの代表者

で構成されるドックランド協同委員会 (Dockland Joint Committee) によって行われている。

この委員会は、地方政府法 (Local Goverment Act) によって1972年に設置された法定の委員会である。

この委員会の権限として、ドックランド再開発に関する基本計画、実施計画、財政計画等の立案、関係当局のローカルプラン策定の際の助言、開発行為に関する規制等がある。

1976年7月には、土地利用や、事業の基本方針を定めたドックランド戦略計画 (Dockland Strategic Plan) が承認、公表され、この計画に基き、1978年7月には、1978年度から1982年度までの5カ年度の実施計画が公表されている。

委員会の執行機関として、都市計画や建築、再開発市場及び経済問題の専門家で構成されるドックランド再開発機構 (Dockland Development Organisation) があり、計画の策定や実施に関する連絡、調整、企業に対する指導、助言など実務を担当している。

事業の実施については各区ごとに再開発担当部門があり、法律上の権限として住宅の建設、修復、道路改良、公園、各種公益福祉施設等に関する thingを行って、その他、学校など教育施設、医療施設、交通施設などまちづくりに必要な施設についてはそれぞれ、所管の機関が協力し、建設することとなっている。

ドックランド地域における計画の策定、事業の実施、開発規制等、再開発に関する一切の権限を一元化するため、ロンドン再開発公社 (London Development Corporation) を設置する法案が、1980年秋の国会で審議中であり、成立すれば1981年春には公社が設立され、現在の関係機構は公社に移管される予定である。

《産業誘致と雇用問題》

ドックランド地区は港湾労働者と、造船や製粉、製糖など港湾関連産業、その他家具や印刷など中小工場の労働者が圧倒的に多い街である。

1971年の就業別人口統計によると、ドックランド地区では製造業関係の労働者が46.1% (イーストロンドン全体では28.5%)、港湾労働者が25.1% (同じ

く5.1%) を占め、逆に、保険、金融等サービス業従事者は6.9% (同じく23.6%)、官公庁関係にいたってはわずか0.5% (同じく11.7%) にすぎず、この数字はその後の港湾の移転、ドックの閉鎖、事務所ビルや高層住宅の建設等、情勢の変化により多少の変動があり、正確な数字は1981年に予定されている国勢調査の結果に待たなければならないが（英国では国勢調査は10年ごと）いずれにせよ事務的作業に従事する人が極端に少なく、熟練、半・未熟練労働者（失業者も含めて）が圧倒的大多数を占めているという状態は基本的に変りはないといえる。

このような地区の特性から、産業誘致の基本方針として事務所ビルはあまりつくらず、地区の労働力吸収率の高い工業や商業の団地建設が計画されている。

再開発当局は、新しく建設される工業団地に比べてドックランド地域の有利な条件として、①整備された交通網、②巨大な消費市場の近接、③既存の労働力の3つをあげている。

①については道路、鉄道、航空、海運等がすべてロンドンに連絡しており、不断の改良と新設によりますます改善されること、②についてはロンドンには700万の、ドックランドから半径100キロには1,700万の、EEC市場には2億5千万の消費者をかかえていること、③については、ドックランドの5つの区には60万人の勤労者が存在し、特にドックランドは多数の熟練労働者をかかえており、それらの勤労者とその家族が既に住宅や商店、学校の設置されているところに住んでいることをあげ、ドックランドの有利な立地条件を強調している。

1978年度から1982年度までの第一次5カ年計画によると、573haの土地の造成が行われ、新しく商業や工業のために248haの土地と46万平方メートルに及ぶ床面積が供給され、これらが順調にいけば、12,000人から14,000人にのぼる雇用の増加が見込まれている。

ドックランド地域には、多数の国際企業や英国の主要企業が既に、または新しく立地しているが、最近になって現存企業の拡張や関連企業の進出などが検討されるようになってきた。

最近の例としては、英國の2つの大新聞、ザ・サンとワールドニュースが4,000万ポンド（200億円）を投入して、社屋と印刷工場をタワーハムレットに建設中であり、また、ドックランドに500人の雇用をもたらすビリングスゲート魚市場が、1982年頃操業を開始する予定である。

《住宅建設と人口問題》

ドックランド戦略計画によると、ドックランド地域には19,000戸の住宅が現存するが、グレーターロンドン住宅戦略計画(GLC's Strategic Housing Plan)の指標により、老朽や過密、浴室や便所等必要施設を欠く等の理由により、不適格とされる住宅が約4割の7,300戸あり、再開発の対象となっている。

再開発の中身としては、2,000戸は除却、4,000戸は早期に修復が必要とされおり、残りの1,300戸については15年以内に修復が必要とされている。

新しく建設される住宅は全体で、現存住宅を上廻る規模の23,000戸が予定されており、そのうち9,700戸は1982年までに着工され、約半数はそれまでに完成し、入居がはじまる見とおしである。

新住宅の保有形態としては、40%が公営の賃貸住宅、40%が住宅組合または協同組織による建設・保有、20%が個人所有という計画である。

英國においても庭付きの低層住宅志向が非常に根強く高層住宅は敬遠される傾向にあり、ドックランド地域でも、たとえばサザーク区などでは数年前までは高層住宅群を林立させる計画で、数棟の高層住宅を建設したが、最近では3階建程度の低層、庭付き住宅を主とした計画をたてており、これがドックランド地域の住宅建設の基本方針となっている。

新住宅の密度はヘクタールあたり55戸程度を目標としている。

住宅団地の設計としては、テームズ川と旧ドックと緑を活かし、取り入れているのが特色となっている。たとえば、サザーク地区の住宅団地では北側はテームズ川にとり囲まれ、南側には工業団地が予定されていることもあって、グリーンベルトとして遊歩道、公園などを団地を囲むようなかっこうで配置し、工業団地と遮断させ、東側にはドック跡をウォーターレクリエーションゾーンとして残し、水と緑をふんだんに取り入れ、活用した設計となっている。

住宅建設や企業誘致による雇用機会の増大により、事業が完成すればドックランド地域の人口は現在の5万5千人から12万人に増加することが見込まれている。

《交通網の整備》

ドックランド地域には地下鉄が通っていないため、ジェビリー線を地域の東西に縦断する形で延伸する計画がたてられた。

しかし、テームズ川のトンネル工事が5カ所要するなど、莫大な経費がかかることなどがあって実施が一時延期され、それにかわる計画として、鉄道や中量高速輸送機関、バス網の整備など6つの案が検討されている。

主要道路については整備水準が低く、慢性的に混雑している地区内の交通難を解決するため、テームズ川をはさんで北側と南側に各1本、東側に1本のバイパス道路の建設が計画された。

そのうち、南バイパス道路(Southern Relief Road)については工事公害、自動車公害を理由とする反対がサザーク区とタワーハムレット区の住民から起り、両区役所が先頭にたってパンフレットを発行するなど反対した結果、事業終了まで15年間の凍結という英國らしい結論により日の目を見なくなった。

《公益・文化施設》

既に、フットボール競技場がタワーハムレット地区に、全天候型総合運動場がサザーク地区にできているが、その他、河川沿遊歩道、公園、水中リクリエーションセンター、地区センター、総合病院、保健センターなど住民の便益のためのバラエティーに富んだ各種施設の建設が予定されており、それらが完成すれば、ドックランド地域にぎやかさとやすらぎと、ゆとりある空間が戻ってくるものと思われる。

《資金計画》

1978年度から1982年度の5カ年度で3.6億ポンドの公共費が投入される予定となっている。

その内訳は住宅建設に1.52億ポンド、道路と輸送網の整備に1.15億ポンド、公園、リクリエーション施設に2千4百万ポンド、教育、買物、コミュニティ施

設に3千万ポンド、商工業施設2千百万ポンド、インフラ施設1千6百万ポンドなどとなっている。更にその間に民間部門の投資が7千6百万ポンド見込まれている。

1978年には、既成市街地の経済基盤強化のため、商工業の振興を主眼とした内部市街地法 (Inner Urban Area Act) が成立し、この法律に基づき指定を受けた地域については、指定区域に有益と認められる土地の取得、及び開発工事に対する融資、協同企業等の設立に対する融資、及び補助等が与えられることとなった。

ドックランド地域もこの法律に基づく指定を既に受けており、進出企業に対する資金的な強力な支援が期待されている。

《住民参加》

ドックランド地域に現存する町内会組織、労働組合組織から趣味のグループの組織（たとえば庭いじりのグループ）にいたるまで30くらいの各種組織の連合体 (Forum) と戦略計画策定の段階から協議し、公聴会の開催、広報紙の発行、キャラバン隊の派遣などを通じて住民に十分情報を提供し、意見の反映に努めているというのが当局の説明であり、住民自身も今の街の状況を何とかしなくてはならないという認識をもっているので、基本的な反対はないということであった。フォーラムからは2名の代表者が協議会に出ている。最近の住民の反対の事例としては、サザーク区でスラム街をとりこわしオフィスビルを建てようとしたところ、労働力吸収率が低く、事務労働は製造業の労働に代替することができないということで公営住宅建設の要求が起り、最終的に当局側も受け入れた事例があった。

《今後の見通し》

ドックランド再開発計画の実施にあたって英國国内で次のような疑問が提起されている。^{注3}

- ①ドックランドの商工業の基盤を再興するに充分な資金援助を政府は与えていくであろうか。
- ②官僚主義と寄り合い所帯の内部抗争の泥沼におちいり、停滞しないであろ

うか。

③ドックランド住民の善意と貴重な支援は今後とも十分活用反映され、協力が得られるか。

以上の3点について考えてみると、①についてはインナーシティ問題に直面している首都ロンドンの再生の大がかりな実験として、その成功のため政府も面子をかけて強力な支援を惜しまないと思われるし、②についてはそのような事態を避け、機能的、効率的な執行をするため公社が設立されること。③については、この事業自体、雇用機会や所得の増大、生活環境の整備など地域住民の生活向上をめざし、基本的に住民のニードと合致していることから問題ないものと思われる。

いずれにせよ衰退と荒廃に悩むイーストエンドの中心に位置しているドックランド地域が、その再生の核としてこの事業の成功により再び昔のにぎやかさをとりもどし、繁栄することを願ってやまない。

注1 「イギリスにおける都心周縁部問題と地域対策」古賀正則『経済学雑誌』(大阪市立大学)78巻5・6号、78年6月

注2 同上

注3 「ドックランド砂漠——都市内地域の悲劇」H. E. ウォリス
(Municipal Review) 1977年12月号

【その他の参考文献】

- 1 「ロンドン港周辺地域の再開発計画」雑報微『住まいと神戸』54年12月、第18号
- 2 「ロンドンの都市問題と都市政策」(3)「イーストエンド再開発の期待と疑問」小森星児『都市問題研究』1977年5月号
- 3 「英国におけるインナーシティ政策」国土庁訳『自治研究』1978年8月
- 4 「新しい大ロンドンの開発整備計画」(I)~(VII)『新都市』1977年12月~78年7月
- 5 London Docklands (L. D.) に関する「L. D. Strategic Plan」
「The Years of Growth L. D.」「Technical Appendix L. D.」「The Largest Redevelopment Scheme in Europe L. D.」「Docklands—The facts you should know!」

既成市街地における

工場移転跡地利用の分析

神戸大学工学部建築計画室

はじめに

この調査は、神戸都市問題研究所が昭和55年度に行った「インナーシティ再生のための政策ビジョン」の研究の中で行ったもので、神戸市内のインナーシティ地区を選び、工場移転状況およびその跡地利用を追跡調査したものである。調査は、昭和45年～55年の10年間にわたる工場移転とその跡地利用を、3,000分の1の用途利用現況図を下地にして行った。

インナーシティ問題において、工場移転とその跡地利用は極めて重要な位置を占めており、この調査が提供したデータは、インナーシティの現況を把握するうえで、大きな役割をはたすものと言えよう。

本稿では、その詳細な分析にまで触れることはできないが、調査のあらましについて、データを中心に紹介したい。

1 調査の概要

(1) 調査対象地区の設定

調査対象区域は図-1にみられるように、④神戸市東灘区（国道2号線以南の東灘区）と⑤神戸市長田区（山陽電鉄以南の長田区）の両地である。

(2) 調査方法

調査資料とともに、過去10年間に滅失した工場敷地を抽出し、その新用途を確認する。抽出に際しては、以下の条件を前提としている。

①工場利用から別の工場利用への転用は含めない。②工場の一部転用は含めない。③併用住宅など、工場であるかどうかが判別できないものは含めない。

既成市街地における工場移転跡地利用の分析

図-1 工場移転地調査対象地区

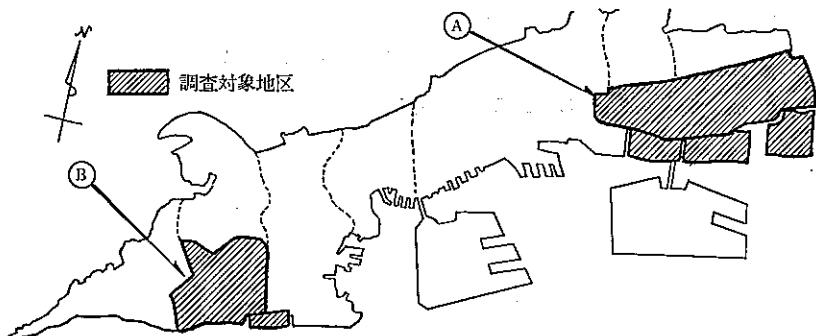


表-1 調査資料とその年次

資 料	東 滨 区	長 田 区
神戸市統計 調査資料	S. 44年度 S. 54年度	S. 44年度 S. 54年度
住宅産業地図	S. 44.11月 S. 45. 6月	S. 55. 4月 S. 45. 9月
都市計画基礎 調査建物用途 別現況	S. 44年度 S. 55年度	S. 44年度 S. 54年度

表-2 工場跡地の新用途区分

用 途 区 分	都市計画策定基礎調査 建物用途現況の用途区分 (中分類)					
住 居 系 用 途	住 居 施 設					
商 業 系 用 途	営 業 施 設 専 一 用 店					
倉 庫						
駐 車 場・空 地						
公 共 利 用	施 設 系	官 都 文 厚 市 教 生	公 市 連 施	署 通 施	營 設 施	設 設
	公 園					

調査年次は表-1、
工場跡地の新用途区分
は表-2のとおりであ
る。

抽出集計の単位は以
下の3種類がある。

①減失した工場（事
業所数）を1単位とす
るもの（事業所単位集
計）。②減失した工場
敷地（1敷地に複数事
業所が含まれるケー
スもある）を1単位とす
るもの（減失工場敷地
単位集計）。③新用途
敷地を1単位とするも
の。これは前工場敷地

の分筆、合筆のケースがあるため、前掲の資料とは必ずしも一致しない（新用

途敷地単位集計)。

抽出した工場(事業所), 敷地は表-3のとおりである。

敷地規模の測定は 1/2,500地図の図上計測によっている。

表-3 抽出した工場(事務所)

	滅失工場(事業所)数 (事業所単位)	滅失工場敷地数 (滅失工場敷地単位)	新用途敷地数 (新用途敷地単位)
東灘区	83件	83件	94件
長田区	295件	263件	286件

2 滅失工場の諸特性

(1) 滅失率

期間中に滅失した工場(事業所)は、表-4・5のように東灘区83件(19.9% / S45年の事業所数417件に対する比)長田区295件(17.6% / S45年の事業所数 1,673件に対する比)となり、両地区ともほぼ2割弱の工場が滅失している。

表-4 従業者規模別滅失工場数 一東灘区一 (事業所数単位集計)

従業者数(人)	1 4	5 9	10 19	20 29	30 49	50 99	100 199	200 299	300 499	500 999	1000 1999	計
滅失工場数(件)	24 (28.9)	19 (22.9)	20 (24.1)	5 (6.0)	3 (3.6)	6 (7.2)	2 (2.4)	2 (2.4)	- (-)	2 (2.4)	- (-)	83件 (100.0)

数字は件数、()内は構成比を示す。

表-5 一長田区一

(事業所数単位集計)

従業者数(人)	1 4	5 9	10 19	20 29	30 49	50 99	100 199	200 299	300 499	500 999	1000 1999	計
滅失工場数(件)	90 (30.5)	99 (33.6)	68 (23.1)	14 (4.7)	6 (2.0)	12 (4.1)	3 (1.0)	2 (0.7)	0 (-)	1 (0.3)	0 (-)	295件 (100.0)

数字は件数、()内は構成比を示す。

既成市街地における工場移転跡地利用の分析

(2) 減失工場（事業所）の規模特性

減失工場の規模を従業者規模でみると、図-2・3にみられるように両地区とも19人以下の小規模工場が多く、東灘区で減失工場全体に対し、76.0%，長田区で87.1%を占める。

図-2 従業者規模別工場減失率

昭和45年対象地区従業者規模別工場数と
の関連（事業所数単位集計）

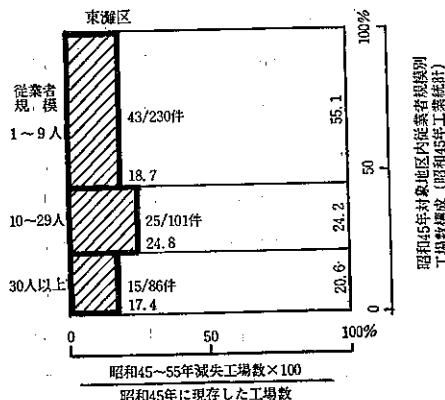
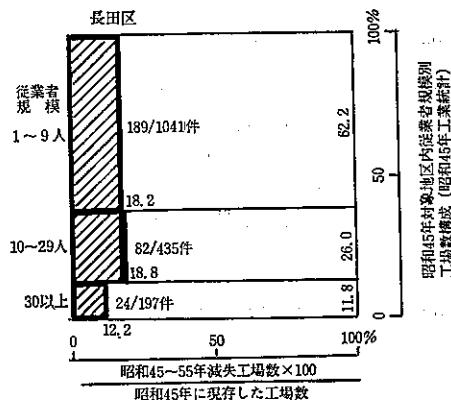


図-3 従業者規模別工場減失率

昭和45年対象地区内従業者規模別工場数との
関連（事業所数単位集計）



ただ、本来立地工場の規模構成にかたよりがあるため、規模ごとに滅失率を比較してみると、両地区とも1～9人の規模よりも10～29人の規模の中小工場が若干ではあるが高い値を示している。また長田区では30人以上の工場の滅失率が急激に減少しているのに対し、東灘区ではそれほど低下していない。むしろ、1～9人の小規模工場以外でも、長田区に比べ相対的に滅失率が高くなつ

表一6 業種別滅失工場数（事業所単位集計）

業種別		東灘区	長田区
18・19	食料品製造業	7	(8.5)
20	織維工業	1	(1.2)
21	衣服、その他の織維製品製造業	5	(6.1)
22	木材、木製品製造業	4	(4.8)
23	家具、装備品製造業	3	(3.6)
24	パルプ、紙、紙加工品製造業	2	(2.4)
25	出版、印刷、同関連産業	2	(2.4)
26	化学工業	4	(4.8)
28・29	ゴム製品製造業 なめしかわ、同製品、毛皮製造業	16	(19.3)
30	窯業、土石製品製造業	5	(6.1)
31	鉄鋼業	4	(4.8)
32	非鉄金属製造業	1	(1.2)
33	金属製品製造業	9	(10.8)
34	一般機械器具製造業	8	(9.6)
35	電気機械器具製造業	7	(8.5)
36	輸送用機械器具製造業	2	(2.4)
37	精密機械器具製造業	1	(1.2)
39	その他の製造業	2	(2.4)
計		83件	(100.0)%
		295件	(100.0)%

数字は件数、()内は構成比を示す

ていることが読みとれよう。

(3) 減失工場の業種特性

減失工場（事業所）を業種別にみると、表-6にみるように、両地区とも、ゴム製品・皮製品製造業（産業中分類28・29）が多く、特に長田区では過半数を占めている。その他、東灘区では機械関連（中分類33・34・35）、食料品（18・19）、長田区では、同様に機械関連（中分類36・37）など各地区における主要業種の減失が多くみられる。

3 跡地利用の動向

(1) 跡地利用の新用途別構成

用途別の跡地利用状況は表-7のようであるが、減失工場の跡地利用は両地区でその傾向が異なっている。東灘区では図-4のように住居利用で新用途全体の47.9%と半数近くを占めているのに対し、長田区では図-5のように駐車場、空地が36.0%でもっとも多い利用となっている。

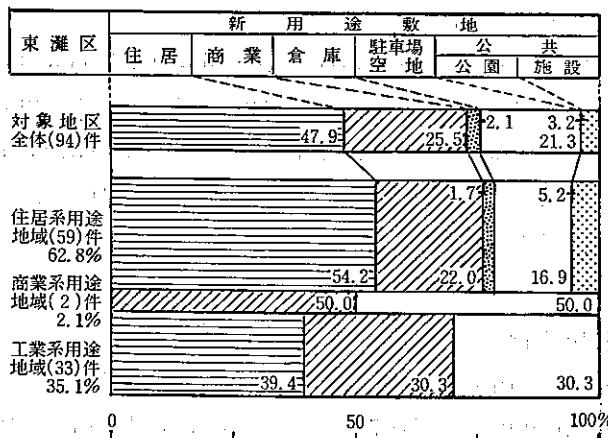
これは、東灘区における跡地利用の62.8%が住居系用途地域（第2種住専・

表-7 用途別地域別跡地利用状況（新用途敷地単位集計）

区分	新用途敷地	東灘区					長田区					合計
		住居	商業	倉庫	空地	公園施設	住居	商業	倉庫	空地	公園施設	
第1種 住専	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2種 住専	2	1	—	1	—	—	4	59	—	—	—	—
住居系	30	12	1	9	—	3	55	—	25	6	3	14
商業系	近商業	—	1	1	—	—	2	—	14	2	—	10
地	商業	—	—	—	—	—	—	2	7	8	1	5
域	準工業	13	7	—	8	—	—	28	—	27	20	2
工業系	工業	—	3	—	2	—	—	5	33	25	24	2
業	工業用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
計		45	24	2	20	—	3	94	98	60	8	103
									5	12	2	286
												380

(数字は件数を示す)

図一4 用途地域別跡地利用状況（新用途敷地単位集計）



住居地域) 内で生じているのに対し、長田区では、住居系用途地域内で18.2%逆に工場系用途地域(準工業、工業、工業専用地域)内で64.7%生じているといった立地条件の差異も影響していると考えられる。(但し、工業専用地域での更新は東灘区ではみられず、長田区でも2件にとどまっている。)

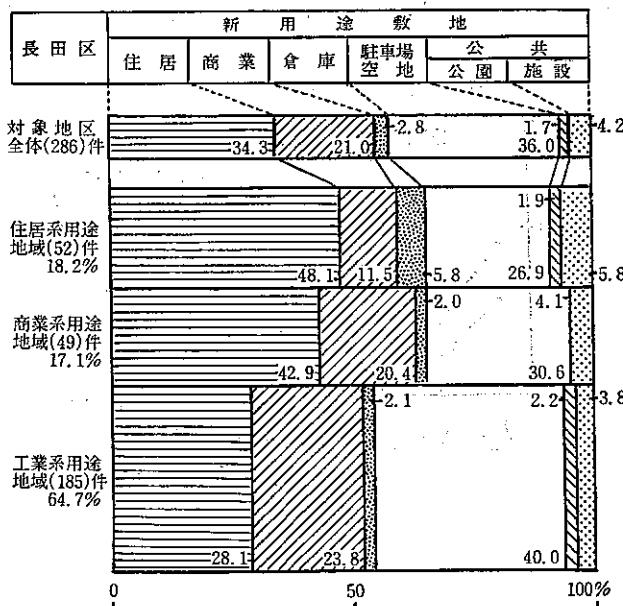
(2) 用途地域別にみた跡地利用

住居系用途地域での跡地利用では両地区とも住居利用が著しく、東灘区54.2%長田区48.1%と約半数を占めている。用途純化の傾向にあるといえよう。

商業系用途地域(近隣商業、商業地域)での跡地利用では東灘区では転用が2件にとどまり、その内容に言及できない。長田区では、住居系用途地域に比べて若干低下するものの、住居利用で42.9%あり、駐車場・空地利用も30.6%と増えている。商業利用は、20.4%で、次の工業系用途地域での跡地利用に比べ低くなっている。

工業系用途地域(準工業、工業、工業専用地域)での跡地利用では東灘区では、工業系用途地域内であっても、住居利用への転用がもっと多く、39.4%を占めている。ただ駐車場・空地としての利用も住居系用途地域と比べると、30.3%と、その占める割合が大きくなっている。長田区では、駐車場・空地の

図-5 用途地域別跡地利用状況



利用が40.0%ともっとも多くなり、住居利用の28.1%が次に続いている。

駐車場・空地は、とりわけ、工業系用途地域で高い比重をもつが、元来、不安定な土地利用形態であり、将来の可変性が高いため、今後の土地利用の動向に大きな影響をもつことは明らかである。ただ、こうした駐車場・空地を別にすると、各地区の土地利用の全般的な動きが住居利用に向っているといえ、特に工業系用途地域での今後の土地利用のあり方に課題をもたらすといえよう。

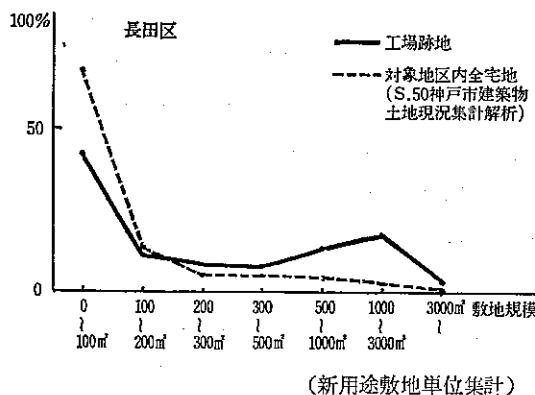
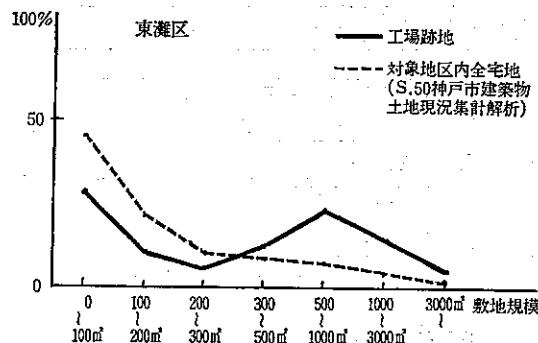
(3) 跡地利用の敷地規模構成

跡地利用の傾向は図-6、表-8にみられるように両地区とも100m²未満の小規模敷地が多く、とくに長田区では、全跡地の42.7%を占めている。ただ、前用途が比較的まとまった用地を要する工場であるため、各地区の全宅地規模構成の傾向と比べると大規模敷地もかなりみられ、特に東灘区では、500m²以上が43.6%を占めている。つまり、跡地規模の傾向としては、100~500m²とい

った中間的規模が少なく、小規模及び大規模敷地の占める割合が多い。

また、両地区を比較すると、全般的に長田区の場合小規模な跡地が多い。

図一6 規模別跡地利用



(新用途敷地単位集計)

既成市街地における工場移転跡地利用の分析

表一8 敷地規模別跡地利用状況（新用途敷地単位集計）

区名 区分 面積 未満	東 潟 区						長 田 区						減失 工場 敷地 合計	新敷 地用 合計				
	新 用 途 敷 地			新 用 途 敷 地														
	住居	商業	倉庫	駐車場	公 共	施設	住居	商業	倉庫	駐車場	公 共	施設						
~100	27	19	7	—	1	—	27	122	64	30	4	23	—	1	122	149	149	
以上 未満	9	2	4	—	4	—	—	10	34	11	10	2	10	—	1	34	43	44
100~200	4	4	—	—	1	—	—	5	23	7	4	—	11	—	1	23	27	28
200~300	9	4	2	2	3	—	—	11	17	5	1	1	12	—	1	20	26	31
300~500	17	9	6	—	6	—	1	22	32	4	7	—	19	2	3	35	49	57
500~ 1000	13	6	5	—	3	—	—	14	31	5	8	—	25	3	5	46	44	60
1000~ 3000	4	1	—	—	2	—	2	5	4	2	—	1	3	—	—	6	8	11
3000~	83	45	24	2	20	—	3	94	263	98	60	8	103	5	12	286	346	380
計																		

(数字は件数を示す。)

*減失工場敷地と新用途敷地は、合筆・分筆があるため、必ずしも一致しない。

図一7 跡地利用の敷地規模構成（新用途敷地単位集計）

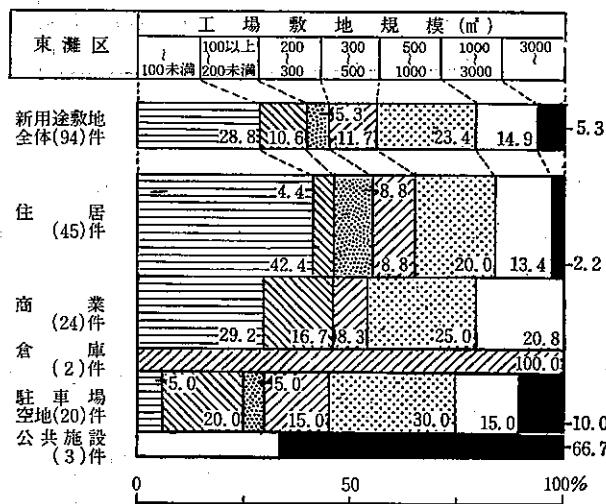
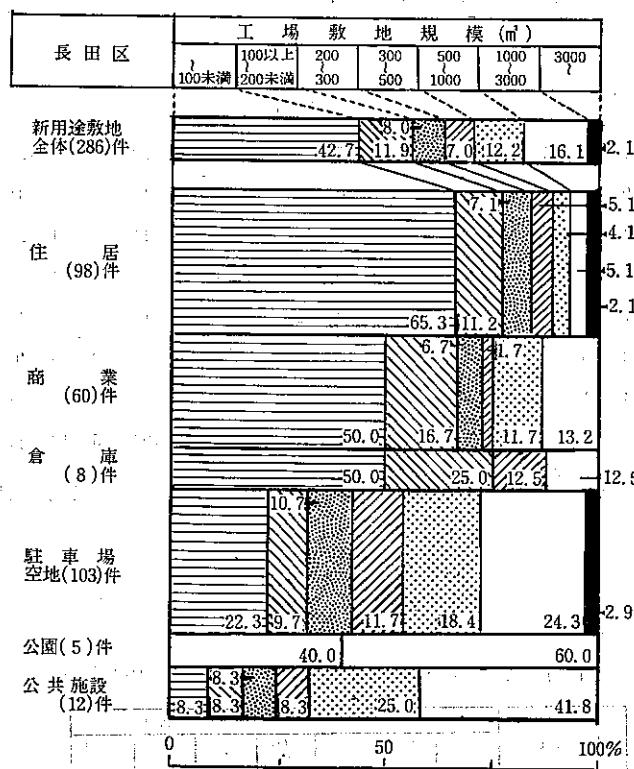


図-8 跡地利用の敷地規模構成（新用途敷地単位集計）



新用途別にみた跡地規模の傾向では図-7・8のように住居利用は両地区ともに小規模敷地が多く、特に長田区では住居利用敷地全体の65.3%までが100m²未満である。一方、東灘区では、42.4%が100m²未満となるが、500m²以上の地も35.6%あり、これは、マンションなど共同住宅としての利用が多いためで当地区の住宅開発の特色を示すものである。

商業利用では住居利用と比較すると、両地区とも相対的に規模が大きくなる。ただ長田区では、まだ半数が100m²未満である。

駐車場・空地では両地区とも、前の二用途に比べて大規模敷地の占める比率が高くなり、500m²以上の敷地では、東灘区55.0%、長田区45.6%を占めてい

既成市街地における工場移転跡地利用の分析

る。

公共施設ではこの場合、件数は少ないものの、まとまった用地を必要とするため、大規模敷地がほとんどを占める。

以上みてきたように、工場跡地の敷地規模は、小規模用地と大規模用地の二つの傾向があり、小規模の場合はもっぱら住居としての利用に、一方大規模の場合は駐車場・空地として利用されているケースが著しい。

潮流

工場規制三法
テクノポリス構想
ベビーホテル問題
前歴照会回答違法事件
公務員二法案

■ 工場規制三法

近年の大都市における人口・工場の流出によって、大都市、ことに既成市街地の経済力が低下し、衰退現象が顕在化するにしたがって、いわゆる工場規制三法の見直しを迫る気運が高まりつつある。

工場規制三法とは、工場制限法（首都圏の既成市街地における工場等制限に関する法律、昭和34年制定、同じく近畿圏における工場・学校等制限法、昭和39年制定）、工業再配置促進法（昭和47年制定）、工場立地法（昭和34年制定）である。

工場制限法は大都市における基準面積1,000m²以上の工場新增設を抑制しようとし、また、工業再配置促進法は過度工業集積地域からの工場分散の促進を図ろうとし、さらに工場立地法は工場と地域環境の調和を図るために、緑地面積20%などの環境基準を定めたものである。

これら工場規制三法は、結局、大都市への工場の進出・存続にマイナスの機能を果したこととは否定できない。これまで大都市への工場進出阻止、分散促進は、国土構造の均衡化から制定されてきた。しかし、今日大都市におけるインナーシティ地区（都心周辺の既成市街地）にあっては、人口・工場の流出によって、スラム化の危機さえみられる。これ以上の工場流出はインナー

シティ地区の自力再生のエネルギーを枯渇させるため、むしろ政策的には工場存続・誘致への転換が図られなければならない事態となった。

もともと大都市からの工場分散は、市場メカニズムに沿った経済的選択であり、この分散行動に工業再配置促進法のように加速度償却、固定資産税減免、特別土地保有税の非課税、促進補助金などを公経済サイドから与えることは、政策的にはむしろ疑問ですらある。

もっとも中部圏にあっては、工場制限法が適用されていないにもかかわらず、首都圏・近畿圏と同じように工場流出がみられるが、これは見方によっては同法の存在価値を問う現象ともいえるが、むしろこれらの規制法にもとづく租税特別措置法第65条の7の第1、10項の「特定資産の買換の特例圧縮記帳方式」の分散への誘因効果はかなり大きいことは否定できない。

いずれにしても大都市のインナーシティ問題が深刻化するにつれて、これまでの一貫的皮相的な分散政策は見直されなければならない。

■ テクノポリス構想

通産省の新しい地域産業政策ビジョンとして“テクノポリス構想”が動き出している

る。テクノポリス構想とは、電子産業などの先端技術産業を基盤に、工業系大学や研究機関などの学術区、省エネルギー・廃棄物のリサイクルなど新しい都市システムを備えた居住区を組み合わせた都市構想である。通産省では、80年代の通産政策として、半導体などのエレクトロニクスをはじめとする知識集約型産業を中心とした技術立国を目指しており、テクノポリス構想もそうした通産政策ビジョンの中から出てきたものである。

テクノポリスは、従来の重化学工業の地方分散による地域開発ではなく、非公害型の先端技術産業を都市の性格の原点に位置付け、それに関連する大学や研究機関と、そこに働く人間の住生活を有機的に結合させ、産・学・住の一体化した都市づくりを目指している。このため、テクノポリスは従来のように埋立てや山林を造成して全く新しい都市を建設するのではなく、既にある地方の中心的な都市集積を活用していく、とされている。これは定住圏構想や田園都市構想などの国の地域政策の中で、通産省が提案したモデル都市構想であるといえるが、その背景には、これまでの列島改造に代表されるような重化学工業中心の地域開発が公害問題などの都市問題を引きおこし、必ずしも期待された成果があがらなかったという政策の見直しがある。

通産省では今年度予算に調査費2,000万円を計上し、「テクノポリス90建設構想検討委員会」で建設基準など具体的な検討に入っている。構想の具体的な内容は、都市の規模として人口4～6万人程度で、20～30万都市に近接してつくり、総面積2,000ha

程度、中核となる先端技術産業としては半導体、コンピュータ、産業用ロボット、情報・通信産業のほか、福祉・医療・教育機器などエレクトロニクス関連産業を想定している。建設目標年次は昭和65年(1990年)で、全国に5ヶ所建設する計画である。また、建設を促進するため税・財政、金融などの面で優遇措置を与える「テクノポリス建設促進法(仮称)」の制定も考えているという。

すでに函館など16地域が調査対象地に選ばれているが、手順としては今年度中に基本構想を策定し、57年度に基本構想を現実の地域に当てはめ、具体的な開発構想を策定する。この構想に基きフィージビリティを行い、59年度に最終候補地を選定し、61年度から建設に着手、65年度以降順次完成させるということになっている。

技術集約型産業はこれからの日本の基幹産業であり、この新しい産業を核に新しい都市づくりをしようという構想は注目に値するが、地域開発の手法としては、重化学工業が電子産業に変わっただけで、外部から企業を誘致していくという従来のパターンと変わらざるところがないという批判もある。また、すでに全国で激しい誘致合戦が展開されており、通産省の当初計画では全国で1ヶ所の建設予定が、38地区も候補に名乗り出たため急拡5ヶ所に増やすなど、政治的な動きすら出はじめている。候補地に名乗り出た地方では地価の上昇がはじまつたというニュースもある。これは地域開発を主体的に担うべき自治体が、依然として中央依存型の開発というパターンから脱却していない事情を物語っている。

これから地域開発は、その地方の文化的・社会的諸条件に応じて、それぞれの地方の持てる活力を引きだしながら開発していくのが筋であろう。各自治体はそのために主体的な努力をすべきであり、安易な中央依存型の開発は結局住民の利益につながらないのではないだろうか。

■ ベビーホテル問題

第94回通常国会で児童福祉法の一部改正が行なわれた。これは大都市を中心にして増えつづけている、いわゆるベビーホテルにも法的規制を行おうというものである。

1 ベビーホテルとは

保育所は設備の基準、職員配置、保育時間、保育の内容等が「児童福祉施設最低基準」によって決められている。この基準を満たさないため認可・助成を得られない保育所があり、これを無認可保育所あるいは未認可保育所といわれている。

ベビーホテルはこの無認可保育所の変形ではあるが、通常の時間帯で児童を預かる一般の無認可保育所とも区別されている。ベビーホテルは「認可を受けないで、有償契約により児童を預かり、保育所の通常保育時間を超えて夜間保育や宿泊を伴う保育、あるいは時間単位での一時預かりを業とする施設」と定義することが出来る。そのため両親の就労、不就労を問わず、いつでも必要な時、必要な時間に預けることが出来、利用する側の都合で一時緊急保育型（親の入院、冠婚葬祭等）、昼間型（8時間、10時間、12時間保育）、夜間型（夕方から6時間位）、宿泊型（日、週、月決めの保育）など多種多様なプログラムをも

っている。このようなベビーホテルは専ら営利目的で行われており、また法規制の対象にもなっていなかった。そのため、雑居ビルに何人もの乳幼児をつめこみ、保母の有資格者もいないというベビーホテルが増加してきた。そのため、災害時の安全面や衛生面に問題があり、保育内容も極めて不十分であり、さらには乳幼児が長期間預け放しになっているなどの問題点が指摘され、児童福祉法の精神から逸脱し、単に社会的需要に応じて利益をむさぼっているとさえいわれるようになった。

2 ベビーホテル問題の背景

ベビーホテルが増加してきた背景の主なものとして次の三点があげられると思う。

(1) 家庭機能の低下

とうとうと進む核家族化、離婚による母子家庭、父子家庭の増加、さらには家庭機能の社会への転移意識の増大などにより保育需要が増大している。

(2) 婦人の就労の増加と多様化

婦人の、社会的地位の向上や社会的活動への意欲の増大による、社会への参加機会の増大、また婦人の働く権利の自覚、消費生活向上への欲求増大により、母親の労働機会の増加により保育需要が増加し、その就労実態も昼間のみならず夜間、休日、数日にわたる出張等様々なものがみられ保育ニーズも多様化している。

(3) 保育所の対応の遅れ

こうした保育ニーズの多様化に対して、現在の認可保育所の実態は、これに全面的に対応することが出来ず、まさに保育所制度が社会の実態との間に乖離をきたしながら、その量的整備のみに力を注いできた。

そして、この間 ①乳児保育、夜間保育への対応の遅れ、②開所時間のずれ、③年度途中入所、短期入所の困難性など質的面での対応のおくれがベビーホテル急増の背景となっている。

3 ベビーホテルの現状

厚生省が55年11月に行った全国のベビーホテル実態調査によると全国のベビーホテルは587か所で88%（403か所）が個人経営であった。24時間営業をしている所は36%（193か所）あり、何らかの形で夜間保育を実施しているのは実に90%近くを占めている。規模は児童数2～3人から120人を超えるところまでさまざまだが平均は21人となっている。また保育担当者は1ホテルあたり平均4.3人で担当者1人当たりの平均受け持ち乳幼児数は4.9人であった。この担当者が保母、看護婦等の有資格者は57%にすぎず、有資格者が一人もいないホテルは56か所もあった。

また同省が56年3月に実施した「ベビーホテルいっせい総点検」（安全性、衛生面、保育面）の結果によると何らかの注意をうけたホテルは実に94%（491か所）にのぼった。

4 ベビーホテルの法的規制

このような現状に対し厚生省では民間保育所で試験的に夜間保育の実施、また、長期間ベビーホテルに入所している児童には乳児院等を活用するよう指導してきた。

そして、今国会においては児童福祉法の一部改正を行い、無認可児童福祉施設に対し、厚生大臣又は都道府県知事の ①立ち入り調査権、②事業停止又は施設の閉鎖命令権を明文化するとともに、③調査・報告

を拒んだ者等に対する罰則の強化をはかった。

5 今後の問題

このように法的整備は一応終ったが、これですべてが解決したわけではない。ベビーホテル問題の背景にあるものは何も変化しておらず、今後は児童福祉の観点から取り組むべき対策が多く残されている。

まず第一に育児休業制度の推進があげられる。現在、この制度は国公立の教員、看護婦、保母等一部の対象にしか認められていないが、これを拡大し、母親が安心して家庭で乳児を育てられる環境を整備する必要がある。

第二は産後休暇の延長である。現行は労基法上6週間と定められているが、労働行政との関連も考慮しつつ、そのあり方を検討する必要があるだろう。

第三は母親教育の推進である。一部にみられるように安易に子どもを預ける母親の存在があるが、「乳幼児にとっての母性の重要性にかんがみ妊娠婦、母親等に対する育児知識の普及をはかる必要がある。

その他、北欧などにみられる企業内保育所の設置促進、主婦のボランティア活動として芽を出した“地域保育”的推進など、婦人の社会参加を積極的に進めていくためにはこれらの長期的観点に立った対策が求められる。

■ 前歴照会回答違法事件

弁護士会からの犯罪前歴の照会に対し、市町村は回答すべきかどうかが争わっていた国家賠償請求訴訟事件の上告審で、最高裁第三小法廷は56年4月14日、照会に応じ

た京都市中京区長の行為を違法として、京都市に賠償支払を命じた二審判決を支持し、京都市側の上告を棄却した。

ドライバー教習所の技能指導員であった原告は、雇主から原告に前科があることを、またそれを秘匿して入社したこと等を理由に解雇の通知を受けた。雇主が原告に前科があることを知ったのは、雇主から受任を受けた弁護士が所属弁護士会を通じて、「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」として、弁護士法第23条の2に基づき、京都市中京区に照会したためである。京都市側は、回答を拒否すべきであったのに、故意または過失により回答を与えたとして、損害賠償を求めたのが本件の概要である。

弁護士法第23条の2は、①弁護士に受任している事件について、所属弁護士会に対し、公共団体等に照会して必要な事項の報告を求めるなどを申出ることができ、②弁護士会は公共団体等に照会して、必要な事項の報告を求めることができる旨規定されているが、これについては、次の三つの問題がある。

一つは、請求を受けた公共団体等がこれに応じる義務があるのかどうかということである。二つは、犯罪前科等個人のプライバシーに関する事項の照会について、公共団体等は守秘義務のあることを理由に、当然これを拒否できるのかということである。三つは、弁護士会の報告請求に応じた公共団体等が、報告の結果損害を受けたとする第三者に対し、損害賠償義務を負うかどうかである。

一審の京都地裁（50年9月）は、第一の

点について、照会が不法不当な目的に供されるとか、他に根拠のある場合はともかく、そうでない限り応じる義務がある。第二の点は、弁護士法の立法趣旨からして、個人の名誉・信用・プライバシーに関する事項についても当然照会・回答の対象になるとしている。そして、京都市の行為は、弁護士会の報告請求に応じたまでであり、正当な業務で違法性を欠き、損害賠償責任はないとして判示した。

これに対し、二審の大蔵高裁（51年12月）は、プライバシー等に関する事項は、基本的人権として尊重されねばならず、その公表は法令に根拠がある場合などに限られるべきであり、弁護士会への報告はこれに含まれない。「市町村が犯罪人名簿を作成、保管しているのは、公選法による選挙権の調査」のためであり、「市町村が照会に応じるのは、裁判所、検察庁……などが法令の適用、又は法律上の資格を調査、判断する場合か、弁護士会が会員登録の資格審査する場合などに限られる。一般的な身元証明や照会に応じるべきでない」として、京都市の損害賠償責任を肯定した。

今回の最高裁の判決は、この二審判決を支持したもので、弁護士の業務よりも個人のプライバシー保護を優先させたものである。また、法令に根拠があり、一般的な照会権限のある弁護士会からの照会に応じても違法とされた点で、公共団体が保管している個人の名誉・プライバシーに関する情報の取扱いは、より一層慎重となろう。

■ 公務員二法案

第94通常国会終盤の焦点だった公務員二

法案は国家公務員の定年制法案のみが成立した。

公務員二法案とは、①定年制導入のための「国家公務員法改正案」、「自衛隊法改正案」(以上二つは国家公務員関係)と「地方公務員法改正案」の三法案と、②退職手当引き下げのための「国家公務員等退職手当法改正案」の合計四法案からなっていた。このうち第94通常国会で成立したのは、①のうち「国家公務員法改正案」と「自衛隊法改正案」の二法案のみであり、残りの二法案は継続審議となった。

今回成立した「国家公務員法改正案」は①定年年齢は民間動向にあわせて60歳とし、昭和60年3月31日から施行する。②ただし、国立病院の医師、歯科医師は65歳、用務員や守衛は63歳とし、その他の特殊な勤務に従事する者(外交官等)は65歳を超えない範囲で人事院規則で定める。③また、勤務の特殊性に応じて3年を限度とする1年ごとの「勤務延長」や3年を限度とする「再任用」が出来るとしている。

1 公務員の定年制

国家公務員の定年制法案は昨年の通常国会に初めて提出されたが、地方公務員のそれは、昭和32年の第24国会に初提出以来、昨年秋の臨時国会まで7国会、廃案4回、継続3回という経過をたどってきた。

地方公務員法は昭和25年12月に制定されたが、実はこの法律が制定されるまでは全国で888の地方団体が定年制を実施していた。しかし、地公法が制定されると同法下で定年制を設けておくことは難しいとの判断で昭和26年8月13日に地公法の分限条項が施行されて以降、定年制はすべて廃止さ

れた。

定年制とは職員が一定の年齢に達したという事実のみに基づいて、他の何らかの理由をも必要とせず、本人の意志の如何にかかわらず、特定の日に退職することとなる制度である。従って、広義の分限制度に属するものといえる。

ところで地公法は第27条ないし第29条に分限及び懲戒に関する規定を置き、本人の意に反して免職できる場合を分限免職と懲戒免職の2つに限定し、それぞれの場合について免職事由を法定している。(このほかに本人の意志にかかわらず職を失う場合としては、任期が満了した場合、条件付採用期間において良好な成績で職務を遂行しなかった場合、欠格条項に該当した場合があるがこれは異質のものである。)

さて地公法はその28条において分限免職できる事由として、①勤務成績の不良、②心身の故障、③適格性の欠如、④廃職又は過員、の4つを法定している。そしてこの4項目には定年制の基礎になるようなものがない。ところで地方公務員はその職の特殊性から、一般的の民間企業における被傭者と異り、労働基本権が制限されており、それだけにその身分保障にかかる事項は国民の代表者で構成されている国会の議決を経た法律でこれを定め、国が直接身分保障をする必要がある。分限免職は職員の身分保障の根幹にかかわるものであるから、その事由は地方団体の自由には委せず、法律を以て画一的、統一的に定めようというのが地公法の考え方である。このように地公法第28条において「定年に達したこと」を退職の事由としてあげていない限り、この法

律の下では「定年制」は存在する余地がないというのが政府の行政解釈である。

しかし定年制は組織体の能率確保、組織の新陳代謝の促進、計画的人事管理が行いやすい、などの点で民間企業では一般的である。定年制のない地方公共団体ではこれに代るものとして、退職勧奨制度を行ってきた。これは退職条件の優遇で本人の退職の意志を動機づけるにとどまるものであるために強制力はない。そのため、勧奨は莫大な労力や時間が費される、長期的視野に立った人事管理が出来ないなど不都合な点が指摘されている。

2 公務員退職手当

公務員の退職手当とは民間企業において、一般に退職金、あるいは退職一時金と呼ばれるものに相当し、その退職時に支給される給与ないし金銭給付をいう。現行法のものとでは国家公務員と三公社の職員については「国家公務員等退職手当法」により、また地方公務員については地方自治法第204条2項を根拠法とする「職員の退職手当に関する条例（案）」にしたがう行政指導等により実施されている。

この制度は民間労働者が退職時に支給を予定される労働基準法上の予告手当、雇用保険上の求職者給付に代わる性質をもあわせもつ特質がある。

退職手当額は勤務期間の長さを基本として定められる支給率を退職時の給与に掛けることにより算出される。この支給率は普通退職（3条退職）、長期勤続後の退職等（5条退職）などによりそれぞれ異なる。

そして地方公務員の場合は国に準じて定めるものとされているが、①基準支給率に

おいて国の支給率を上回る支給率を定めているもの、②特別な加算制度を設けているもの、③最高限度の定めのないものなどがある。その結果として国の基準を上回る高い支給率が定められ、さらに算定基礎額として用いられる給料月額の水準も不適正に高い場合も加わり退職手当の支給額は同一条件の国家公務員や民間企業退職者における退職金額より高い水準にあることが批判されている。

3 今後の課題

今回、国会に提出された「国家公務員等退職手当法改正案」は昭和48年官民格差解消のため長期勤続の勧奨退職について2割増条項が加えられたものを昭和59年1月1日までに8.3%引き下げようという内容であったが継続審議となった。

國、地方自治体ともに財政困難な状況のもとで第2臨調、行政改革という中で定年制の設定や退職手当減額を求める社会的要請は緩和されることはないであろう。その場合、官民比較の基準の合理化、退職手当の功労報償的運用の是正、手当額の格差是正をはかるとともに、民間における定年制の動向、退職手当支給状況、当該地方団体の財政事情を考慮し、その地域特性に合った、職員にも、地域住民にも納得のいく基準、待遇措置等を講ずる必要があるのではなかろうか。

行政資料

I

インナーシティ地区内
自営層の意識分析

昭和55年11月

(財)神戸都市問題研究所

インナーシティ研究会

1はじめに

この調査は、総合研究開発機構の助成を受けて、昭和55年に当研究所が行った「インナーシティ再生のための政策ビジョン」の研究の一環として実施したものである。

インナーシティ地区の経済活動状況は、工場移転などによって低落方向にあることはおよその見当はつく。しかし、インナーシティの経済活動をその底辺において今日にあっても下支えしているのは零細企業・自営層である。しかもこれら自営層の意識動向は、多くの調査にあって欠落しているため、本研究では特にこの調査をとり上げた。

調査の概要は表-1のとおりであるが、対象地区としては典型的なインナーシティ地区とみなしうる神戸市内長田区(中部)の御蔵地区を対象として、製造・小売・サービス業の3種に分類して行った。

表-1 調査概要

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| ○調査時期 | 昭和55年11月18日(火曜日)～29日(土曜日)の12日間 |
| ○調査地域 | 神戸市長田区御蔵通1～7丁目、菅原通1～7丁目 |
| ○調査対象 | 従業員100人未満の事業所(製造業、小売業、飲食店・サービス業)の事業主 |
| ○標本抽出の方法 | 悉皆調査 |
| ○調査方法 | 留置自記式 |
| ○標本数 | |

	予定標本数	有効標本数
製造業	150	139
小売業	150	147
飲食・サービス業	150	145
計	450	431

2 調査地域のプロフィールと事業所の実態

同御菅地区は長田区中部に位置し、神戸市統計区606と618に分割されている。人口動向をみると御菅地区西部（統計区606）は30年の国調で人口9,442人であったが55年国調では人口4,395人と53.5%の減となっている。また、御菅地区東部（統計区618）は30年国調では5,109人であったが、55年国調では3,377人と33.9%の減少となっている。

また商業活動をみると、御菅西部地区は小売業従業者数は47年対49年で伸び率36.3、49年対51年で21.1とインナーシティ地区にしてはよく伸びている。これは西部地区がケミカル・ゴム工業の中心地区の一角をなしているためと推定される。ただし、49年対51年にあって年間販売額△16.9、売場面積△23.3と減少しており、零細化とともに従業員増といえる。御菅東部地区は小売業従業者数は47年対49年では△9.0、49年対51年では6.9と4年間ではほぼ全市並みの成長をとげている。また販売額も47年対49年で52.0、49年51年で65.0の伸びとなっており、商業活動はかなり活発といえる。この理由は御蔵菅原市場の商圏がかなり広域的であるためと推定できる。なお売場面積は47年対49年で2.6、49年対51年で11.2の伸びで全市平均を上回っている。

工業活動を50年対51年の工業統計でみると、御菅西部地区は従業者数で1.6、出荷額で16.3と伸びているが、工場数では△1.0となっている。しかし全市平均の△3.6、5.3、△2.2よりもよい数字となっている。また、御菅東部地区は50年対51年では、従業者数で△14.4、出荷額で14.1、工場数で△2.2となっており、全市平均よりやや悪い状況で、これは地場産業のケミカルと下請機械工業との差であることはすでにふれたとおりである。

このような人口・商業・工業の指標をみると、人口以外は全市的ともいえる水準、伸び率を保っており、インナー地区としては活気のある方であるが、意識調査の結果はそれほど良くはなく、人口減少の影響はかなり大きいといえよう。

(1) 開業の時期・業種内容

開業時期は表一2のとおりであるが、3業種に共通してみられる特長は、高度成長期の峰を越した50年代に入ってからでも全体の20%前後の進出・開業がみされることである。しかもインナーシティ地区などは40年代に入って顕著な低落がみられるにもかかわらず進出がみられることは注目に値する。したがってインナーシティ地区といえども地元密着型の企業・自営層の進出はかなり活発で、内部にあっての変動はかなり激しい。そのため事業者が同地区の将来性がないと判断すると急激な流出現象が起るおそれもある。

業種別では、表一3にみられるように、製造業では、機械金属よりケミカルの方が近年に入りても進出が著しい。これはやはり地域産業としての強みであるが、一方、業界の変動が激しいので事業者の廃業・開業が活発であるためといえる。機械金属業は川重・三菱重工などの下請企業とかこれらの企業の関連企業が多いのでやはり最近の企業流出が影響しているといえる。ただ、進出時期と規模との関連は、最近になるほど次第に零細化してきている。たとえば15人～99人の規模では、24年以前に37.5%，9社が進出しているが、

51年以降は4社4.7%である。ところが、9人～14人の規模は、24年以前は8.7%2社で、51年以降に8社34.8%の進出となっている。

小売業にあっては特にどの業種が目立って進出時期が新しいということはないが、製造

表—2 開業の時期

製造業

業種	1) 24年以前	2) 25～34年	3) 35～44年	4) 45～50年	5) 51～55年	不明	合計					
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
製造業	26	18.7	26	18.7	79	20.9	28	20.1	28	20.1	2	1.4
											139	100

小売業

業種	1) 14年以前	2) 15～26年	3) 27～32年	4) 33～41年	5) 42～55年	不明	合計					
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
小売業	30	20.4	30	20.4	26	17.7	25	17.0	29	19.7	7	4.8
											147	100

飲食・サービス業

業種	1) 28年以前	2) 29～36年	3) 37～44年	4) 45～50年	5) 51～55年	不明	合計					
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
飲食・サービス業	26	17.9	31	21.4	27	18.6	31	21.4	29	20.0	1	0.7
											145	100

表—3 業種・規模別開業時期

() は%

業種		開業時期	昭和24年以前	25～34年	35～44年	45～50年	51～55年	不明	合計
			件	件	件	件	件	件	件
	製造業		26 (18.7)	26 (18.7)	29 (20.9)	28 (20.1)	28 (20.1)	2 (1.4)	139 (100.0)
主な製品	ゴム、ケミカル 機械、金屬 その他 不明		2 (6.3)	5 (15.6)	4 (12.5)	9 (28.1)	11 (34.4)	1 (3.1)	32 (100.0)
從業者	1～2人 3～4人 5～8人 9～14人 15～99人		3 (9.4)	4 (12.5)	8 (25.0)	10 (31.3)	7 (21.9)	—	32 (100.0)
数			3 (9.1)	10 (30.3)	9 (27.3)	3 (9.1)	8 (24.2)	—	33 (100.0)
			9 (33.3)	6 (22.2)	4 (14.8)	7 (25.9)	1 (3.7)	—	27 (100.0)
			2 (8.7)	2 (8.7)	3 (13.0)	7 (30.4)	8 (34.8)	1 (4.3)	23 (100.0)
			9 (37.5)	4 (16.7)	5 (20.8)	1 (4.2)	4 (16.7)	1 (4.2)	24 (100.0)

開業時期		昭和14年以前	15~26年	27~32年	33~41年	42~55年	不明	合計
業種		30 (20.4)	30 (20.4)	26 (17.7)	25 (17.0)	29 (19.7)	7 (4.8)	147 (100.0)
小売業		30 (20.4)	30 (20.4)	26 (17.7)	25 (17.0)	29 (19.7)	7 (4.8)	147 (100.0)
取り扱い品目	魚・野菜など食料品	8 (16.3)	10 (20.4)	11 (22.4)	9 (18.4)	10 (20.4)	1 (2.0)	49 (100.0)
	衣料・織物など身のまわり品	1 (5.9)	4 (23.5)	4 (23.5)	2 (11.8)	4 (23.5)	2 (11.8)	17 (100.0)
	家具・建具・電化製品など	1 (20.0)	2 (40.0)	—	1 (20.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)
	その他	19 (26.0)	14 (19.2)	11 (15.1)	13 (17.8)	13 (17.8)	3 (4.1)	73 (100.0)
	不明	1 (33.3)	—	—	—	1 (33.3)	1 (33.3)	3 (100.0)
従業者数	1人	2 (10.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	6 (30.0)	6 (30.0)	2 (10.0)	20 (100.0)
	2人	12 (16.7)	11 (15.3)	18 (25.0)	8 (11.1)	19 (26.4)	4 (5.6)	72 (100.0)
	3人	6 (21.4)	8 (28.6)	5 (17.9)	6 (21.4)	2 (7.1)	1 (3.6)	28 (100.0)
	4~5人	5 (35.7)	2 (14.3)	1 (7.1)	4 (28.6)	2 (14.3)	—	14 (100.0)
	6~99人	5 (38.5)	7 (53.8)	—	1 (7.7)	—	—	13 (100.0)

開業時期		昭和28年以前	29~36年	37~44年	45~50年	51~55年	不明	合計
業種		26 (17.9)	31 (21.4)	27 (18.6)	31 (21.4)	29 (20.0)	1 (0.7)	145 (100.0)
飲食・サービス業		26 (17.9)	31 (21.4)	27 (18.6)	31 (21.4)	29 (20.0)	1 (0.7)	145 (100.0)
業種	喫茶・軽食	6 (16.2)	7 (18.9)	4 (10.8)	10 (27.0)	10 (27.0)	—	37 (100.0)
	一般食堂	6 (17.1)	8 (22.9)	5 (14.3)	5 (14.3)	10 (28.6)	1 (2.9)	35 (100.0)
	工務及び各種整備・修理	5 (29.4)	1 (5.9)	5 (29.4)	4 (23.5)	2 (11.8)	—	17 (100.0)
	洗たく・理・美容など	3 (11.1)	9 (33.3)	7 (25.9)	5 (18.5)	3 (11.1)	—	27 (100.0)
	駐車場	—	—	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)
	その他	5 (19.2)	6 (23.1)	6 (23.1)	7 (26.9)	3 (11.5)	—	26 (100.0)
	不明	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—	—	—	2 (100.0)
従業者数	1人	2 (9.1)	4 (18.2)	5 (22.7)	4 (18.2)	7 (31.8)	—	22 (100.0)
	2人	4 (7.5)	14 (26.4)	9 (17.0)	8 (15.1)	17 (32.1)	1 (1.9)	53 (100.0)
	3人	6 (20.7)	6 (20.7)	5 (17.2)	11 (37.9)	1 (3.4)	—	29 (100.0)
	4人	5 (29.4)	5 (29.4)	1 (5.9)	4 (23.5)	2 (11.8)	—	17 (100.0)
	5~99人	9 (37.5)	2 (8.3)	7 (29.2)	4 (16.7)	2 (8.3)	—	24 (100.0)

業と同じように時期が新しくなるほど零細化しており、6人以上の中売業は13社のうち12社までが26年以前である。

飲食店・サービス業にあってもこの影響は同じであって、敷地面積で66m²以上では30件のうち23件までが44年以前であり、平均では6割であるのに、8割近い比率となっており、用地関係からみて零細以外は進出条件・環境がむずかしくなりつつある。

(2) 経営形態・従業員内訳・収入形態

経営形態でみると、製造業では法人が41%と半分を占めるが、小売、飲食・サービス業では約15~18%ときわめて低い。ほとんどが零細企業である。(表-4参照)

従業員の内容は、製造業では事業主と一般従業員という形態が多いが、小売業では事業主と家族親族が66.0%と圧倒的に多い。(表-5参照)

また、法人であっても、事業主と家族などの親族形態をとっているのは、57社のうち24社42.1%となっている。

表-4 業種別経営形態

業種	経営形態		1) 株式・有限 ・合資等法人	2) 個人	3) その他	不明	合計			
	件	%								
製造業	57	41.0	74	53.2	1	0.7	7	5.0	139	100
小売業	27	18.4	115	78.2	0	0	5	3.4	147	100
飲食・サービス業	22	15.2	115	79.3	3	2.1	5	3.4	145	100
合計	106	24.6	304	70.6	4	0.9	17	3.9	431	100

表-5 業種別従業員内訳

従業員 業種	1) 事業主のみ		2) 事業主とそ の家族・親族		3) 事業主とそ の家族と親族 と一般従業員		4) 事業主と 一般従業員		不明	合計		
	件	%	件	%	件	%	件	%				
製造業	11	7.9	27	19.4	38	27.3	62	44.6	1	0.7	139	100
小売業	21	14.3	97	66.0	20	13.6	9	6.1	0	0	147	100
飲食・ サービス業	22	15.2	59	40.7	28	19.3	36	24.8	0	0	145	100
合計	54	12.5	183	42.5	86	20.0	107	24.8	1	0.2	431	100

事業所の収入を調査したのは、零細企業が多く、本来の収入が不安定であるのは当然として、それを補う営業外収入をどの程度もっているか、インナーシティ地区としては営業活動は不活発であっても、支店その他を地区外に設けて将来の設計、経営の安定を図っているかどうかを見るためである。

調査結果では、表-6にみられるように、製造業は120件(86.3%)が、この地区の事業所収入のみに依存しているが、小売業、飲食・サービス業では約6割で、あと4割は他の収入に依存している。また、他収入に依存している割合はクロス集計表にみられるように零細企業ほど概して多い。(附表 2. クロス集計表参照)

表-6 事業外収入の状況

事業所以外の収入	業種		製造業		小売業		飲食・サービス業		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1) 主としてこの事業所の収入のみ	120	86.3	93	63.3	91	62.8	304	70.5		
2) 分店・支店からの収入がある	6	4.3	9	6.1	14	9.7	29	6.7		
3) 事業所営業外収入(他の商業施設などの経営収入)がある	3	2.2	4	2.7	9	6.2	16	3.7		
4) 事業主以外の他の家族の収入(この事業所からの収入を除く)がある	4	2.9	22	15.0	25	17.2	51	11.8		
5) 家賃や利子など他の収入がある	7	5.0	20	13.6	10	6.9	37	8.6		
合 計	139	100	147	100	145	100	431	100		

(3) 事業規模

事業規模は製造業にあっても4人以下が46.7%と半分近く占める。これが小売業となると5人以下91.2%, 2人以下が62.3%と零細企業ばかりとなる。飲食店・小売業でも2人以下で51.8%, 5人以上はわずか16.6%に過ぎない。(表-7参照)

敷地面積にあっても、50m²以下の比率は、表-8にみられるように製造業で3分の1, 小売業では8割、飲食・サービス業で7割に達する。また延床面積でもほぼ同じ傾向で、きわめて零細であることには変りない。

このような零細企業でしかも事業主のみという形態は、住宅併用、他収入あり、将来経営への暗い見通しなどの要素がかなり重複しているため、事業主が老齢、または不景気などで事業意欲を失うと、いわゆる“安楽死”自然的廃業へと転化していくことが予測される。このことは地区としてみると、住環境の好転とか住宅床面積の増加につながるが、地域経済活動については、中堅企業の下支えをしている要素が一つ欠落することであり、また、小企業相互の関連性による営業活動の便宜さ、効率性を喪失することになる。した

表-7 業種別従業者数の状況

業種	従業者数					不 明	合 計							
	件	%	件	%	件									
製造業	32	23.0	33	23.7	27	19.4	23	16.5	24	17.3	0	0	139	100
小売業	20	13.6	72	49.0	28	19.0	14	9.5	13	8.8	0	0	147	100
飲食・ サービス業	22	15.2	53	36.6	29	20.0	17	11.7	24	16.6	0	0	145	100

がってインナーシティ地区としてはこのような経済・社会構造の変化は避けることはできないが、一方で、中小企業・地域産業、都市型先端産業の育成、強化を図っていくなければならない。

表一8 業種別敷地面積の状況

業種	延床面積															合 計		
	1) 0~33 m ²	2) 34~79 m ²	3) 80~144 m ²	4) 145~284 m ²	5) 285~999 m ²	不 明	合 計	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	
製 造 業	30	21.6	26	18.7	24	17.3	28	20.1	31	22.3	0	0	139	100				
小 売 業	30	20.4	32	21.8	26	17.7	35	23.8	24	16.3	0	0	147	100				
飲食・サービス業	31	21.4	27	18.6	27	18.6	29	20.0	31	21.4	0	0	145	100				

表一9 業種別延床面積の状況

業種	敷地面積															合 計		
	1) 0~34 m ²	2) 35~64 m ²	3) 65~159 m ²	4) 160~239 m ²	5) 240~999 m ²	不 明	合 計	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	
製 造 業	29	20.9	25	18.0	28	20.1	24	17.3	33	23.7	0	0	139	100				
小 売 業	34	23.1	31	21.1	23	15.6	30	20.4	29	19.7	0	0	147	100				
飲食・サービス業	28	19.3	27	18.6	29	20.0	31	21.4	30	20.7	0	0	145	100				

(4) 所有形態

インナーシティ再開発のむずかしさの一つに、所有形態の複雑さがあげられる。事業所敷地をみても表一10にみられるように借地が54.1%と過半数を占める。ことに製造業にあっては63.3%にも達する。これはケミカル工業などにみられる典型的な貸工場方式がひろがっているためであるが、クロス集計表にみられるように機械金属にあって同様な数値があらわれており、インナーシティ地区に一般的な傾向といえる。しかも戦後の特有の現象ではなく、進出年度にかかわりなく、近年にあっても高い比率がみられる。しかも事業所規模の大小に関係なくみられ、この傾向は飲食・サービス業にあってもほぼ同じである。

ただ小売業にあっては借地形態は少なく、表一10にみられるように55.8%が自己所有である。また規模が大きいと自己所有の比率は高くなっている。また、利用形態との関係で

はもちろん、専用にあって借地方式が高いが、それでもかなりの率が住宅併用にあってもみられる。

建物についても同じような傾向がみられる。自己所有は表-11にみられるように、51.5%と辛うじて半分をこえるが、製造業、飲食・サービス業などにあっては4割強と低い。ただ、借地・借家が多いことは、事業活動にあって金利と同じように賃貸料の負担は、それだけ経営の安定性・耐久力を弱める要因であり、その結果、事業の閉鎖という事態の危険度はそれだけ高いといえる。

建物の利用形態をみても表-12にみられる様に、事業所専用は製造業で57.6%と半分を越えるが、他の業種は半分以下で、併用が57.5%と高い。問題は製造業の住宅併用で34.5%と3分の1近く占めているが、住宅環境悪化の要因であり、その多くがおそらく密集住宅街区にあると予想されるので、経営拡大などの機に住宅と分離することがのぞまれるが

表-10 事業所敷地所有形態

利用形態 業種	1) 事業所専用		2) 事業所・住宅 の併用		3) 事業所・その 他の施設の併用		不 明		合 計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
製造業	80	57.6	48	34.5	11	7.9	0	0	139	100
小売業	29	19.7	114	77.6	5	3.4	0	0	147	100
飲食・サービス業	50	34.5	86	59.3	8	5.5	1	0.7	145	100
合 計	159	36.9	248	57.5	23	5.4	1	0.2	431	100

表-11 建物の所有形態

建物の所有 形態 業種	1) 自己所有		2) 借 家		3) そ の 他		不 明		合 計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
製造業	60	43.2	69	49.6	9	6.5	1	0.7	139	100
小売業	98	66.7	45	30.6	2	1.4	2	1.4	147	100
飲食・サービス業	64	44.1	71	49.0	8	5.5	2	1.4	145	100
合 計	222	51.5	185	42.9	19	4.4	5	1.2	431	100

表-12 建物の利用形態

敷地所有形態 業種	1) 自己所有		2) 借 地		3) そ の 他		不 明		合 計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
製造業	36	25.9	88	63.3	8	5.8	7	5.0	149	100
小売業	82	55.8	57	38.8	3	2.0	5	3.4	147	100
飲食・サービス業	46	31.7	88	60.7	7	4.8	4	2.8	145	100
合 計	164	38.1	233	54.1	18	4.2	16	3.6	431	100

事態は先にふれたように必ずしもスムーズに展開しないだろう。」

3 経営の現状評価

「現状評価としては表-13にみられるように、製造業にあっては意外にも半分以上(53.7%)が、現地存続でしかも発展を見込んでいるが、少売業・サービス業にあってはわずか3割弱と厳しい見方をしている。にもかかわらず小売業、サービス業・飲食業などにあって先にみたようにかなりの新規開業が近年にあってもみられる。一種の過当競争である。このことは住居併用の利用形態が多いこともある、簡単に開業ができるためといえる。しかし、共倒れのおそれもあり、決して歓迎すべき現象ではない。」

表-13 事業所の経営の現状

区分	望める		望めない		不明		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%
製造業	76	54.7	61	43.9	2	1.4	139	100
小売業	40	27.2	107	72.8	—	—	147	100
飲食・サービス業	42	29.0	101	69.7	2	1.4	145	100
合計	158	36.7	269	62.4	4	0.9	431	100

「経営の現状評価」の「よい」という評価の理由別内訳をみてみると表-14にみると、製造業では「取引関連企業が近い」ためという理由を56.6%と半数以上の人があげている。

表-14 事業所経営の肯定評価(理由別)

理由	業種		製造業		小売業		飲食・サービス業		合計	
	件数	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1) 事業所用地・建物面積の拡張ができる	2	2.6	1	2.5	2	4.8	5	3.2		
2) 施設・設備の改善ができる	8	10.5	4	10.0	6	14.3	18	11.4		
3) 労働力の確保が容易	20	26.3	2	5.0	2	4.8	24	15.2		
4) <製造業>経営の近代化・合理化が望める <小売、飲食・サービス業>同種業者間の協力による経営の改善・合理化が望める	12	15.8	2	5.0	4	9.5	18	11.4		
5) 競争業者が移転	0	0	0	0	1	2.4	1	0.6		
6) 親企業など、取引関連企業が近くにある	43	56.6	10	25.0	18	42.9	71	45.0		
7) <製造業>工場騒音などの公害問題が解決 <小売、飲食・サービス業>商圏人口・事業所が増加	5	6.6	14	35.0	9	21.4	28	17.7		
8) 道路・交通事情がよい	30	39.5	22	55.0	18	42.9	70	44.3		
9) その他	5	6.6	2	5.0	3	7.1	10	6.3		
不明	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	76	100	40	100	42	100	158	100		

る。以下「交通事情がよい」を39.5%と3分の1近くの人があげている。やはり既成市街地のもつ永年の蓄積が反映している。しかし、さみだれ的に企業流出がつづくと、この利点も次第に効力を失うことになるので、インナーシティ地区の将来は楽観できない。小売業、飲食・サービス業をみると、製造業と同じく「関連企業」「交通利便」が「よい」が大きな比率で回答されているが、注目されるのは、「商圏人口・事業所増加」を理由としてあげているのが、小売業で35.0%飲食・サービス業で21.4%と高い比率を占めている。これは最近、同区内の工場移転跡地に公営住宅が建設され人口増があったためといえる。

経営状況の評価について「発展がのぞめない」とこたえた回答の「理由別」内訳を表15でみると、製造業では「事業用地の拡大ができない」を52.5%の事業所があげており、既成市街地の用地難を反映している。次で「経営近代化・合理化がのぞめない」を24.6%の事業所があげているが、これはむしろ企業内の問題といえるが、その他の理由が加ってインナーシティ地区の工場にあっては、近代化、合理化の妨げとなっている可能性もある。しかし、「公害問題」「関連企業の移転」などは幸い16.4%、3.3%と低い比率であるのは、公害企業も移転、防除施設が完了したからともいえ、また、製造業の場合、営業範囲が広いので、関連企業の1部が移転しても、それほど打撃を受けてないともいえる。

表-15 事業所経営の否定的評価(理由別)

理 由 件数・%	業 種		製 造 業		小 売 業		飲 食・ サ ー ビ ス 業		合 計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1) 事業所用地・建物面積の拡張が困難	32	52.5	16	15.0	16	15.8	64	23.8		
2) 施設・設備が老朽化した	11	18.0	19	17.8	12	11.9	42	15.6		
3) 労働力の確保が困難	12	19.7	8	7.5	14	13.9	34	12.6		
4) <製造業>経営の近代化・合理化が望めない <小売、飲食・サービス業>同種業者間の協力による経営の改善・合理化が望めない	15	24.6	13	12.1	10	9.9	38	14.1		
5) 競争業者が増えた	10	16.4	31	29.0	59	58.4	100	37.2		
6) 親企業など、取引関連企業が移転した	2	3.3	11	10.3	11	10.9	24	8.9		
7) <製造業>工場騒音などの公害問題で操業が困難 <小売、飲食・サービス業>商圏人口・事業所が減少	10	16.4	60	56.1	29	28.7	99	36.8		
8) 道路・交通事情が悪化した	5	8.2	10	9.3	11	10.9	26	9.7		
9) そ の 他	4	6.6	8	7.5	3	3.0	15	5.6		
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 计	61	100	107	100	101	100	269	100		

製造業と比較して、小売業では「商圏人口減」を56.1%の事業所があげ、「競争業者がふえた」を29.1%の事業所があげている。ところが飲食・サービス業ではこの比率が逆転

しており「競争業者がふえた」を58.4%の事業所があげ「商圏人口がへった」を28.7%の事業所があげている。これは約1km先のスーパーの影響を「小売業」が受け、飲食・サービス業は先にふれた過当競争が原因であろう。

(1) 製造業

製造業は小売業、サービス業などと異なり、必ずしも地元の住民・業者を対象としないため、表-13のように「成立・発展」が54.7%と過半数を占める。しかし、その理由の大半は、親企業・関連企業が近くにあるからという理由である。クロス集計では機械工業で37件中、28件(75.7%)が理由としている。ケミカル・ゴム工業は18件中、10件(55.6%)である。機械の方が関連企業への依存度が高い。

現実の立地要因としてはケミカルに代表されるゴム工業は典型的な地場産業であって企業関連性が強いのであるが、ゴム工業としては労働力確保6件(33.3%)、交通事情6件(33.3%)、工場アパートによる近代化完了5件(27.8%)が大きな理由となっているため、企業関連性が決して低いわけではない。

機械製造業では交通事情が15件40.5%と大きな比重を占めている。インナーシティ地区における工場存続の理由の一つの要素として無視できないであろう。しかし、長期的にみてインナーシティ地区からの企業流出がつづいており、経営発展・存続の要素が企業関連性というのではなく不安定な状況である。

経営形態別では「成立・発展」は、法人38件66.7%、個人32件43.2%と法人の方が安定性をみせている。また、規模は大きい方がよい。「15~99人」では「成立・発展」は17件70.8%であるが、「1~2人」では13件40.6%、「3~4人」14件42.4%、で「5~8人」は18件66.7%、「9~14人」では14件60.9%となっている。この傾向は敷地・床面積も同様の傾向がみられる。また、従業員の形態にあっても「事業主のみ」は「成立・発展」は3件27.3%であり、「成立・発展不可」は8件72.7%となっている。これに対して「事業主と一般従業員」のみは「成立・発展」39件62.9%「成立・発展不可」は22件35.5%となっている。(クロス集計表参照)

(2) 小売業

小売業は「経営なりたつ」が40件27.2%に比して、「経営のぞめない」が107件、72.8%と現状はきわめて悲観的である。業種別では「身の回り品」が悪く16件94.1%が「経営なりたたない」で、人口減少の影響をもろに受けている。また経営形態では企業・個人と差がない。それでも従業員が「6~99人」では「経営なりたつ」が7件53.8%となっている。また、従業員の内訳でも、「事業主と従業員のみ」では「経営なりたつ」4件44.4%となっている。

「経営のぞめる」のクロス集計をみてみると、「交通事情」が40件中、22件(55.0%)と多いが、「商圏人口増」が10件(25.0%)となっている。ところが業種別では身の回り品業では「商圏人口増」1件100%であるが、これは「経営のぞめない」は16件中、13件(81.3%)となっており、身の回り品業では広域的な営業活動ができないので、地元の人

口増加がキメ手を握っているといえる。

「経営がのぞめない」理由は表一15のとおりであるが、注目されるのが「競争業者増」である。107件中、31件(29.0%)の人があげている。(クロス集計表参照)

(3) 飲食・サービス業

経営に対する認識は小売業と同様、飲食・サービス業にあっても厳しく、「経営のぞめる」は3分の1にすぎない。業種別では理容・美容業など人口に依存する業種が弱く、27件中、25件(92.6%)が「経営がのぞめない」とこたえている。工務店など営業活動の範囲の広い業種は17件中、10件(58.8%)が「経営のぞめる」とこたえている。

また、「経営のぞめる」の比率はやはり規模が大きいほど大きい。「5~99人」では24件中、11件(45.8%)がのぞめると回答している。従業員形態の内容でも同じ傾向を示している。

「経営がのぞめない」理由で注目されるのは、「競争業者増」であるが、業種別では喫茶、飲食が52件中、36件(69.2%)が回答している。ことに喫茶店は26件中、21件(80.8%)となっている。喫茶店は45年以降でも37件中、20件(54.0%)が開業しているためである。(クロス集計表参照)

4 現況予測

現況予測についてみると、表一16にみると、「影響ない」は29.2%と約3分の1を占める。製造業では47.5%と約半分に達するが、小売業ではわずか17.0%と5分の1にも満たない。これは先にも述べたように人口減少の影響をモロに受けやすいためである。「発展可能」は13.9%と低く、「影響ない」との合計でも43.1%と半分に達しない。

「見通し暗い」は29.0%と約3分の1を占め、小売業、飲食・サービス業にあって比率が高い。しかし、「条件的発展論」が24.6%となっており、小売業29.3%、飲食・サービス業でも25.5%と4分の1近くを占め、全体としての「発展性」は67.7%と3分の1以上となる。このような現況予測からみて、インナーシティ対策を十分に展開していくべき将来の発展も決して望めないとはいえない。

(1) 製造業

「現況予測」についてみると、業種別ではあまり、大きな差はみられないが、ケミカル・ゴム業にあって「公的施策が必要」が9件(28.1%)を占めているのに、機械は13件(18.4%)と低く「発展可能」も17件(24.3%)と高い比率を占めている。この点、ケミカル・ゴム工業の方が規模も大きく阻害要素も機械産業とはほぼ同じであるのに「発展可能」がわずか1件(3.1%)というのは、業界の厳しい経済・社会環境が反映したといえる。規模別では概して変わらないが、機械工業の大規模企業が比較的将来についてよい予測をもっているに止まる。(クロス集計表参照)

(2) 小売業

小売業の「現況予測」の内訳は、「食料品店がどちらか」というと比較的よい。「影響なし」「発展可能」「発展期待」では61.2%となる。この理由は身の回り品業などは近年の競争が激しいことと、約1km先の長田商店街に進出してきた、スーパー・ニチイの影響が無視

表-16 事業所経営の現況予測(注1), 未定の取扱、新規開拓等

設問	業種		製造業		小売業		飲食・サービス業		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1) この地域の人口が減少し、各種事業所の移転も統一しているので経営の見通しが暗い	17	12.2	56	38.1	52	35.9	125	29.0		
2) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はあっても、経営にはそれほど影響はない	66	47.5	25	17.0	35	24.1	126	29.2		
3) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はこれ以上進まないと想われるが、現状のまま経営が成り立つし、発展も可能と思う	24	17.3	18	12.2	18	12.4	60	13.9		
4) 現状のままなら、この地域の人口の減少、各種事業所の移転も予想されるが、環境整備、人口定着対策などの公的施策が行われるなら経営の発展が望めると思う	26	18.7	43	29.3	37	25.5	106	24.6		
5) その他	4	2.9	5	3.4	2	1.4	11	2.6		
不明	2	1.4	0	0	1	0.7	3	0.7		
合計	139	100	147	100	145	100	431	100		

できないのではないか。一方、食料品店は御菴市場を中心として、市婦人会の比較調査でも、安い市場としての調査結果がみられるように、地区内はもちろん、地区外からも購入者を誘い込んでいる。規模別の動向では「6~99人」の中規模店舗で、見通し暗いというのが気がかりである。(クロス集計表参照)

(3) サービス業

サービス業では、喫茶、一般食堂で「見通しが暗い」が高い比率を占める。それぞれ48.6%となっている。規模でも零細企業が「見通しが暗い」の比率が高い。また、この傾向は従業員の内訳にも影響しており「事業主のみ」「事業主とその家族」はそれぞれ「見通しが暗い」が40.9%, 44.1%となっている。(クロス集計表参照)

5 跡地利用

インナーシティの再生のキメ手を握っているのは、工場・事業所などの移転跡地をどう利用していくかである。大規模の工場・事業所のケースでは比較的の利用方向は単純であるが、小規模工場の場合は複雑なパターンをたどらざるをえない。ことに借地が多い場合は思い切った利用もできないという厄介な要素が介在する。

アンケート調査の結果では、表-17にみられるに転用・移転を考えないが78.0%, 336件にも達することである。このことは経営状況につき29.0%が悲観的な見通しをもち、また、現状分析でも約半分の人が不安を表わしているとの対照的である。要するに多少の不安があるが、移転資金、将来性などから思い切った転用・移転は考えていない。

跡地利用の方向も、表-18にみられるように「事業所の拡張・改善」が22.3%と最も大きい。ついで「住宅との併用」で11.7%もある。「決っていない」の多くは他への転売と

表-17 事業所用地・建物の転用・移転

業種 転用・移転予定 の有無 件・%	製造業		小売業		飲食・ サービス業		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%
1) 転用・移転は考えていない	105	75.5	118	80.3	113	77.9	336	78.0
2) 一部転用・移転したい	13	9.4	15	10.2	13	9.0	41	9.5
3) 全部転用・移転したい	20	14.4	14	9.5	19	13.1	53	12.3
不 明	1	0.7	0	0	0	0	1	0.2
合 計	139	100	147	100	145	100	431	100

か住宅への転用など消極的利用が多いのではないか。ただ事業所用地が狭く、また借地などが多いため、有効利用はきわめて限られた件数に絞られるだろう。ことに公的・公益利用はむずかしい。多くはゲタバキ併用住宅などで上にアパートを乗せるとか、駐車場利用が多いであろう。

表-18 転用・跡地利用の方法

業種 利用方法 件・%	製造業		小売業		飲食・ サービス業		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%
1) 建物の高層化などで、事業所を拡張・改善する	7	21.2	9	31.0	5	15.6	21	22.3
2) 事業所と住宅の併用化をはかる	3	9.1	2	6.9	6	18.8	11	11.7
3) 事業所と駐車場や小売及び製造業 事業所などの併用をはかる	1	3.0	2	6.9	1	3.1	4	4.3
4) 一戸建てや長屋住宅を建設する	1	3.0	1	3.4	0	0	2	2.1
5) 共同住宅を建設する	1	3.0	1	3.4	0	0	2	2.1
6) 駐車場にする	0	0	0	0	0	0	0	0
7) 他の商業施設や事務所をつくる	0	0	1	3.4	0	0	1	1.1
8) 製造業事業所をつくる	7	21.2	0	0	0	0	7	7.4
9) 公園・道路等公共施設になる	0	0	0	0	0	0	0	0
10) その 他	3	9.1	3	10.3	1	3.1	7	7.4
11) 決まっていない	8	24.2	6	20.7	16	50.0	30	31.9
不 明	2	6.1	4	13.8	3	9.4	9	9.6
合 計	33	100	29	100	32	100	94	100

-附表一-

1. 業種別調査票と単純集計結果

(A 製造業)

[フェイスシート] 該当する番号に○印か、該当する数字（小数以下四捨五入）をご記入下さい。

1 当地で開業の時期	(明治・大正・昭和	年	月)									
2 主な製造品	1) ゴム、ケミカルシューズ関連製品	件	%	32	23.0							
	2) 機械金属製品	件	%	70	50.4							
	3) その他	件	%	34	24.5							
		不明	%	3	2.2							
		合計	%	139	100.0							
3 経営形態	1) 株式、有限、合資等法人	件	%	57/41.0	2) 個人	件	%	74/53.2				
	3) その他	件	%	1/0.7	不明	件	%	7/5.0				
		合計	%	139/100.0								
4 従業者数	[] 人											
5 事業所敷地面積	(住居部分は除き、1坪は3.3m ² で換算して下さい)											
	[]	[]	[]	m ²								
6 事業所敷地所有形態	1) 自己所有	件	%	36/25.9	2) 借地	件	%	88/63.3	3) その他	件	%	8/5.8
	不明	件	%	7/5.0	合計	件	%	139/100.0				
7 事業所建物の延床面積	(住居部分は除き、1坪は3.3m ² で換算して下さい)											
	[]	[]	[]	m ²								
8 事業所建物の所有形態	1) 自己所有	件	%	60/43.2	2) 借地	件	%	69/49.6	3) その他	件	%	9/6.5
	不明	件	%	1/0.7	合計	件	%	139/100.0				
9 建物の利用形態	1) 工場専用	件	%	80/57.6	2) 工場、住宅の併用	件	%	48/34.5				
	3) 工場、その他（駐車場、飲食店など）併用	件	%	11/7.9								
	不明	件	%	0/0	合計	件	%	139/100.0				
10 従業員の内訳	1) 事業主のみ	件	%	11/7.9	2) 事業主とその家族・親族	件	%	27/19.4				

3) 事業主とその家族・親族と一般従業員 件 %
 38/27.3

4) 事業主と一般従業員 件 %
 62/44.6 不明 1/0.7 合計 139/100.0

I はじめに、事業所経営の現状についておたずねします。（この場合、景気変化の好・不況は考慮しないでください）

質問1 この地域での事業所経営はどちらかといえば

- | | |
|--|---|
| 1) 現状のまま十分経営が成り立つ
し、発展も望めると思う 76件/54.7% | 2) 現状のままでは経営が成り立たない
し、発展は望めないと思う 61件/43.9% |
| | |
| | 不明 2件/1.4%
合計 139件/100.0% |

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。	
1) 工場用地や建物面積の拡張ができるから	2件/2.6%
2) 施設、設備の改善ができるから	8件/10.5%
3) 労働力の確保が容易だから	20件/26.3%
4) 経営の近代化、合理化（他の製品分野への進出、技術革新など）が望めるから	12件/15.8%
5) 競争業者が移転したから	0件/0%
6) 親企業など、関連企業が近くにあるから	43件/56.6%
7) 工場騒音などの公害問題が解決できたら	5件/6.6%
8) 道路、交通事情がよいから	30件/39.5%
9) その他	5件/6.6%
())
合計 76件/100.0%	

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。	
1) 工場用地や建物面積の拡張が困難だから	32件/52.5%
2) 施設、設備が老朽化したから	11件/18.0%
3) 労働力の確保が困難だから	12件/19.7%
4) 経営の近代化、合理化（他の製品分野への進出、技術革新など）が望めないから	15件/24.6%
5) 競争業者が増えたから	10件/16.4%
6) 親企業など、関連企業が移転したから	2件/3.3%
7) 工場騒音などの公害問題で操業が困難だから	10件/16.4%
8) 道路、交通事情が悪化したから	5件/8.2%
9) その他	4件/6.6%
())
合計 61件/100.0%	

II 次に事業所経営の将来についておたずねします。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

質問2 事業所用地、建物の転用・移転を考えておられますか。

	件	%
1) 転用・移転は考えていない	105	75.5
2) 一部転用・移転したい	13	9.4
<u>3) 全部転用・移転したい</u>	20	14.4
不明	1	0.7
合計	139	100.0

→副問1 転用・移転後の事業所用地、建物についてどのようにお考えですか。最もそうしたいと思われるものに1つだけ○印をつけて下さい。

	件	%
1) 建物の高層化などで、工場を拡張、改善する	7	21.2
2) 工場と住宅の併用化をはかる	3	9.1
3) 工場と飲食店や駐車場の併用をはかる	1	3.0
4) 一戸建てや長屋住宅を建設する	1	3.0
5) 中高層住宅を建設する	1	3.0
6) 駐車場にする	0	0
7) 商業施設や事務所をつくる	0	0
8) 製造業事業所（同種の事業所を含む）をつくる	7	21.2
9) 公園・道路等公共施設をつくる	0	0
10) その他（ ）	3	9.1
11) 決まっていない	8	24.2
不明	2	6.1
合計	33	100.0

質問3 今後事業所経営を続けるにあたって、この地域の現状についてどのようにお考えですか。

- 1) この地域の人口が減少し、各種事業所の移転も続いているので経営の見通しが暗い
- 2) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はあっても、経営にはそれほど影響はない
- 3) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はこれ以上進まないと思われる所以、現状のままで経営が成り立つし発展も可能と思う
- 4) 現状のままなら、この地域の人口の減少、各種事業所の移転も予想されるが、環境整備、人口定着対策などの公的施策が行われるなら、経営の発展が望めると思う

5) その他 ()

	件	%
17	12.2	
66	47.5	
24	17.3	
26	18.7	
4	2.9	
不明	2	1.4
合計	139	100.0

III 最後に事業主の家計収入についておたずねします。あてはまる番号の全てに○印をつけて下さい。

質問4 この事業所（法人・個人その他とも）以外にも収入の道はありますか。

- 1) 主としてこの事業所の収入のみ
- 2) 分工場・支店からの収入がある
- 3) 事業所営業外収入（喫茶、駐車場など他の経営収入）がある
- 4) 事業主以外の他の家族の収入（この事業からの収入を除く）がある
- 5) 家賃や利子など他の収入がある

	件	%
120	86.3	
6	4.3	
3	2.2	
4	2.9	
7	5.0	
合計	139	100.0

(B 小売業)

〔フェイスシート〕該当する番号に○印か、該当する数字（小数以下四捨五入）をご記入下さい。

1 当地で開業の時期	(明治・大正・昭和 [] 年 [] 月)																		
2 取り扱い品目	<table border="1"> <tr><td>1) 魚、野菜、乾物など食料品</td><td>件 49</td><td>% 33.3</td></tr> <tr><td>2) 衣料、織物、履物など身のまわり品</td><td>17</td><td>11.6</td></tr> <tr><td>3) 家具、建具、什器、電化製品</td><td>5</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>4) その他小売業</td><td>73</td><td>49.7</td></tr> <tr><td>不明</td><td>3</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>147</td><td>100.0</td></tr> </table>	1) 魚、野菜、乾物など食料品	件 49	% 33.3	2) 衣料、織物、履物など身のまわり品	17	11.6	3) 家具、建具、什器、電化製品	5	3.4	4) その他小売業	73	49.7	不明	3	2.0	合計	147	100.0
1) 魚、野菜、乾物など食料品	件 49	% 33.3																	
2) 衣料、織物、履物など身のまわり品	17	11.6																	
3) 家具、建具、什器、電化製品	5	3.4																	
4) その他小売業	73	49.7																	
不明	3	2.0																	
合計	147	100.0																	
3 経営形態	<table border="1"> <tr><td>1) 株式、有限、合資等法人</td><td>件 27</td><td>% 18.4</td></tr> <tr><td>2) 個人</td><td>件 115</td><td>% 78.2</td></tr> <tr><td>3) その他</td><td>件 0/0</td><td>% 不明</td></tr> <tr><td></td><td>件 5</td><td>% 3.4</td></tr> <tr><td></td><td>件 147</td><td>% 合計</td></tr> </table>	1) 株式、有限、合資等法人	件 27	% 18.4	2) 個人	件 115	% 78.2	3) その他	件 0/0	% 不明		件 5	% 3.4		件 147	% 合計			
1) 株式、有限、合資等法人	件 27	% 18.4																	
2) 個人	件 115	% 78.2																	
3) その他	件 0/0	% 不明																	
	件 5	% 3.4																	
	件 147	% 合計																	
4 従業者数	[] 人																		
5 店舗敷地面積	(住居部分は除き、1坪は3.3m ² で換算して下さい)																		
6 店舗敷地所有形態	<table border="1"> <tr><td>1) 自己所有</td><td>件 82</td><td>% 55.8</td></tr> <tr><td>2) 借地</td><td>件 57</td><td>% 38.8</td></tr> <tr><td>3) その他</td><td>件 3</td><td>% 2.0</td></tr> <tr><td>不明</td><td>件 5/3.4</td><td>% 合計</td></tr> <tr><td></td><td>件 147</td><td>% 100.0</td></tr> </table>	1) 自己所有	件 82	% 55.8	2) 借地	件 57	% 38.8	3) その他	件 3	% 2.0	不明	件 5/3.4	% 合計		件 147	% 100.0			
1) 自己所有	件 82	% 55.8																	
2) 借地	件 57	% 38.8																	
3) その他	件 3	% 2.0																	
不明	件 5/3.4	% 合計																	
	件 147	% 100.0																	
7 店舗の延床面積	(住居部分は除き、1坪は3.3m ² で換算して下さい)																		
8 店舗の所有形態	<table border="1"> <tr><td>1) 自己所有</td><td>件 98</td><td>% 66.7</td></tr> <tr><td>2) 借地</td><td>件 45</td><td>% 30.6</td></tr> <tr><td>3) その他</td><td>件 2</td><td>% 1.4</td></tr> <tr><td>不明</td><td>件 2/1.4</td><td>% 合計</td></tr> <tr><td></td><td>件 147</td><td>% 100.0</td></tr> </table>	1) 自己所有	件 98	% 66.7	2) 借地	件 45	% 30.6	3) その他	件 2	% 1.4	不明	件 2/1.4	% 合計		件 147	% 100.0			
1) 自己所有	件 98	% 66.7																	
2) 借地	件 45	% 30.6																	
3) その他	件 2	% 1.4																	
不明	件 2/1.4	% 合計																	
	件 147	% 100.0																	
9 建物の利用形態	<table border="1"> <tr><td>1) 店舗専用</td><td>件 29</td><td>% 19.7</td></tr> <tr><td>2) 店舗、住宅の併用</td><td>件 114</td><td>% 77.6</td></tr> <tr><td>3) 店舗、その他（駐車場、飲食店など）併用</td><td>件 4</td><td>% 2.7</td></tr> <tr><td>不明</td><td>件 0/0</td><td>% 合計</td></tr> <tr><td></td><td>件 147</td><td>% 100.0</td></tr> </table>	1) 店舗専用	件 29	% 19.7	2) 店舗、住宅の併用	件 114	% 77.6	3) 店舗、その他（駐車場、飲食店など）併用	件 4	% 2.7	不明	件 0/0	% 合計		件 147	% 100.0			
1) 店舗専用	件 29	% 19.7																	
2) 店舗、住宅の併用	件 114	% 77.6																	
3) 店舗、その他（駐車場、飲食店など）併用	件 4	% 2.7																	
不明	件 0/0	% 合計																	
	件 147	% 100.0																	
10 従業員の内訳	<table border="1"> <tr><td>1) 事業主のみ</td><td>件 21</td><td>% 14.3</td></tr> <tr><td>2) 事業主とその家族・親族</td><td>件 97</td><td>% 66.0</td></tr> </table>	1) 事業主のみ	件 21	% 14.3	2) 事業主とその家族・親族	件 97	% 66.0												
1) 事業主のみ	件 21	% 14.3																	
2) 事業主とその家族・親族	件 97	% 66.0																	

3) 事業主とその家族・親族と一般従業員	20件	13.6%
4) 事業主と一般従業員	9件	6.1%

件 % 件 % 件 %

不明 0/0 合計 147/100.0

I はじめに、店舗経営の現状についておたずねします。（この場合、景気変化の好・不況は考慮しないでください）

質問1 この地域での店舗経営はどちらかといえば

- 1) 現状のままで十分経営が成り立つ
し、発展も望めると思う 40件/27.2%



- 2) 現状のままで経営が成り立たない
し、発展は望めないと思う 107件/72.8%

合計 147件/100.0%

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

- 1) 店舗面積の拡張ができるから 1件/2.5%
2) 施設、設備の改善ができるから 4件/10.0%
3) 労働力の確保が容易だから 2件/5.0%
4) 同種業者間の協力による経営の改善、合理化が望めるから 2件/5.0%
5) 競争業者が移転したから 0件/0%
6) 取引関連企業が近くにあるから 10件/25.0%

- 7) 商圏人口、事業所が増加したから 14件/35.0%

- 8) 道路、交通事情がよいから 22件/55.0%

- 9) その他 2件/5.0%

()

合計 40件/100.0%

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

- 1) 店舗面積の拡張が困難だから 16件/15.0%
2) 施設、設備が老朽化したから 19件/17.8%
3) 労働力の確保が困難だから 8件/7.5%
4) 同種業者間の協力による経営の改善、合理化が望めないから 13件/12.1%
5) 競争業者が増えたから 31件/29.0%
6) 取引関連企業が移転したから 11件/10.3%
7) 商圏人口、事業所が減少したから 60件/56.1%
8) 道路、交通事情が悪化したから 10件/9.3%
9) その他 8件/7.5%

()

合計 107件/100.0%

II 次に店舗経営の将来についておたずねします。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

質問2 店舗用地、建物の転用・移転を考えておられますか。

	件	%
1) 転用・移転は考えていない	118	80.3
2) 一部転用・移転したい	15	10.2
3) 全部転用・移転したい	14	9.5
合計	147	100.0

→副問1 転用・移転後の事業所用地、建物についてどのようにお考えですか。最もそうしたいと思われるものに1つだけ○印をつけて下さい。

	件	%
1) 建物の高層化などで、店舗を拡張、改善する	9	31.0
2) 店舗と住宅の併用化をはかる	2	6.9
3) 店舗と飲食店や駐車場の併用をはかる	2	6.9
4) 一戸建てや長屋住宅を建設する	1	3.4
5) 共同住宅を建設する	1	3.4
6) 駐車場にする	0	0
7) 他の商業施設や事務所をつくる	1	3.4
8) 製造業事業所をつくる	0	0
9) 公園・道路など公共施設になる	0	0
10) その他()	3	10.3
11) 決まっていない	6	20.7
不明	4	13.8
合計	29	100.0

質問3 今後店舗経営を続けるにあたって、この地域の現況についてどのようにお考えですか。

- 1) この地域の人口が減少し、各種事業所の移転も続いているので経営の見通しが暗い
- 2) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はあっても、経営にはそれほど影響はない
- 3) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はこれ以上進まないと思われる所以、現状のままで経営が成り立つし発展も可能と思う
- 4) 現状のままなら、この地域の人口の減少、各種事業所の移転も予想されるが、環境整備、人口定着対策などの公的施策が行われるなら、経営の発展が望めると思う
- 5) その他()

	件	%
56	38.1	
25	17.0	
18	12.2	
43	29.3	
5	3.4	
合計	147	100.0

III 最後に商店主の家計収入についておたずねします。あてはまる番号の全てに○印をつけて下さい。

質問4 この店舗（法人・個人その他とも）以外にも収入の道はありますか。

- 1) 主としてこの店舗の収入のみ
- 2) 分店・支店からの収入がある
- 3) 店舗営業外収入（喫茶、駐車場など他の経営収入）がある
- 4) 商店主以外の家族の収入（この事業からの収入を除く）がある
- 5) 家賃や利子など他の収入がある

	件	%
93	63.3	
9	6.1	
4	2.7	
22	15.0	
20	13.6	
合計	147	100.0

(C 飲食店・サービス業)

〔フェイスシート〕該当する番号に○印か、該当する数字（小数以下四捨五入）をご記入下さい。

- 1 当地で開業の時期 (明治・大正・昭和 [] 年 [] 月)
- 2 業 種 1) 喫茶・軽食 件 % 37/25.5 2) 一般食堂 件 % 35/24.1
 3) 工務店、大工、左官及び各種整備・修理業（自動車、機械、電気など） 件 % 17/11.7
 4) 洗たく、理・美容、浴場業 件 % 27/18.6 5) 駐車場 件 % 1/0.7
 6) その他サービス業（病院、郵便局、学習塾など） 件 % 26/17.9
 不明 件 % 2/1.4 合計 件 % 145/100.0
- 3 経営形態 1) 株式、有限、合資等法人 件 % 22/15.2 2) 個人 件 % 115/79.3
 3) その他 3/2.1 不明 5/3.4 合計 145/100.0
- 4 従業者数 [] 人
- 5 事業所敷地面積 (住居部分は除き、1坪は3.3m²で換算して下さい)
 [] m²
- 6 事業所敷地所有形態 1) 自己所有 件 % 46/31.7 2) 借地 件 % 88/60.7 3) その他 件 % 7/4.8
 不明 件 % 4/2.8 合計 145/100.0
- 7 事業所建物の延床面積 (住居部分は除き、1坪は3.3m²で換算して下さい)
 [] m²
- 8 建物の所有形態 1) 自己所有 件 % 64/44.1 2) 借地 件 % 71/49.0 3) その他 件 % 8/5.5
 不明 件 % 2/1.4 合計 145/100.0
- 9 建物の所有形態 1) 事業所専用 件 % 50/34.5 2) 事業所、住宅の併用 件 % 86/59.3
 3) 事業所、その他施設（駐車場、小売及び製造業など）併用 件 % 8/5.5 不明 件 % 1/0.7 合計 145/100.0
- 10 従業員の内訳 1) 事業主のみ 件 % 22/15.2 2) 事業主とその家族・親族 件 % 59/40.7

3) 事業主とその家族・親族と一般従業員 件 %
 28/19.3

4) 事業主と一般従業員 件 %
 36/24.8 合計 145/100.0

I はじめに、事業所経営の現状についておたずねします。（この場合、景気変化の好・不況は考慮しないでください）

質問1 この地域での事業所経営はどちらかといえば

1) 現状のままで十分経営が成り立つ
 し、発展も望めると思う 42件/29.0%



2) 現状のままで経営が成り立たない
 し、発展は望めないと思う 101件/69.7%

不明 2件/1.4%
 合計 145件/100.0%

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

- 1) 事業所面積の拡張ができるから 2件/4.8%
- 2) 施設、設備の改善ができるから 6件/14.3%
- 3) 労働力の確保が容易だから 2件/4.8%
- 4) 同種業者間の協力による経営の改善、合理化が望めるから 4件/9.5%
- 5) 競争業者が移転したから 1件/2.4%
- 6) 取引関連企業が近くにあるから 18件/42.9%
- 7) 商圏人口、事業所が増加したから 9件/21.4%
- 8) 道路、交通事情がよいから 18件/42.9%
- 9) その他 3件/7.1%

(

)

合計 42件/100.0%

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

- 1) 事業所面積の拡張が困難だから 16件/15.8%
- 2) 施設、設備が老朽化したから 12件/11.9%
- 3) 労働力の確保が困難だから 14件/13.9%
- 4) 同種業者間の協力による経営の改善、合理化が望めないから 10件/9.9%
- 5) 競争業者が増えたから 59件/58.4%
- 6) 取引関連企業が移転したから 11件/10.9%
- 7) 商圏人口、事業所が減少したから 29件/28.7%
- 8) 道路、交通事情が悪化したから 11件/10.9%
- 9) その他 3件/3.0%

(

)

合計 101件/100.0%

II 次に事業所経営の将来についておたずねします。該当する番号の一つに○印をつけて下さい。

質問2 事業所用地、建物の転用・移転を考えておられますか。

	件	%
1) 転用・移転は考えていない	113	77.9
2) 一部転用・移転したい	13	9.0
3) 全部転用・移転したい	19	13.1
合計	145	100.0

→副問1 転用・移転後の事業所用地、建物についてどのようにお考えですか。最もそうしたいと思われるものに1つだけ○印をつけて下さい。

	件	%
1) 建物の高層化などで、事業所を拡張、改善する	5	15.6
2) 事業所と住宅の併用化をはかる	6	18.8
3) 事業所と駐車場や小売及び製造業事業所などの併用をはかる	1	3.1
4) 一戸建てや長屋住宅を建設する	0	0
5) 共同住宅を建設する	0	0
6) 駐車場にする	0	0
7) 他の商業施設や事務所をつくる	0	0
8) 製造業事業所をつくる	0	0
9) 公園・道路等公共施設になる	0	0
10) その他()	1	3.1
11) 決まっていない	16	50.0
不明	3	9.4
合計	32	100.0

質問3 今後事業所経営を続けるにあたって、この地域の現況についてどのようにお考えですか。

	#	%
1) この地域の人口が減少し、各種事業所の移転も続いているので経営の見通しが暗い	52	35.9
2) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はあっても、経営にはそれほど影響はない	35	24.1
3) この地域の人口の減少、各種事業所の移転はこれ以上進まないと思われるので、現状のままで経営が成り立つし発展も可能と思う	18	12.4
4) 現状のままなら、この地域の人口の減少、各種事業所の移転も予想されるが、環境整備、人口定着対策などの公的施策が行われるなら、経営の発展が望めると思う	37	25.5
5) その他 ()	2	1.4
不明	1	0.7
合計	145	100.0

III 最後に事業主の家計収入についておたずねします。あてはまる番号の全てに○印をつけて下さい。

質問4 この事業所（法人・個人その他とも）以外にも収入の道はありますか。

	#	%
1) 主としてこの事業所の収入のみ	91	62.8
2) 分店・支店からの収入がある	14	9.7
3) 事業所営業外収入（他の商業施設などの経営収入）がある	9	6.2
4) 事業主以外の他の家族の収入（この事業所からの収入を除く）がある	25	17.2
5) 家賃や利子など他の収入がある	10	6.9
合計	145	100.0

2 クロス集計表

(A 製造業)

1 当地で開業の時期

開業時期 区分		昭和 24年以前	25~34年	35~44年	45~50年	51~55年	不 明	合 計
主 な 製 造 品	ゴム・ケミカル 関連製品	2(6.3)	5(15.6)	4(12.5)	9(28.1)	11(34.4)	1(3.1)	32(100.0)
	機械金属製品	13(18.6)	11(15.7)	19(27.1)	12(17.1)	15(21.4)	—(—)	70(100.0)
	その他の 不 明	9(26.5)	10(29.4)	6(17.6)	6(17.6)	2(5.9)	1(2.9)	34(100.0)
	不 明	2(66.7)	—(—)	—(—)	1(33.3)	—(—)	—(—)	3(100.0)
従 業 者 数	1 ~ 2人	3(9.4)	4(12.5)	8(25.0)	10(31.3)	7(21.9)	—(—)	32(100.0)
	3 ~ 4人	3(9.1)	10(30.3)	9(27.3)	3(9.1)	8(24.2)	—(—)	33(100.0)
	5 ~ 8人	9(33.3)	6(22.2)	4(14.8)	7(25.9)	1(3.7)	—(—)	27(100.0)
	9 ~ 14人	2(8.7)	2(8.7)	3(13.0)	7(30.4)	8(34.8)	1(4.3)	23(100.0)
	15 ~ 99人	9(37.5)	4(16.7)	5(20.8)	1(4.2)	4(16.7)	1(4.2)	24(100.0)
従 業 員 内 訳	不 明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
	事業主のみ	1(9.1)	1(9.1)	2(18.2)	4(36.4)	3(27.3)	—(—)	11(100.0)
	事業主、家族・ 親族	2(7.4)	6(22.2)	11(40.7)	5(18.5)	3(11.1)	—(—)	27(100.0)
	事業主、家族・親族、一般従業員	12(31.6)	4(10.5)	9(28.7)	4(10.5)	7(18.4)	2(5.8)	38(100.0)
	事業主、 一般従業員	11(17.7)	15(24.2)	7(11.3)	14(22.6)	15(24.2)	—(—)	62(100.0)
合 計		26(18.7)	26(18.7)	29(20.9)	28(20.1)	28(20.1)	2(1.4)	139(100.0)

2 主な製造品

主な製造品 区分		ゴム・ ケミカル 関連製品	機械 金属製品	その他の 製品	不明	合計
経営形態	株式等法人	16(28.1)	20(35.1)	21(36.8)	-(-)	57(100.0)
	個人	16(21.6)	43(58.1)	12(16.2)	3(4.1)	74(100.0)
	その他	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)	1(100.0)
	不明	-(-)	6(85.7)	1(14.3)	-(-)	7(100.0)
従業者数	1～2人	2(6.3)	26(81.3)	3(9.4)	1(3.1)	32(100.0)
	3～4人	4(12.1)	21(63.6)	8(24.2)	-(-)	33(100.0)
	5～8人	5(18.5)	12(44.4)	9(33.3)	1(3.7)	27(100.0)
	9～14人	9(39.1)	6(26.1)	7(30.4)	1(4.3)	23(100.0)
	15～99人	12(50.0)	5(20.8)	7(29.2)	-(-)	24(100.0)
	不明	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
事業所敷地面積	0～34m ²	3(10.3)	20(69.0)	6(20.7)	-(-)	29(100.0)
	35～64m ²	2(8.0)	20(80.0)	3(12.0)	-(-)	25(100.0)
	65～159m ²	5(17.9)	15(53.6)	8(28.6)	-(-)	28(100.0)
	160～239m ²	12(50.0)	5(20.8)	5(20.8)	2(8.3)	24(100.0)
	240～999m ²	10(30.3)	10(30.3)	12(36.4)	1(3.0)	33(100.0)
事業所建物延床面積	0～33m ²	2(6.7)	22(73.3)	5(16.7)	1(3.3)	30(100.0)
	34～79m ²	1(3.8)	20(76.9)	5(19.2)	-(-)	26(100.0)
	80～144m ²	5(20.8)	9(37.5)	9(37.5)	1(4.2)	24(100.0)
	145～284m ²	13(46.4)	9(32.1)	5(17.9)	1(3.6)	28(100.0)
	285～999m ²	11(35.5)	10(32.3)	10(32.3)	-(-)	31(100.0)
従業員内訳	事業主のみ	1(9.1)	9(81.8)	1(9.1)	-(-)	11(100.0)
	事業主・家族・親族	2(7.4)	22(81.5)	2(7.4)	1(3.7)	27(100.0)
	事業主・家族・親族、一般従業員	6(15.8)	16(42.1)	15(39.5)	1(2.6)	38(100.0)
	事業主・一般従業員	22(35.5)	23(37.1)	16(25.8)	1(1.6)	62(100.0)
	不明	1(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)	1(100.0)
合計		32(23.0)	70(50.4)	34(24.5)	3(2.2)	139(100.0)

4 従業者数

経営形態	従業者数	1~2人	3~4人	5~8人	9~14人	15~99人	合計
株式等法人	1(1.8)	12(21.1)	12(21.1)	13(22.8)	19(33.3)	57(100.0)	
個 人	28(37.8)	19(25.7)	13(17.6)	10(13.5)	4(5.4)	74(100.0)	
そ の 他	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)	
不 明	2(28.6)	2(28.6)	2(28.6)	—(—)	1(14.3)	7(100.0)	
合 計	32(23.0)	33(23.7)	27(19.4)	23(16.5)	24(17.3)	139(100.0)	

5 事業所敷地面積

区分	敷地面積	0~34m ²	35~64m ²	65~159m ²	160~239m ²	240~999m ²	合計
主な製造品	ゴム・ケミカル関連製品 機械金属製品 そ の 他 不 明	3(9.4) 20(28.6) 6(17.6) —(—)	2(6.3) 20(28.6) 3(8.8) —(—)	5(15.6) 15(21.4) 8(23.5) —(—)	12(37.5) 5(7.1) 5(14.7) 2(66.7)	10(31.3) 10(14.3) 12(35.3) 1(33.3)	32(100.0) 70(100.0) 34(100.0) 3(100.0)
建物利用形態	工場専用 工場・住宅併用 工場・その他併用	12(15.0) 13(27.1) 4(36.4)	14(17.5) 10(20.8) 1(9.1)	14(17.5) 13(27.1) 1(9.1)	17(21.3) 4(8.3) 3(27.3)	23(28.8) 8(16.7) 2(18.2)	80(100.0) 48(100.0) 11(100.0)
	合 計	29(20.9)	25(18.0)	28(20.1)	24(17.3)	33(23.7)	139(100.0)

6 事業所敷地所有形態

区分	敷地所有形態	自己所有	借 地	そ の 他	不 明	合 計
開業時期	昭和24年以前	11(42.3)	10(38.5)	1(3.8)	4(15.4)	26(100.0)
	25~34年	9(34.6)	17(65.4)	—(—)	—(—)	26(100.0)
	35~44年	8(27.6)	18(62.1)	3(10.8)	—(—)	29(100.0)
	45~50年	4(14.3)	18(64.3)	4(14.3)	2(7.1)	28(100.0)
	51~55年	4(14.3)	23(82.1)	—(—)	1(3.6)	28(100.0)
	不 明	—(—)	2(100.0)	—(—)	—(—)	2(100.0)
主な製造品	ゴム・ケミカル関連製品	8(25.0)	20(62.5)	2(6.3)	2(6.3)	32(100.0)
	機械金属製品	18(25.7)	46(65.7)	3(4.3)	3(4.3)	70(100.0)
	そ の 他	9(26.5)	20(58.8)	3(8.8)	2(5.9)	34(100.0)
	不 明	1(33.3)	2(66.7)	—(—)	—(—)	3(100.0)

区分		敷地所有形態	自己所有	借地	その他	不明	合計
建物利用形態	工場専用	15(18.8)	56(70.7)	6(7.5)	3(3.8)	80(100.0)	
	工場・住宅併用	18(37.5)	24(50.0)	2(4.2)	4(8.3)	48(100.0)	
	工場・その他併用	3(27.3)	8(72.7)	—(—)	—(—)	11(100.0)	
合計		36(25.9)	88(63.3)	8(5.8)	7(5.0)	139(100.0)	

7 事業所建物の延床面積

建物延床面積		0~33m ²	34~79m ²	80~144m ²	145~284m ²	285~999m ²	合計
主な製造品	ゴム・ケミカル関連製品	2(6.3)	1(3.1)	5(15.6)	13(40.6)	11(34.4)	32(100.0)
	機械金属製品	22(31.4)	20(28.6)	9(12.9)	9(12.9)	10(14.3)	70(100.0)
	その他の	5(14.7)	5(14.7)	9(26.5)	5(14.7)	10(29.4)	34(100.0)
	不明	1(33.3)	—(—)	1(33.3)	1(33.3)	—(—)	3(100.0)
合計		30(21.6)	26(18.7)	24(17.3)	28(20.1)	31(22.3)	139(100.0)

9 建物の利用形態

区分		建物利用形態	工場専用	工場・住宅併用	工場・その他併用	合計
主な製造品	ゴム・ケミカル関連製品	27(84.4)	4(12.5)	1(3.1)	32(100.0)	
	機械・金属製品	40(57.1)	27(38.6)	3(4.3)	70(100.0)	
	その他の	12(35.3)	15(44.1)	7(20.6)	34(100.0)	
	不明	1(33.3)	2(66.7)	—(—)	3(100.0)	
従業者数	1 ~ 2人	14(43.8)	16(50.0)	2(6.3)	32(100.0)	
	3 ~ 4人	17(51.5)	13(39.4)	3(9.1)	33(100.0)	
	5 ~ 8人	15(55.6)	10(37.0)	2(7.4)	27(100.0)	
	9 ~ 14人	16(69.6)	5(21.7)	2(8.7)	23(100.0)	
	15 ~ 99人	18(75.0)	4(16.7)	2(8.3)	24(100.0)	
敷地所有形態	自己所有	15(41.7)	18(50.0)	3(8.3)	36(100.0)	
	借地	56(63.6)	24(27.3)	8(9.1)	88(100.0)	
	その他の	6(75.0)	2(25.0)	—(—)	8(100.0)	
	不明	3(42.9)	4(57.1)	—(—)	7(100.0)	
合計		80(57.6)	48(34.5)	11(7.9)	139(100.0)	

10 従業員の内訳

従業員内訳		事業主のみ	事業主、家族・親族	事業主、家族・親族、一般従業員	事業主、一般従業員	不明	合計
区分							
開業時期	昭和24年以前	1(3.8)	2(7.7)	12(46.2)	11(42.3)	—(—)	26(100.0)
	25 ~ 34年	1(3.8)	6(23.1)	4(15.4)	15(57.7)	—(—)	26(100.0)
	35 ~ 44年	2(6.9)	11(37.9)	9(31.0)	7(24.1)	—(—)	29(100.0)
	45 ~ 50年	4(14.3)	5(17.9)	4(14.3)	14(50.0)	1(3.6)	28(100.0)
	51 ~ 55年	3(10.7)	3(10.7)	7(25.0)	15(53.6)	—(—)	28(100.0)
	不明	—(—)	—(—)	2(100.0)	—(—)	—(—)	2(100.0)
主な製造品	ゴム・ケミカル関連製品	1(3.1)	2(6.3)	6(18.8)	22(68.8)	1(3.1)	32(100.0)
	機械・金属製品	9(12.9)	22(31.4)	16(22.9)	23(32.9)	—(—)	70(100.0)
	その他の	1(2.9)	2(5.9)	15(44.1)	16(47.1)	—(—)	34(100.0)
	不明	—(—)	1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)	—(—)	3(100.0)
合計		11(7.9)	27(19.4)	38(27.3)	62(44.6)	1(0.7)	139(100.0)

I はじめに、事業所経営の現状についておたずねします。 (この場合、景気変化の好・不況は考慮しないでください)

質問1 この地域での事業所経営はどちらかといえば

経営の現状		十分経営が成り立つし、発展も望める	経営が成り立たないし、発展は望めない	不明	合計
区分					
主な製造品	ゴム・ケミカル関連製品	18(56.3)	13(40.6)	1(3.1)	32(100.0)
	機械・金属製品	37(52.9)	32(45.7)	1(1.4)	70(100.0)
	その他の	20(58.8)	14(41.2)	—(—)	34(100.0)
	不明	1(33.3)	2(66.7)	—(—)	3(100.0)
経営形態	株式等法人	38(66.7)	18(31.6)	1(1.8)	57(100.0)
	個人	32(43.2)	41(55.4)	1(1.4)	74(100.0)
	その他の	—(—)	1(100.0)	—(—)	1(100.0)
	不明	6(85.7)	1(14.3)	—(—)	7(100.0)

経営の現状 区分		十分経営が成り立つし、発展も望める	経営が成り立たないし、発展は望めない	不明	合計
従業者数	1～2人	13(40.6)	19(59.4)	-(-)	32(100.0)
	3～4人	14(42.4)	18(54.5)	1(3.0)	33(100.0)
	5～8人	18(66.7)	9(33.3)	-(-)	27(100.0)
	9～14人	14(60.9)	9(39.1)	-(-)	23(100.0)
	15～99人	17(70.8)	6(25.0)	1(4.2)	24(100.0)
従業員内訳	事業主のみ	3(27.3)	8(72.7)	-(-)	11(100.0)
	事業主・家族・親族	16(59.3)	11(40.7)	-(-)	27(100.0)
	事業主・家族・親族・一般従業員	17(44.7)	20(52.6)	1(2.6)	38(100.0)
	事業主・一般従業員	39(62.9)	22(35.5)	1(1.6)	62(100.0)
	不明	1(100.0)	-(-)	-(-)	1(100.0)
合計		76(54.7)	61(43.9)	2(1.4)	139(100.0)

1) 現状のままで十分経営が成り立つし、発展も望めると思う

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

理由 区分		工場用地建物面積の改善ができる	施設、設備の改悪ができる	労働力の確保が容易	経営の近代化が進むる	競争業者が強化された	親企業など関連企業が近くある	工場騒音など公害問題が解決できた	道路、交通事情がよい	その他	合計
主な製造品	ゴム・ケミカル関連製品	-(-)	4(22.2)	6(33.3)	5(27.8)	-(-)	10(55.6)	-(-)	6(33.3)	1(5.6)	18(100.0)
	機械・金属製品	1(2.7)	-(-)	6(16.2)	3(8.1)	-(-)	28(75.7)	5(13.5)	15(40.5)	1(2.7)	37(100.0)
	その他	1(5.0)	3(15.0)	8(40.0)	3(15.0)	-(-)	5(25.0)	-(-)	9(45.0)	3(15.0)	20(100.0)
	不明	-(-)	1(100.0)	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(100.0)
従業者数	1～2人	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	9(69.2)	3(23.1)	5(38.5)	2(15.4)	13(100.0)
	3～4人	1(7.1)	1(7.1)	2(14.3)	1(7.1)	-(-)	10(71.4)	1(7.1)	7(50.0)	-(-)	14(100.0)
	5～8人	-(-)	1(5.6)	6(33.3)	3(16.7)	-(-)	11(61.1)	1(5.6)	9(50.0)	-(-)	18(100.0)
	9～14人	1(7.1)	3(21.4)	6(42.9)	3(21.4)	-(-)	4(28.6)	-(-)	5(35.7)	1(7.1)	14(10.00)
	15～19人	-(-)	3(17.6)	6(35.3)	5(29.4)	-(-)	9(52.9)	-(-)	4(23.5)	2(11.8)	17(100.0)
建物利用形態	工場専用	1(2.3)	5(11.4)	8(18.2)	7(15.9)	-(-)	27(61.4)	2(4.5)	15(34.1)	2(4.5)	44(100.0)
	工場・住宅併用	1(3.7)	1(3.7)	9(33.3)	5(18.5)	-(-)	14(51.9)	3(11.1)	12(44.4)	3(11.1)	27(100.0)
	工場・その他併用	-(-)	2(40.0)	3(60.0)	-(-)	-(-)	2(40.0)	-(-)	3(60.0)	-(-)	5(100.0)

從業員内訳	事業主のみ	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(33.3)	-(-)	3(100.0)	1(33.3)	3(100.0)	
	事業主、家族・親族	-(-)	-(-)	1(6.3)	1(6.3)	-(-)	14(87.5)	1(6.3)	7(43.8)	1(6.3)	16(100.0)
	事業主、家族・親族、一般従業員	1(5.9)	1(5.9)	9(52.9)	4(23.5)	-(-)	8(47.1)	-(-)	5(29.4)	2(11.8)	17(100.0)
	事業主、一般従業員	1(2.6)	7(17.9)	10(25.6)	7(17.9)	-(-)	19(48.7)	4(10.3)	15(38.5)	1(2.6)	39(100.0)
不	明	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)	1(100.0)	
合 計		2(2.6)	8(10.5)	20(26.3)	12(15.8)	-(-)	43(56.6)	5(6.6)	30(39.5)	5(6.6)	76(100.0)

2) 現状のままでは経営が成り立たないし、発展は望めないと思う

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

理由区分	工場用 地建物 面積の 拡張が 困難	施設、 設備が 老朽化	労働力 の確保 が困難	経営の近 代化、理 化が望 めない	競争業 者が増 えた	親企業な ど関連企 業が移転 した	工場騒音 など公害 問題で操 業困難	道路、交通事 情が悪化	その他	合 計	
主な製造品	ゴム・ケミカル (46.2) 関連製品 機械・金属製品 (59.4)	6 3(23.1) 19 6(18.6)	4(30.8) 7(21.9)	6(46.2) 5(15.6)	2 (15.4) 4 (12.5)	-(-)	2(15.4) 2(6.3)	-(-)	1(7.7)	13(100.0)	
そ の 他	7 (50.0)	1(7.1)	1(7.1)	3(21.4)	3 (21.4)	-(-)	-(-)	3(21.4)	2(14.3)	14(100.0)	
不 明	-(-)	1(50.0)	-(-)	1(50.0)	1 (50.0)	-(-)	1(50.0)	-(-)	-(-)	2(100.0)	
従業者数	1～2人 (47.4) 3～4人 (61.1) 5～8人 (55.6) 9～14人 (44.4) 15～99人 (50.0)	9 (47.4) 11 (61.1) 5 (55.6) 4 (44.4) 3 (50.0)	6(31.6) 1(5.6) -(-) 2(22.2) 2(33.3)	5(26.3) 3(16.7) -(-) 2(22.2) 2(33.3)	3(15.8) 2(11.1) 4(44.4) 5(55.6) 1(16.7)	2 (10.5) 2 (11.1) 4 (44.4) 2 (22.2) -(-)	1(5.3) 1(5.6) -(-) -(-) -(-)	2(10.5) 7(38.9) -(-) -(-) 1(16.7)	3(15.8) 2(11.1) -(-) -(-) -(-)	2(10.5) 1(5.6) 9(100.0) 1(11.1) 6(100.0)	
建物利用形態	工 場 専 用 (58.8) 工場・住宅併用 (47.6) 工 場・そ の 他 併用 (33.3)	20 10 2	5(14.7) 4(19.0) 2(33.3)	10(29.4) 2(9.5) -(-)	9(26.5) 6(28.6) -(-)	4 (11.8) 4 (19.0) 2 (33.3)	2(5.9) 5(23.8) -(-)	5(14.7) 4(19.0) 1(16.7)	-(-) 1(4.8) 1(16.7)	2(5.9) 21(100.0) 6(100.0)	
従業員内訳	事 業 主 のみ (50.0) 事 業 主、家 族・ 親 族 (54.5) 事 業 主、家 族・親 族、一 般 従 業 員 (56.0) 事 業 主、一 般 従 業 員 (50.0)	4 6 11 5 11	3(37.5) 3(27.3) 3(15.0) 5(22.7)	1(12.5) 4(36.4) 4(20.0) 4(18.2)	-(-) 2(18.2) (9.1) (20.0) (18.2)	1 (12.5) 1 (9.1) 4 (20.5) -(-)	1(12.5) 1(9.1) 5(20.5) 3(13.6)	1(12.5) 1(9.1) 2(10.0) 1(4.5)	2(25.0) 11(100.0) 20(100.0) 1(4.5)	8(100.0)	
合 計		32 (52.5)	11(18.0)	12(19.7)	15(24.6)	10 (16.4)	2(3.3)	10(16.4)	5(8.2)	4(6.6)	61(100.0)

II 次に事業所経営の将来についておたずねします。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

質問2 事業所用地、建物の転用・移転を考えておられますか。

転用・移転に対する考え方		考へて いない	一部したい	全部したい	不 明	合 計
区分						
事業所敷地所有形態	自己所有	30(83.3)	4(11.1)	2(5.6)	—(—)	36(100.0)
	借地	64(72.7)	9(10.2)	14(15.9)	1(1.1)	88(100.0)
	その他	4(50.0)	—(—)	4(50.0)	—(—)	8(100.0)
	不明	7(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	7(100.0)
事業所建物所有形態	自己所有	51(85.0)	6(10.0)	3(5.0)	—(—)	60(100.0)
	借家	48(69.6)	7(10.1)	13(18.8)	1(1.4)	69(100.0)
	その他	5(55.6)	—(—)	4(44.4)	—(—)	9(100.0)
	不明	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
建物利用形態	工場専用	62(77.5)	6(7.5)	11(13.8)	1(1.3)	80(100.0)
	工場・住宅併用	34(70.8)	7(14.6)	7(14.6)	—(—)	48(100.0)
	工場・その他併用	9(81.8)	—(—)	2(18.2)	—(—)	11(100.0)
合 計		105(75.5)	13(9.4)	20(14.4)	1(0.7)	139(100.0)

2) 一部転用・移転したい

3) 全部転用・移転したい

副問1. 転用・移転後の事業所用地、建物についてどのようにお考えですか。

最もそうしたいと思われるものに1つだけ○印をつけて下さい。

転用・移転後の事業所用地 区分		工場を 拡張併用	工場を 住宅併用	工場・飲食店等の併用	一戸建てや長住宅を建設	中高層住宅を建設	駐車場	商業施設	製造業事業所	公共施設	その他	決まってない	不明	合 計
事業所敷地所有形態	自己所有	3 (50.0)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (16.7)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (16.7)	1 (16.7)	—(—)	6 (100.0)
	借地	4 (17.4)	2 (8.7)	1 (4.3)	1 (4.3)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	7 (30.4)	—(—)	—(—)	2 (26.1)	2 (8.7) 23 (100.0)
	その他	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2 (50.0)	1 (25.0)	—(—)	4 (100.0)
	不明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
事業所建物所有形態	自己所有	3 (33.3)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (11.1)	—(—)	—(—)	2 (22.2)	—(—)	1 (11.1)	2 (22.2)	—(—)	9 (100.0)
	借家	4 (20.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	—(—)	—(—)	—(—)	5 (25.0)	—(—)	5 (25.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	20 (100.0)
	その他	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)

建 物 利 用 形 態	工 場 専 用	2 (11.8)	1 (5.9)	—(—)	1 (5.9)	—(—)	— (—)	— (—)	3 (17.6)	— (—)	2 (11.8)	6 (35.3)	2 (11.8)	17 (100.0)
	工場・住宅併用	5 (35.7)	2 (14.3)	—(—)	—(—)	1 (7.1)	—(—)	— (—)	4 (28.6)	— (—)	1 (7.1)	1 (7.1)	—(—) (100.0)	14 (100.0)
	工場・その他併用	—(—)	—(—)	1 (50.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (50.0)	2 (100.0)
合 計		7 (21.2)	3 (9.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	1 (3.0)	— (—)	— (—)	7 (21.2)	— (—)	3 (9.1)	8 (24.2)	2 (6.1)	33 (100.0)

質問3. 今後事業所経営を続けるにあたって、この地域の現況についてどのようにお考えですか。

区 分	地 域 の 現 態	経 営 の 見 通	経 営 に は そ れ ほ ど 影 韻 な い	現 状 で 経 営 の 発 展 も 可 能	公 的 施 策 で 経 営 の 発 展 が 望 め る	そ の 他	不 明	合 計
主 な 製 造 品	ゴム・ケミカルシユーズ関連製品	4(12.5)	17(53.1)	1(3.1)	9(28.1)	—(—)	1(3.1)	32(100.0)
	機械金属製品	8(11.4)	29(41.4)	17(24.3)	13(18.6)	3(4.3)	—(—)	70(100.0)
	その他の	5(14.7)	17(50.0)	6(17.6)	4(11.8)	1(2.9)	1(2.9)	34(100.0)
	不明	—(—)	3(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	3(100.0)
従 業 者 数	1 ~ 2人	6(18.8)	12(37.5)	9(28.1)	4(12.5)	1(3.1)	—(—)	32(100.0)
	3 ~ 4人	4(12.1)	15(45.5)	3(9.1)	9(27.3)	1(3.0)	1(3.0)	33(100.0)
	5 ~ 8人	3(11.1)	14(51.9)	4(14.8)	5(18.5)	1(3.7)	—(—)	27(100.0)
	9 ~ 14人	1(4.3)	10(43.5)	5(21.7)	6(26.1)	1(4.3)	—(—)	23(100.0)
	15 ~ 99人	3(12.5)	15(62.5)	3(12.5)	2(8.3)	—(—)	1(4.2)	24(100.0)
従 業 員 内 訳	事 業 主 のみ	3(27.3)	4(36.4)	2(18.2)	2(18.2)	—(—)	—(—)	11(100.0)
	事業主、家族・親族	3(11.1)	11(40.7)	8(29.6)	3(11.1)	2(7.4)	—(—)	27(100.0)
	事業主、家族・親族、一般従業員	6(15.8)	21(55.3)	4(10.5)	5(13.2)	1(2.6)	1(2.6)	38(100.0)
	事業主、一般従業員	5(8.1)	29(46.8)	10(16.1)	16(25.8)	1(1.6)	1(1.6)	62(100.0)
	不明	—(—)	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
合 計		17(12.2)	66(47.5)	24(17.3)	26(18.7)	4(2.9)	2(1.4)	139(100.0)

III 最後に事業主の家計収入についておたずねします。

あてはまる番号の全てに○印をつけて下さい。

質問4. この事業所（法人・個人その他とも）以外にも収入の道はありますか。

区分		家計収入 事業所収入のみ	分工場・支店から の収入がある	事業所経営外収入 がある	他の家族の 収入がある	家賃・利子など他の収 入がある	合 計
従業者数	1 ~ 2人	29(90.6)	-(-)	-(-)	1(3.1)	2(6.3)	32(100.0)
	3 ~ 4人	25(75.8)	2(6.1)	-(-)	3(9.1)	3(9.1)	33(100.0)
	5 ~ 8人	23(85.2)	2(7.4)	1(3.7)	-(-)	2(7.4)	27(100.0)
	9 ~ 14人	23(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	23(100.0)
	15 ~ 99人	20(83.3)	2(8.3)	2(8.3)	-(-)	-(-)	24(100.0)
従業員内訳	事業主のみ	11(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	11(100.0)
	事業主・家族・親族	24(88.9)	-(-)	-(-)	2(7.4)	1(3.7)	27(100.0)
	事業主・家族・親族 一般従業員	34(89.5)	-(-)	2(5.3)	-(-)	2(5.3)	38(100.0)
	事業主・一般従業員	50(80.6)	6(9.7)	1(1.6)	2(3.2)	4(6.5)	62(100.0)
	不明	1(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(100.0)
合 計		120(86.3)	6(4.3)	3(2.2)	4(2.9)	7(5.0)	139(100.0)

(B 小売業)

1. 当地で開業の時期

区分		開業時期	昭和14年以前	15~26年	27~32年	33~41年	42~55年	不 明	合 計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	8(16.3)	10(20.4)	11(22.4)	9(18.4)	10(20.4)	1(2.0)	49(100.0)	
	衣料など身のまわり品	1(5.9)	4(23.5)	4(23.5)	2(11.8)	4(23.5)	2(11.8)	17(100.0)	
	家具、電化製品など	1(20.0)	2(40.0)	-(-)	1(20.0)	1(20.0)	-(-)	5(100.0)	
	その他の	19(26.0)	14(19.2)	11(15.1)	13(17.8)	13(17.8)	3(4.1)	73(100.0)	
	不明	1(33.3)	-(-)	-(-)	-(-)	1(33.3)	1(33.3)	3(100.0)	
従業者数	1 人	2(10.0)	2(10.0)	2(10.0)	6(30.0)	6(30.0)	2(10.0)	20(100.0)	
	2 人	12(16.7)	11(15.3)	18(25.0)	8(11.1)	19(26.4)	4(5.6)	72(100.0)	
	3 人	6(21.4)	8(28.6)	5(17.9)	6(21.4)	2(7.1)	1(3.6)	28(100.0)	
	4 ~ 5 人	5(35.7)	2(14.3)	1(7.1)	4(28.6)	2(14.3)	-(-)	14(100.0)	
	6 ~ 9 9 人	5(38.5)	7(53.8)	-(-)	1(7.7)	-(-)	-(-)	13(100.0)	
従業員内訳	事業主のみ	3(14.3)	2(9.5)	2(9.5)	6(28.6)	6(28.6)	2(9.5)	21(100.0)	
	事業主・家族・親族	21(21.6)	19(19.6)	21(21.6)	12(12.4)	20(20.6)	4(4.1)	97(100.0)	
	事業主・家族・親族, 一般従業員	4(20.0)	5(25.0)	3(15.0)	6(30.0)	2(10.0)	-(-)	20(100.0)	
	事業主・一般従業員	2(22.2)	4(44.4)	-(-)	1(11.1)	1(11.1)	1(11.1)	9(100.0)	
	合 計	30(20.4)	30(20.4)	26(17.7)	25(17.0)	29(19.7)	7(4.8)	147(100.0)	

2. 取り扱い品目

区分		取り扱い品目	魚、野菜など食料品	衣料など身のまわり品	家具、電化製品など	その他の	不明	合計
経営形態	株式等法人	7(25.9)	2(7.4)	2(7.4)	15(55.6)	1(3.7)	27(100.0)	
	個人	39(33.9)	15(13.0)	3(2.6)	56(48.7)	2(1.7)	115(100.0)	
	その他	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	
	不明	3(60.0)	—(—)	—(—)	2(40.0)	—(—)	5(100.0)	
従業者数	1人	4(20.0)	3(15.0)	—(—)	12(60.0)	1(5.0)	20(100.0)	
	2人	25(34.7)	11(15.3)	2(2.8)	33(45.8)	1(1.4)	72(100.0)	
	3人	10(35.7)	3(10.7)	—(—)	15(53.6)	—(—)	28(100.0)	
	4～5人	7(50.0)	—(—)	1(7.1)	5(35.7)	1(7.1)	14(100.0)	
	6～99人	3(23.1)	—(—)	2(15.4)	8(61.5)	—(—)	13(100.0)	
	0～15㎡	12(35.3)	4(11.8)	—(—)	16(47.1)	2(5.9)	34(100.0)	
店舗敷地面積	16～22㎡	11(35.5)	4(12.9)	—(—)	16(51.6)	—(—)	31(100.0)	
	23～31㎡	11(47.8)	5(21.7)	—(—)	7(30.4)	—(—)	23(100.0)	
	32～49㎡	9(30.0)	3(10.0)	3(10.0)	15(50.0)	—(—)	30(100.0)	
	50～999㎡	6(20.7)	1(3.4)	2(6.9)	19(65.5)	1(3.4)	29(100.0)	
	0～14㎡	10(33.3)	3(10.0)	—(—)	16(53.3)	1(3.3)	30(100.0)	
店舗延床面積	15～20㎡	13(40.6)	5(15.6)	—(—)	13(40.6)	1(3.1)	32(100.0)	
	21～30㎡	9(34.6)	4(15.4)	—(—)	13(50.0)	—(—)	26(100.0)	
	31～49㎡	10(28.6)	4(11.4)	3(8.6)	18(51.4)	—(—)	35(100.0)	
	50～999㎡	7(29.2)	1(4.2)	2(8.3)	13(54.2)	1(4.2)	24(100.0)	
	事業主のみ	4(19.0)	3(14.3)	1(4.8)	12(57.1)	1(4.8)	21(100.0)	
従業員内訳	事業主、家族・親族	35(36.1)	11(11.3)	2(2.1)	47(48.5)	2(2.1)	97(100.0)	
	事業主、家族・親族、一般従業員	8(40.0)	1(5.0)	2(10.0)	9(45.0)	—(—)	20(100.0)	
	事業主、一般従業員	2(22.2)	2(22.2)	—(—)	5(55.6)	—(—)	9(100.0)	
	合計	49(33.3)	17(11.6)	5(3.4)	73(49.7)	3(2.0)	147(100.0)	

4. 従業者数

従業者数 経営形態	1人	2人	3人	4~5人	6~99人	合計
株式等法人	—(—)	5(18.5)	5(18.5)	6(22.2)	11(40.7)	27(100.0)
個人	19(16.5)	64(55.7)	23(20.0)	7(6.1)	2(1.7)	115(100.0)
その他	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
不明	1(20.0)	3(60.0)	—(—)	1(20.0)	—(—)	5(100.0)
合計	20(13.6)	72(49.0)	28(19.0)	14(9.5)	13(8.8)	147(100.0)

5. 店舗敷地面積

店舗敷地面積 区分		0~15m ²	16~22m ²	23~31m ²	32~49m ²	50~999m ²	合計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	12(24.5)	11(22.4)	11(22.4)	9(18.4)	6(12.2)	49(100.0)
	衣料など身のまわり品	4(23.5)	4(23.5)	5(29.4)	3(17.6)	1(5.9)	17(100.0)
	家具、電化製品など	—(—)	—(—)	—(—)	3(60.0)	2(40.0)	5(100.0)
	その他の	16(21.9)	16(21.9)	7(9.6)	15(20.5)	19(26.0)	73(100.0)
	不明	2(66.7)	—(—)	—(—)	—(—)	1(33.3)	3(100.0)
建物利用形態	店舗専用	10(34.5)	6(20.7)	2(6.9)	4(13.8)	7(24.1)	29(100.0)
	店舗・住宅併用	23(20.2)	23(20.2)	21(18.4)	26(22.8)	21(18.4)	114(100.0)
	店舗・その他併用	1(25.0)	2(50.0)	—(—)	—(—)	1(25.0)	4(100.0)
合計		34(23.1)	31(21.1)	23(15.6)	30(20.4)	29(19.7)	147(100.0)

6. 店舗敷地所有形態

店舗敷地所有形態 区分		自己所有	借地	その他	不明	合計
開業時期	昭和14年以前	22(73.3)	7(23.3)	—(—)	1(3.3)	30(100.0)
	15~26年	21(70.0)	9(30.0)	—(—)	—(—)	30(100.0)
	27~32年	15(57.7)	10(38.5)	—(—)	1(3.8)	26(100.0)
	33~41年	9(36.0)	13(52.0)	1(4.0)	2(8.0)	25(100.0)
	42~55年	9(31.0)	17(58.6)	2(6.9)	1(3.4)	29(100.0)
	不明	6(85.7)	1(14.3)	—(—)	—(—)	7(100.0)

区分		店舗敷地所有形態	自己所有	借地	その他	不明	合計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	34(69.4)	13(26.5)	1(2.0)	1(2.0)	49(100.0)	
	衣料など身のまわり品	7(41.2)	8(47.1)	1(5.9)	1(5.9)	17(100.0)	
	家具、電化製品など	3(60.0)	2(40.0)	—(—)	—(—)	5(100.0)	
	その他の	37(50.7)	33(45.2)	1(1.4)	2(2.7)	73(100.0)	
	不明	1(33.3)	1(33.3)	—(—)	1(33.3)	3(100.0)	
建物利用形態	店舗専用	9(31.0)	19(65.5)	1(3.4)	—(—)	29(100.0)	
	店舗・住宅併用	71(62.3)	37(32.5)	2(1.8)	4(3.5)	114(100.0)	
	店舗・その他併用	2(50.0)	1(25.0)	—(—)	1(25.0)	4(100.0)	
合計		82(55.8)	57(38.8)	3(2.0)	5(3.4)	147(100.0)	

7. 店舗の延床面積

店舗延床面積		0~14m ²	15~20m ²	21~30m ²	31~49m ²	50~999m ²	合計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	10(20.4)	13(26.5)	9(18.4)	10(20.4)	7(14.3)	49(100.0)
	衣料など身のまわり品	3(17.6)	5(29.4)	4(23.5)	4(23.5)	1(5.9)	17(100.0)
	家具、電化製品など	—(—)	—(—)	—(—)	3(60.0)	2(40.0)	5(100.0)
	その他の	16(21.9)	13(17.8)	13(17.8)	18(24.7)	13(17.8)	73(100.0)
	不明	1(33.3)	1(33.3)	—(—)	—(—)	1(33.3)	3(100.0)
合計		30(20.4)	32(21.8)	26(17.7)	35(23.8)	24(16.3)	147(100.0)

9. 建物の利用形態

建物利用形態		店舗専用	店舗・住宅併用	店舗・その他併用	合計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	8(16.3)	40(81.6)	1(2.0)	49(100.0)
	衣料など身のまわり品	4(23.5)	13(76.5)	—(—)	17(100.0)
	家具、電化製品など	3(60.0)	2(40.0)	—(—)	5(100.0)
	その他の	12(16.4)	58(79.5)	3(4.1)	73(100.0)
	不明	2(66.7)	1(33.3)	—(—)	3(100.0)

建物利用形態		店舗専用	店舗・住宅併用	店舗・その他用	合計
区分					
従業者数	1人	4(20.0)	15(75.0)	1(5.0)	20(100.0)
	2人	13(18.1)	57(79.2)	2(2.8)	72(100.0)
	3人	4(14.3)	24(85.7)	—(—)	28(100.0)
	4～5人	3(21.4)	10(71.4)	1(7.1)	14(100.0)
	6～9人	5(38.5)	8(61.5)	—(—)	13(100.0)
	合計	29(19.7)	114(77.6)	4(2.7)	147(100.0)
店舗敷地所有形態	自己所有	9(11.0)	71(86.6)	2(2.4)	82(100.0)
	借地	19(33.3)	37(64.9)	1(1.8)	57(100.0)
	その他	1(33.3)	2(66.7)	—(—)	3(100.0)
	不明	—(—)	4(80.0)	1(20.0)	5(100.0)

10. 従業員の内訳

従業員内訳		事業主のみ	事業主 家族・親族	事業主、家庭 ・親族、一般従業員	事業主 一般従業員	合計
区分						
開業時期	昭和14年以前	3(10.0)	21(70.0)	4(13.3)	2(6.7)	30(100.0)
	15～26年	2(6.7)	19(63.3)	5(16.7)	4(13.3)	30(100.0)
	27～32年	2(7.7)	21(80.8)	3(11.5)	—(—)	26(100.0)
	33～41年	6(24.0)	12(48.0)	6(24.0)	1(4.0)	25(100.0)
	42～55年	6(20.7)	20(69.0)	2(6.9)	1(3.4)	29(100.0)
	不明	2(28.6)	4(57.1)	—(—)	1(14.3)	7(100.0)
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	4(8.2)	35(71.4)	8(16.3)	2(4.1)	49(100.0)
	衣料など身のまわり品	3(17.6)	11(64.7)	1(5.9)	2(11.8)	17(100.0)
	家具、電化製品など	1(20.0)	2(40.0)	2(40.0)	—(—)	5(100.0)
	その他	12(16.4)	47(64.4)	9(12.3)	5(6.8)	73(100.0)
	不明	1(33.3)	2(66.7)	—(—)	—(—)	3(100.0)
	合計	21(14.3)	97(66.0)	20(13.6)	9(6.1)	147(100.0)

I はじめに、店舗経営の現状についておたずねします、（この場合、景気変化の好・不況は考慮しないでください）

質問1. この地域での店舗経営はどちらかといえば

区 分		経 営 の 現 状	十分経営が成り立つし、発展も望める	経営が成り立たないし、発展はない	合 計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	13(26.5)	36(73.5)	49(100.0)	
	衣料など身のまわり品	1(5.9)	16(94.1)	17(100.0)	
	家具、電化製品など	2(40.0)	3(60.0)	5(100.0)	
	そ の 他	23(31.5)	50(68.5)	73(100.0)	
	不 明	1(33.3)	2(66.7)	3(100.0)	
経営形態	株 式 等 法 人	9(33.3)	18(66.7)	27(100.0)	
	個 人	31(27.0)	84(73.0)	115(100.0)	
	そ の 他	—(—)	—(—)	—(—)	
	不 明	—(—)	5(100.0)	5(100.0)	
従業者数	1 人	4(20.0)	16(80.0)	20(100.0)	
	2 人	20(27.8)	52(72.2)	72(100.0)	
	3 人	7(25.0)	21(75.0)	28(100.0)	
	4 ～ 5 人	2(14.3)	12(85.7)	14(100.0)	
	6 ～ 9 9 人	7(53.8)	6(46.2)	13(100.0)	
従業員内訳	事 業 主 の み	5(23.8)	16(76.2)	21(100.0)	
	事 業 主、家 族・親 族	25(25.8)	72(74.2)	97(100.0)	
	事 業 主、家 族・親 族、一 般 従 業 員	6(30.0)	14(70.0)	20(100.0)	
	事 業 主、一 般 従 業 員	4(44.4)	5(55.6)	9(100.0)	
合 計		40(27.2)	107(72.8)	147(100.0)	

1) 現状のままで十分経営が成り立つし、発展も望めると思う

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

理由 区分		店舗面積の拡張ができる	施設、設備の改善ができる	労働力の確保が容易	経営の改善、合理化が望め	競争業者が移転した	取引関連事業者が近くにある	商圏人口が増加	道路、交通事情がよい	その他	合計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	—(—)	2 (15.4)	—(—)	1(7.7)	—(—)	4 (30.8)	7(53.8)	8(61.5)	1(7.7)	13 (100.0)
	衣料など身のまわり品	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)	—(—)	—(—)	1 (100.0)
	家具、電化製品など	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (50.0)	1(50.0)	1(50.0)	—(—)	2 (100.0)
	その他の	1(4.3)	2(8.7)	2(8.7)	1(4.3)	—(—)	5 (21.7)	5(21.7)	12(52.2)	1(4.3)	23 (100.0)
	不明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)	—(—)	—(—)	1 (100.0)
従業者数	1人	1 (25.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (25.0)	—(—)	2(50.0)	—(—)	4 (100.0)
	2人	—(—)	3 (15.0)	2 (10.0)	—(—)	—(—)	4 (20.0)	9(45.0)	11(55.0)	1(5.0)	20 (100.0)
	3人	—(—)	—(—)	—(—)	1 (14.3)	—(—)	2 (28.6)	3(42.9)	2(28.6)	1 (14.3)	7 (100.0)
	4～5人	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (50.0)	1(50.0)	—(—)	2 (100.0)	2 (100.0)
	6～99人	—(—)	1 (14.3)	—(—)	4 (14.3)	—(—)	2 (28.6)	1(14.3)	5(71.4)	—(—)	7 (100.0)
建物利用形態	店舗専用	—(—)	1(7.7)	2 (15.4)	1(7.7)	—(—)	3 (23.1)	5(38.5)	7(53.8)	—(—)	13 (100.0)
	店舗・住宅併用	1(4.0)	3 (12.0)	—(—)	1(4.0)	—(—)	7 (28.0)	9(36.0)	13(52.0)	2(8.0)	25 (100.0)
	店舗その他併用	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2 (100.0)	—(—)	2 (100.0)
従業員内訳	事業主のみ	1 (20.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2 (40.0)	—(—)	2(40.0)	—(—)	5 (100.0)
	事業主、家族・親族	—(—)	3 (12.0)	2(8.0)	—(—)	—(—)	5 (20.0)	12(48.0)	13(52.0)	2(8.0)	25 (100.0)
	事業主、家族・親族、一般従業員	—(—)	1 (16.7)	—(—)	—(—)	—(—)	3 (50.0)	2(33.3)	5(83.3)	—(—)	6 (100.0)
	事業主、一般従業員	—(—)	—(—)	—(—)	2 (50.0)	—(—)	—(—)	—(—)	2(50.0)	—(—)	4 (100.0)
合計		1(2.5)	4 (10.0)	2(5.0)	2(5.0)	—(—)	10 (25.0)	14(35.0)	22(55.0)	2(5.0)	40 (100.0)

2) 現状のままでは経営が成り立たないし、発展は望めないと思う

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

理由		店舗面積の拡張が困難	施設、設備が老朽化	労働力の確保が困難	経営の改善、合理化が望めない	競争業者が増えた	取引関連企業が移転した	商団人口減少	道路、交通事情が悪化	その他	合計
区分											
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	5 (13.9)	8 (22.2)	2(5.6)	7 (19.4)	11 (30.6)	3(8.3)	18(50.0)	4(11.1)	4 (11.1)	36 (100.0)
	衣料など身のまわり品	1(6.3)	3 (18.8)	—(—)	2 (12.5)	4 (25.0)	1(6.3)	13(81.3)	2(12.5)	—(—)	16 (100.0)
	家具、電化製品など	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2 (66.7)	—(—)	2(66.7)	—(—)	1 (33.3)	3 (100.0)
	その他	9 (18.0)	8 (16.0)	5 (10.0)	4(8.0)	13 (26.0)	7 (14.0)	27(54.0)	4(8.0)	3(6.0)	50 (100.0)
	不明	1 (50.0)	—(—)	1 (50.0)	—(—)	1 (50.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2 (100.0)
従業者数	1人	2 (12.5)	3 (18.8)	3 (18.8)	1(6.3)	6 (37.5)	3 (18.8)	7(43.8)	—(—)	—(—)	16 (100.0)
	2人	8 (15.4)	9 (17.3)	3(5.8)	8 (15.4)	13 (25.0)	4(7.7)	30(57.7)	4(7.7)	7 (13.5)	52 (100.0)
	3人	2(9.5)	5 (23.8)	—(—)	3 (14.3)	5 (23.8)	2(9.5)	14(66.7)	3(14.3)	1(4.8)	21 (100.0)
	4～5人	2 (16.7)	1(8.3)	1(8.3)	—(—)	4 (33.3)	2 (16.7)	8(66.7)	3(25.0)	—(—)	12 (100.0)
	6～99人	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	3 (50.0)	—(—)	1(16.7)	—(—)	—(—)	6 (100.0)
	建物利用形態	店舗専用	6 (37.5)	3 (18.8)	1(6.3)	4 (25.0)	2 (12.5)	2 (12.5)	7(43.8)	—(—)	—(—)
従業員内訳	店舗・住宅併用	10 (11.2)	16 (18.0)	7(7.9)	9 (10.1)	29 (32.6)	9 (10.1)	52(58.4)	9(10.1)	7(7.9)	89 (100.0)
	店舗その他併用	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(50.0)	1(50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
	事業主のみ	2 (12.5)	3 (18.8)	3 (18.8)	1(6.3)	6 (37.5)	3 (18.8)	7(43.8)	—(—)	—(—)	16 (100.0)
	事業主、家族・親族	12 (16.7)	13 (18.1)	4(5.6)	10 (13.9)	19 (26.4)	7(9.7)	42(58.3)	6(8.3)	8 (11.1)	72 (100.0)
従業員内訳	事業主、家族・親族、一般従業員	1(7.1)	2 (14.3)	—(—)	1(7.1)	6 (42.9)	1(7.1)	7(50.0)	3(21.4)	—(—)	14 (100.0)
	事業主、一般従業員	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	—(—)	—(—)	4(80.0)	1(20.0)	—(—)	5 (100.0)
合計		16 (15.0)	19 (17.8)	8(7.5)	13 (12.1)	31 (29.0)	11 (10.3)	60(56.1)	10(9.3)	8(7.5)	107 (100.0)

II 次に店舗経営の将来についておたずねします。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

質問2 店舗用地、建物の転用・移転を考えておられますか。

転用・移転に対する考え方		考えていない	一部したい	全部したい	合計
区分					
店舗敷地所有形態	自己所有	67(81.7)	9(11.0)	6(7.3)	82(100.0)
	借地	46(80.7)	4(7.0)	7(12.3)	57(100.0)
	その他の 不明	2(66.7)	1(33.3)	—(—)	3(100.0)
	不	3(60.0)	1(20.0)	1(20.0)	5(100.0)
店舗所有形態	自己所有家	83(84.7)	9(9.2)	6(6.1)	98(100.0)
	借 そ の 他	34(75.6)	4(8.9)	7(15.6)	45(100.0)
	不明	1(50.0)	1(50.0)	—(—)	2(100.0)
	不	—(—)	1(50.0)	1(50.0)	2(100.0)
建物利用形態	店舗専用	22(75.9)	2(6.9)	5(17.2)	29(100.0)
	店舗・住宅併用	94(82.5)	12(10.5)	8(7.0)	114(100.0)
	店舗・その他併用	2(50.0)	1(25.0)	1(25.0)	4(100.0)
合計		118(80.3)	15(10.2)	14(9.5)	147(100.0)

2) 一部転用・移転したい

3) 全部転用・移転したい

→副問1 転用・移転後の事業所用地、建物についてどのようにお考えですか。

最もそうしたいと思われるものに1つだけ○印をつけて下さい。

転用・移転後の 事業所用地、 建物		店舗を 改張、 住宅の 併用	店舗・ 飲食店 等の併用	一戸建 てや長 屋を建 設	共同住 宅を建 設	駐車 場	他の商 業施設事 務所	製造 業施設事 務所	公共 施設	その他	決ま っていな い	不明	合計
区分													
店舗敷地所有形態	自己所有	7 (46.7)	—(—)	1(6.7)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	4 (26.7)	3 (20.0)	15 (100.0)
	借地	2 (18.2)	2 (18.2)	—(—)	1(9.1)	1(9.1)	—(—)	1(9.1)	—(—)	—(—)	3 (27.3)	1(9.1)	11 (100.0)
	その他の 不明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (100.0)
	不	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2 (100.0)

転用・移転後の事業所用地、建物区分		店舗を改修、改築する	店舗・住宅の併用	店舗・飲食店の併用	一戸建てや長屋を建設	共同住宅を建設	駐車場	他の商業施設	製造業事務所	公共施設	その他	決まってない	不明	合計
店舗所有形態	自己所有	7(46.7)	—(—)	1(6.7)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(6.7)	(20.0)	3(20.0)	3(100.0)
	借家	2(18.2)	2(18.2)	—(—)	1(9.1)	1(9.1)	—(—)	1(9.1)	—(—)	—(—)	2(18.2)	(18.2)	—(—)	11(100.0)
	その他の明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
	不明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	(50.0)	1(50.0)	2(100.0)
建物利用形態	店舗専用	1(14.3)	2(28.6)	—(—)	—(—)	1(14.3)	—(—)	1(14.3)	—(—)	—(—)	—(—)	(14.3)	1(14.3)	7(100.0)
	店舗・住宅併用	8(40.0)	—(—)	2(10.0)	1(5.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2(10.0)	(25.0)	5(25.0)	2(10.0)
	店舗・その他併用	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	(50.1)	—(—)	1(50.0)
合 計		9(31.0)	2(6.9)	2(6.9)	1(3.4)	1(3.4)	—(—)	1(3.4)	—(—)	—(—)	3(10.3)	(20.7)	6(13.8)	4(100.0)

質問3 今後店舗経営を続けるにあたって、この地域の現況についてどのようにお考えですか。

地域の現況		経営の見通しが暗い	経営にはそれほど影響がない	現状で経営の発展も可能	公的施策で経営の発展が望める	その他の	合計
取り扱い品目	魚、野菜など食料品	19(38.8)	5(10.2)	7(14.3)	17(34.7)	1(2.0)	49(100.0)
	衣料など身のまわり品	9(52.9)	1(5.9)	—(—)	6(35.3)	1(5.9)	17(100.0)
	家具、電化製品など	2(40.0)	—(—)	—(—)	2(40.0)	1(20.0)	5(100.0)
	その他の明	26(35.6)	18(24.7)	9(12.3)	18(24.7)	2(2.7)	73(100.0)
従業者数		—(—)	1(33.3)	2(66.7)	—(—)	—(—)	3(100.0)
従業員内訳	1人	10(50.0)	5(25.0)	2(10.0)	3(15.0)	—(—)	20(100.0)
	2人	25(34.7)	11(15.3)	7(9.7)	25(34.7)	4(5.6)	72(100.0)
	3人	9(32.1)	4(14.3)	5(17.9)	10(35.7)	—(—)	28(100.0)
	4～5人	5(35.7)	1(7.1)	3(21.4)	4(28.6)	1(7.1)	14(100.0)
	6～99人	7(53.8)	4(30.8)	1(7.7)	1(7.7)	—(—)	13(100.0)
合 計		56(38.1)	25(17.0)	18(12.2)	43(29.3)	5(3.4)	147(100.0)

III 最後に商店主の家計収入についておたずねします。

あてはまる番号の全てに○印をつけて下さい。

質問4 この店舗(法人・個人その他とも)以外にも収入の道はありますか。

家計収入 区分		店舗収入 のみ	分店・支店 からの収入 がある	店舗営業 外収入が ある	他の家族 の収入が ある	家賃、利子 など他の収 入がある	合 計
従業者数	1 人	10(50.0)	—(—)	1(5.0)	5(25.0)	4(20.0)	20(100.0)
	2 人	49(68.1)	5(6.9)	—(—)	12(16.7)	6(8.3)	72(100.0)
	3 人	18(64.3)	1(3.6)	1(3.6)	4(14.3)	5(17.9)	28(100.0)
	4 ~ 5 人	10(71.4)	1(7.1)	—(—)	1(7.1)	2(14.3)	14(100.0)
	6 ~ 9 9 人	6(46.2)	2(15.4)	2(15.4)	—(—)	3(23.1)	13(100.0)
従業員内訳	事業主のみ	10(47.6)	—(—)	2(9.5)	5(23.8)	4(19.0)	21(100.0)
	事業主、家族・親族	67(69.1)	6(6.2)	1(1.0)	15(15.5)	9(9.3)	97(100.0)
	事業主、家族・親族、一般従業員	13(65.0)	1(5.0)	1(5.0)	1(5.0)	4(20.0)	20(100.0)
	事業主、一般従業員	3(33.3)	2(22.2)	—(—)	1(11.1)	3(33.3)	9(100.0)
	合 計	93(63.3)	9(6.1)	4(2.7)	22(15.0)	20(13.6)	147(100.0)

(C 飲食店・サービス業)

1 当地で開業の時期

開業時期 区分		昭和 28年以前	29~36年	37~44年	45~50年	51~55年	不 明	合 計
業種	喫茶・軽食	6(16.2)	7(18.9)	4(10.8)	10(27.0)	10(27.0)	—(—)	37(100.0)
	一般食堂	6(17.1)	8(22.9)	5(14.3)	5(14.3)	10(28.6)	1(2.9)	35(100.0)
	工務店、各種整備・修理	5(29.4)	1(5.9)	5(29.4)	4(23.5)	2(11.8)	—(—)	17(100.0)
	洗たく、理・美容など	3(11.1)	9(33.3)	7(25.9)	5(18.5)	3(11.1)	—(—)	27(100.0)
	駐車場	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)	—(—)	1(100.0)
	その他の	5(19.2)	6(23.1)	5(19.2)	7(26.9)	3(11.5)	—(—)	26(100.0)
	不明	1(50.0)	—(—)	1(50.0)	—(—)	—(—)	—(—)	2(100.0)
従業者数	1 人	2(9.1)	4(18.2)	5(22.7)	4(18.2)	7(31.8)	—(—)	22(100.0)
	2 人	4(7.5)	14(26.4)	9(17.0)	8(15.1)	17(32.1)	1(1.9)	53(100.0)
	3 人	6(20.7)	6(20.7)	5(17.2)	11(37.9)	1(3.4)	—(—)	29(100.0)
	4 人	5(29.4)	5(29.4)	1(5.9)	4(23.5)	2(11.8)	—(—)	17(100.0)
	5 ~ 9 9 人	9(37.5)	2(8.3)	7(29.2)	4(16.7)	2(8.3)	—(—)	24(100.0)

開業時期 区分		昭和 28年以前	29~36年	37~44年	45~50年	51~55年	不明	合計
従業員内訳	事業主のみ	2(9.1)	4(18.2)	5(22.7)	4(18.2)	7(31.8)	-(-)	22(100.0)
	事業主、家族・親族	7(11.9)	19(32.2)	11(18.6)	8(13.6)	13(22.0)	1(1.7)	59(100.0)
	事業主、家族・親族、一般従業員	9(32.1)	7(25.0)	4(14.3)	7(25.0)	1(3.6)	-(-)	28(100.0)
	事業主、一般従業員	8(22.2)	1(2.8)	7(19.4)	12(33.3)	8(22.2)	-(-)	36(100.0)
	合 計	26(17.9)	31(21.4)	27(18.6)	31(21.4)	29(20.0)	1(0.7)	145(100.0)

2. 業 種

業種 区分		喫茶・ 軽食	一般食堂	工務店 各種整備 ・修理	洗たく, 理・美容	駐車場	その他	不明	合計	
経営形態	株式等法人	1(4.5)	6(27.3)	5(22.7)	2(9.1)	-(-)	8(36.4)	-(-)	22(100.0)	
	個人	35(30.4)	27(23.5)	12(10.4)	25(21.7)	1(0.9)	13(11.3)	2(1.7)	115(100.0)	
	その他	-(-)	1(33.3)	-(-)	-(-)	-(-)	2(66.7)	-(-)	3(100.0)	
	不明	1(20.0)	1(20.0)	-(-)	-(-)	-(-)	3(60.0)	-(-)	5(100.0)	
	合 計	4(18.2)	4(18.2)	3(13.6)	6(27.3)	1(4.5)	3(13.6)	1(4.5)	22(100.0)	
従業者数	1人	17(32.1)	14(26.4)	6(11.3)	11(20.8)	-(-)	5(9.4)	-(-)	53(100.0)	
	2人	8(27.6)	8(27.6)	2(6.9)	4(13.8)	-(-)	7(24.1)	-(-)	29(100.0)	
	3人	4(23.5)	4(23.5)	2(11.8)	5(29.4)	-(-)	2(11.8)	-(-)	17(100.0)	
	4人	4(16.7)	5(20.8)	4(16.7)	1(4.2)	-(-)	9(37.5)	1(4.2)	24(100.0)	
	5 ~ 9 9 人	0 ~ 2 0 m ²	5(17.9)	6(21.4)	6(32.1)	-(-)	2(7.1)	-(-)	28(100.0)	
事業所敷地面積	2.1 ~ 3.0 m ²	8(29.6)	7(25.9)	3(11.1)	4(14.8)	-(-)	4(14.8)	1(3.7)	27(100.0)	
	3.1 ~ 3.9 m ²	12(41.4)	10(34.5)	-(-)	3(10.3)	-(-)	4(13.8)	-(-)	29(100.0)	
	4.0 ~ 6.5 m ²	8(25.8)	9(29.0)	5(16.1)	5(16.1)	-(-)	3(9.7)	1(3.2)	31(100.0)	
	6.6 ~ 9.9 m ²	4(13.3)	3(10.0)	3(10.0)	6(20.0)	1(3.3)	13(43.3)	-(-)	30(100.0)	
	合 計	5(16.1)	7(22.6)	6(19.4)	10(32.3)	-(-)	3(9.7)	-(-)	31(100.0)	
事業所建物延床面積	0 ~ 2 0 m ²	8(29.6)	8(29.6)	3(11.1)	2(7.4)	-(-)	5(18.5)	1(3.7)	27(100.0)	
	2.1 ~ 3.0 m ²	7(25.9)	10(37.0)	1(3.7)	3(11.1)	-(-)	6(22.2)	-(-)	27(100.0)	
	3.1 ~ 3.9 m ²	9(31.0)	7(24.1)	4(13.8)	6(20.7)	-(-)	2(6.9)	1(3.4)	29(100.0)	
	4.0 ~ 5.9 m ²	8(25.8)	3(9.7)	3(9.7)	6(19.4)	1(3.2)	10(32.3)	-(-)	31(100.0)	
	6.0 ~ 9.9 m ²	合 計	37(25.5)	35(24.1)	17(11.7)	27(18.6)	1(0.7)	26(17.9)	2(1.4)	145(100.0)
従業員内訳	事業主のみ	18(30.5)	16(27.1)	4(6.8)	13(22.0)	-(-)	8(13.6)	-(-)	59(100.0)	
	事業主、家族・親族	7(25.0)	7(25.0)	4(14.3)	3(10.7)	-(-)	6(21.4)	1(3.6)	28(100.0)	
	事業主、家族・親族、一般従業員	8(22.2)	8(22.2)	6(16.7)	5(13.9)	-(-)	9(25.0)	-(-)	36(100.0)	
	事業主、一般従業員	合 計	4(18.2)	4(18.2)	3(13.6)	6(27.3)	1(4.5)	3(13.6)	1(4.5)	22(100.0)
	合 計	37(25.5)	35(24.1)	17(11.7)	27(18.6)	1(0.7)	26(17.9)	2(1.4)	145(100.0)	

4 従業者数

従業者数 経営形態	1人	2人	3人	4人	5~99人	合計
株式等法人	—(—)	2(9.1)	2(9.1)	2(9.1)	16(72.7)	22(100.0)
個人	21(18.3)	49(42.6)	24(20.9)	14(12.2)	7(6.1)	115(100.0)
その他	—(—)	1(33.3)	—(—)	1(33.3)	1(33.3)	3(100.0)
不明	1(20.0)	1(20.0)	3(60.0)	—(—)	—(—)	5(100.0)
合計	22(15.2)	53(36.6)	29(20.0)	17(11.7)	24(16.6)	145(100.0)

5 事業所敷地面積

事業所敷地面積 区分	0~20m ²	21~30m ²	31~39m ²	40~65m ²	66~999m ²	合計
業種	喫茶・軽食	5(13.5)	8(21.6)	12(32.4)	8(21.6)	4(10.8)
	一般食堂	6(17.1)	7(20.0)	10(28.6)	9(25.7)	3(8.6)
	工務店、各種整備・修理	6(35.3)	3(17.6)	—(—)	5(29.4)	3(17.6)
	洗たく、理・美容など	9(33.3)	4(14.8)	3(11.1)	5(18.5)	6(22.2)
	駐車場	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
	その他	2(7.7)	4(15.4)	4(15.4)	3(11.5)	13(50.0)
建物利用形態	不明	—(—)	1(50.0)	—(—)	1(50.0)	2(100.0)
	事業所専用	9(18.0)	9(18.0)	7(14.0)	14(28.0)	11(22.0)
	事業所・住宅併用	15(17.4)	17(19.8)	20(23.3)	17(19.8)	17(19.8)
	事業所・その他併用	3(37.5)	1(12.5)	2(25.0)	—(—)	2(25.0)
不明	不明	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
	合計	28(19.3)	27(18.6)	29(20.0)	31(21.4)	30(20.7)
145(100.0)						

6 事業所敷地所有形態

敷地所有形態 区分	自己所有	借地	その他	不明	合計
開業時期	昭和28年以前	9(34.6)	16(61.5)	1(3.8)	—(—)
	29~36年	14(45.2)	14(45.2)	3(9.7)	—(—)
	37~44年	10(37.0)	15(55.6)	1(3.7)	1(3.7)
	45~50年	8(25.8)	21(67.7)	1(3.2)	1(3.2)
	51~55年	5(17.2)	21(72.4)	1(3.4)	2(6.9)
	不明	—(—)	1(100.0)	—(—)	1(100.0)

敷地所有形態		自己所有	借 地	その 他	不 明	合 計
業 種	喫 茶・軽 食	15(40.5)	19(51.4)	1(2.7)	2(5.4)	37(100.0)
	一 般 食 堂	7(20.0)	25(71.4)	3(8.6)	—(—)	35(100.0)
	工務店、各種整備・修理	2(11.8)	14(82.4)	1(5.9)	—(—)	17(100.0)
	洗たく、理・美容など	10(37.0)	14(51.9)	1(3.7)	2(7.4)	27(100.0)
	駐 車 場	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
	そ の 他	10(38.5)	15(57.7)	1(3.8)	—(—)	26(100.0)
	不 明	1(50.0)	1(50.0)	—(—)	—(—)	2(100.0)
建 物 利 用 形 態	事 業 所 専 用	6(12.0)	37(74.0)	5(10.0)	2(4.0)	50(100.0)
	事 業 所・住 宅 併 用	37(43.0)	45(52.3)	2(2.3)	2(2.3)	86(100.0)
	事 業 所・そ の 他 併 用	2(25.0)	6(75.0)	—(—)	—(—)	8(100.0)
	不 明	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
合 計		46(31.7)	88(60.7)	7(4.8)	4(2.8)	145(100.0)

7 事業所建物の延床面積

延床面積		0~20m ²	21~30m ²	31~39m ²	40~59m ²	60~999m ²	合 計
業 種							
喫 茶・軽 食	5(13.5)	8(21.6)	7(18.9)	9(24.3)	8(21.6)	37(100.0)	
一 般 食 堂	7(20.0)	8(22.9)	10(28.6)	7(20.0)	3(8.6)	35(100.0)	
工務店、各種整備・修理	6(35.3)	3(17.6)	1(5.9)	4(23.5)	3(17.6)	17(100.0)	
洗たく、理・美容など	10(37.0)	2(7.4)	3(11.1)	6(22.2)	6(22.2)	27(100.0)	
駐 車 場	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)	1(100.0)	
そ の 他	3(11.5)	5(19.2)	6(23.1)	2(7.7)	10(38.5)	26(100.0)	
不 明	—(—)	1(50.0)	—(—)	1(50.0)	—(—)	2(100.0)	
合 計	31(21.4)	27(18.6)	27(18.6)	29(20.0)	31(21.4)	145(100.0)	

9 建物の利用形態

建物利用形態		事業所専用	事業所・住宅併用	事業所・その他併用	不明	合計
区分						
業種	喫茶・軽食	10(27.0)	24(64.9)	2(5.4)	1(2.7)	37(100.0)
	一般食堂	12(34.3)	22(62.9)	1(2.9)	-(-)	35(100.0)
	工務店、各種整備・修理	8(47.1)	6(35.3)	3(17.6)	-(-)	17(100.0)
	洗たく、理・美容など	9(33.3)	17(63.0)	1(3.7)	-(-)	27(100.0)
	駐車場	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)	1(100.0)
	その他の	10(38.5)	15(57.7)	1(3.8)	-(-)	26(100.0)
従業者数	不明	1(50.0)	1(50.0)	-(-)	-(-)	2(100.0)
	1人	8(36.4)	13(59.1)	1(4.5)	-(-)	22(100.0)
	2人	16(30.2)	33(62.3)	3(5.7)	1(1.9)	53(100.0)
	3人	10(34.5)	19(65.5)	-(-)	-(-)	29(100.0)
	4人	4(23.5)	11(64.7)	2(11.8)	-(-)	17(100.0)
	5～9人	12(50.0)	10(41.7)	2(8.3)	-(-)	24(100.0)
事業所敷地所有形態	自己所有	6(13.0)	37(80.4)	2(4.3)	1(2.2)	46(100.0)
	借地	37(42.0)	45(51.1)	6(6.8)	-(-)	88(100.0)
	その他の	5(71.4)	2(28.6)	-(-)	-(-)	7(100.0)
	不明	2(50.0)	2(50.0)	-(-)	-(-)	4(100.0)
	合計	50(34.5)	86(59.3)	8(5.5)	1(0.7)	145(100.0)

10 従業員の内訳

従業員内訳		事業主のみ	事業主・家族・親族	事業主・家族・親族・一般従業員	事業主・一般従業員	合計
区分						
開業時期	昭和28年以前	2(7.7)	7(26.9)	9(34.6)	8(30.8)	26(100.0)
	29～36年	4(12.9)	19(61.3)	7(22.6)	1(3.2)	31(100.0)
	37～44年	5(18.5)	11(40.7)	4(14.8)	7(25.9)	27(100.0)
	45～50年	4(12.9)	8(25.8)	7(22.6)	12(38.7)	31(100.0)
	51～55年	7(24.1)	13(44.8)	1(3.4)	8(27.6)	29(100.0)
	不明	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)	1(100.0)

従業員内訳		事業主のみ	事業主、家族・親族	事業主、家族・親族、一般従業員	事業主、一般従業員	合計
区分						
業種	喫茶・軽食	4(10.8)	18(48.6)	7(18.9)	8(21.6)	37(100.0)
	一般食堂	4(11.4)	16(45.7)	7(20.0)	8(22.9)	35(100.0)
	工務店、各種整備・修理	3(17.6)	4(23.5)	4(23.5)	6(35.3)	17(100.0)
	洗たく、理・美容など	6(22.2)	13(48.1)	3(11.1)	5(18.5)	27(100.0)
	駐車場	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
	その他	3(11.5)	8(30.8)	6(23.1)	9(34.6)	26(100.0)
不明		1(50.0)	—(—)	1(50.0)	—(—)	2(100.0)
合計		22(15.2)	59(40.7)	28(19.3)	36(24.8)	145(100.0)

I はじめに、事業所経営の現状についておたずねします。 (この場合、景気変化の好・不況は考慮しないでください)

質問1 この地域での事業所経営はどうちらかといえば

経営の現状		十分経営が成り立つし、発展も望める	経営が成り立たないし、発展は望めない	不明	合計
区分					
業種	喫茶・軽食	10(27.0)	26(70.3)	1(2.7)	37(100.0)
	一般食堂	9(25.7)	26(74.3)	—(—)	35(100.0)
	工務店、各種整備・修理	10(58.8)	7(41.2)	—(—)	17(100.0)
	洗たく、理・美容など	2(7.4)	25(92.6)	—(—)	27(100.0)
	駐車場	—(—)	1(100.0)	—(—)	1(100.0)
	その他	11(42.3)	14(53.8)	1(3.8)	26(100.0)
不明		—(—)	2(100.0)	—(—)	2(100.0)
経営形態	株式等法人	11(50.0)	10(45.5)	1(4.5)	22(100.0)
	個人	28(24.3)	86(74.8)	1(0.9)	115(100.0)
	その他	1(33.3)	2(66.7)	—(—)	3(100.0)
	不明	2(40.0)	3(60.0)	—(—)	5(100.0)
従業者数	1人	3(13.6)	19(86.4)	—(—)	22(100.0)
	2人	16(30.2)	37(69.8)	—(—)	53(100.0)
	3人	8(27.6)	21(72.4)	—(—)	29(100.0)
	4人	4(23.5)	13(76.5)	—(—)	17(100.0)
	5～99人	11(45.8)	11(45.8)	2(8.3)	24(100.0)
従業員内訳	事業主のみ	3(13.6)	19(86.4)	—(—)	22(100.0)
	事業主、家族・親族	18(30.5)	41(69.5)	—(—)	59(100.0)
	事業主、家族・親族、一般従業員	8(28.6)	20(71.4)	—(—)	28(100.0)
	事業主、一般従業員	13(36.1)	21(58.3)	2(5.6)	36(100.0)
	合計	42(29.0)	101(69.7)	2(1.4)	145(100.0)

1) 現状のままで十分経営が成り立つし、発展も望めると思う

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

理由		事業所面積の拡張ができる	施設、設備の改善ができる	労働力確保が容易	経営の改善、合理化が望め	競争業者が移転したくある	取引関連企業が近くにある	商圏人口、事業所が増加	道路、交通事情がよい	その他	合計	
業種	喫茶・軽食	(一) 2(20.0)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	4(40.0)	5 (50.0)	3(30.0)	1(10.0)	10(100.0)			
	一般食堂	1 (11.1)	2(22.2)	2 (22.2)	(一) (一) (一)	2(22.2)	2 (22.2)	3(33.3)	1(11.1)	9(100.0)		
	工務店、各種整備・修理	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	2(20.0)	1 (10.0)	6(60.0)	(一) (一)	7(70.0)	1(10.0)	10(100.0)		
	洗たく、理・美容など	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	1(50.0)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	2(100.0)	(一) (一)	2(100.0)			
	駐車場	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)			
従業者数	その他	1(9.1)	2(18.2)	(一) (一)	1(9.1)	(一) (一)	6(54.5)	2 (18.2)	3(27.3)	(一) (一)	11(100.0)	
	1人	(一) (一) (一)	(一) (一) (一)	1(33.3)	1 (33.3)	(一) (一)	1 (33.3)	1(33.3)	(一) (一)	3(100.0)		
	2人	2 (12.5)	2(12.5)	(一) (一)	1(6.3)	(一) (一)	8(50.0)	2 (12.5)	8(50.0)	2(12.5)	16(100.0)	
	3人	(一) (一)	3(37.5)	(一) (一)	1(12.5)	(一) (一)	2(25.0)	2 (25.0)	4(50.0)	1(12.5)	8(100.0)	
	4人	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	2(50.0)	1 (25.0)	3(75.0)	(一) (一)	4(100.0)	
建物利用形態	5～99人	(一) (一)	1(9.1)	2 (18.2)	1(9.1)	(一) (一)	6(54.5)	3 (27.3)	2(18.2)	(一) (一)	11(100.0)	
	事業所専用	1(6.7)	2(13.3)	1(6.7)	1(6.7)	1(6.7)	6(40.0)	2 (13.3)	7(46.7)	(一) (一)	15(100.0)	
	事業所・住宅併用	1(4.3)	4(17.4)	1(4.3)	2(8.7)	(一) (一)	9(39.1)	7 (30.4)	10(43.5)	2(8.7)	23(100.0)	
	事業所・その他用	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	1(33.3)	(一) (一)	3(100.0)	(一) (一)	1(33.3)	(一) (一)	3(100.0)	
	不明	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	1(100.0)	1(100.0)		
従業員内訳	事業主のみ	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	1(33.3)	1 (33.3)	(一) (一)	1 (33.3)	1(33.3)	(一) (一)	3(100.0)	
	事業主・家族・親族	2 (11.1)	3(16.7)	(一) (一)	1(5.6)	(一) (一)	8(44.4)	3 (16.7)	8(44.4)	3(16.7)	18(100.0)	
	事業主・家族・親族、一般従業員	(一) (一)	3(37.5)	2 (25.0)	1(12.5)	(一) (一)	3(37.5)	2 (25.0)	2(25.0)	(一) (一)	8(100.0)	
	事業主・一般従業員	(一) (一)	(一) (一)	(一) (一)	1(7.7)	(一) (一)	7(53.8)	3 (23.1)	7(53.8)	(一) (一)	13(100.0)	
	合計	2(4.8)	6(14.3)	2(4.8)	4(9.5)	1(2.4)	18(42.9)	9 (21.4)	18(42.9)	3(7.1)	42(100.0)	

2) 現状のままでは経営が成り立たないし、発展は望めないと思う

副問1 その理由は次のうちどれですか。該当するもの2つまで○印をつけて下さい。

理 由 区 分		事業所面 積の拡張 が困難	施設、 設備が 老朽化 が困難	労働力 の確保 が困難	経営の改 善、合理 化が望め ない	競争業者 が増えた	取引関連 企業が移 転した	商圏人口 事業所が 減少	道路、交通事 情が悪化	その他	合 計
業 種	喫茶・軽食	1(3.8)	3 (11.5)	4 (15.4)	2(7.7)	21(80.8)	4(15.4)	8(30.8)	3 (11.5)	—(—)	26(100.0)
	一般食堂	3(11.5)	4 (15.4)	1(3.8)	—(—)	15(57.7)	3(11.5)	11(42.3)	3 (11.5)	—(—)	26(100.0)
	工務店、各種整備 ・修理	4(57.1)	—(—)	2 (28.6)	—(—)	3(42.9)	1(14.3)	—(—)	1 (14.3)	—(—)	7(100.0)
	洗たく、理・美容 など	3(12.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	6(24.0)	9(36.0)	3(12.0)	9(36.0)	2(8.0)	2(8.0)	25(100.0)
	駐車場	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
	その他	4(28.6)	1(7.1)	2 (14.3)	2(14.3)	8(57.1)	—(—)	1(7.1)	2 (14.3)	1(7.1)	14(100.0)
從業者 数	不明	—(—)	—(—)	1 (50.0)	—(—)	2(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2(100.0)
	1人	3(15.8)	2 (10.5)	3 (15.8)	2(10.5)	12(63.2)	1(5.3)	4(21.1)	2 (10.5)	—(—)	19(100.0)
	2人	4(10.8)	5 (13.5)	4 (10.8)	4(10.8)	21(56.8)	4(10.8)	14(37.8)	6 (16.2)	1(2.7)	37(100.0)
	3人	5(23.8)	3 (14.3)	3 (14.3)	2(9.5)	11(52.4)	4(19.0)	4(19.0)	1(4.8)	1(4.8)	21(100.0)
	4人	1(7.7)	1(7.7)	3 (23.1)	1(7.7)	8(61.5)	1(7.7)	5(38.5)	1(7.7)	1(7.7)	13(100.0)
	5～99人	3(27.3)	1(9.1)	1(9.1)	1(9.1)	7(63.6)	1(9.1)	2(18.2)	1(9.1)	—(—)	11(100.0)
建物 利 用 形 態	事業所専用	8(23.5)	4 (11.8)	3(8.8)	5(14.7)	18(52.9)	4(11.8)	10(29.4)	1(2.9)	2(5.9)	34(100.0)
	事業所・住宅併用	6(9.7)	8 (12.9)	10 (16.1)	5(8.1)	39(62.9)	6(9.7)	19(30.6)	8 (12.9)	1(1.6)	62(100.0)
	事業所・その他 併用	2(40.0)	—(—)	1 (20.0)	—(—)	2(40.0)	1(20.0)	—(—)	2 (40.0)	—(—)	5(100.0)
從業員 内訳	事業主のみ	3(15.8)	2 (10.5)	3 (15.8)	2(10.5)	12(63.2)	1(5.3)	4(21.1)	2 (10.5)	—(—)	19(100.0)
	事業主、家族・親族	6(14.6)	5 (12.2)	3(7.3)	6(14.6)	24(58.5)	6(14.6)	12(29.3)	6 (14.6)	2(4.9)	41(100.0)
	事業主、家族・親 族、一般従業員	3(15.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	—(—)	12(60.0)	2(10.0)	7(35.0)	2 (10.0)	1(5.0)	20(100.0)
	事業主、一般 従業員	4(19.0)	3 (14.3)	4 (19.0)	2(9.5)	11(52.4)	2(9.5)	6(28.6)	1(4.8)	—(—)	21(100.0)
合 計		16(15.8)	12 (11.9)	14 (13.9)	10(9.9)	59(58.4)	11(10.9)	29(28.7)	11 (10.9)	3(3.0)	101 (100.0)

II 次に事業所経営の将来についておたずねします。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

質問2 事業所用地、建物の転用・移転を考えておられますか。

転用・移転に対する考え方		考えていない	一部したい	全部したい	合計
区分					
事業所敷地所有形態	自己所有	36(78.3)	5(10.9)	5(10.9)	46(100.0)
	借地	69(78.4)	6(6.8)	13(14.8)	88(100.0)
	その他	5(71.4)	1(14.3)	1(14.3)	7(100.0)
	不明	3(75.0)	1(25.0)	—(—)	4(100.0)
建物所有形態	自己所有	51(79.7)	6(9.4)	7(10.9)	64(100.0)
	借家	54(76.1)	6(8.5)	11(15.5)	71(100.0)
	その他	6(75.0)	1(12.5)	1(12.5)	8(100.0)
	不明	2(100.0)	—(—)	—(—)	2(100.0)
建物利用形態	事業所専用	36(72.0)	5(10.0)	9(18.0)	50(100.0)
	事業所・住宅併用	69(80.2)	7(8.1)	10(11.6)	86(100.0)
	事業所・その他併用	7(87.5)	1(12.5)	—(—)	8(100.0)
	不明	1(100.0)	—(—)	—(—)	1(100.0)
合計		113(77.9)	13(9.0)	19(13.1)	145(100.0)

2) 一部転用・移転したい

3) 全部転用・移転したい

→副問1 転用・移転後の事業所用地、建物についてどのようにお考えですか。

最もそうしたいと思われるものに1つだけ○印をつけて下さい。

転用・移転後の事業所用地、建物		事業所を拡張	事業所の併用	事務所・販売・製造等併用	一戸建てや住宅を建設	共同住宅を建設	駐車場	他の商業施設	製造事業所	公共施設	その他	決まってない	不明	合計
区分														
事業所敷地所有形態	自己所有	1 (10.0)	3 (30.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	6(60.0)	—(—)	10 (100.0)
	借地	4 (21.1)	3 (15.8)	1(5.3)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(5.3)	8(42.1)	2(10.5) (100.0)
	その他	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	2 (100.0)	—(—) (100.0)
	不明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1 (100.0)	1 (100.0)

転用・移転後の 事業所用地・ 建物		事業所 を強化・ 改修の借用	事業所・ 事務所・ 店舗等の借用	事務所・ 販賣場・ 卸販賣用	戸建 てや長住居 屋を建設	共同 施設	駐車 場	他の商 業施設	製造 業事務所	公共 施設	その他	決ま ていな い	不 明	合 計
区分	所有形態	自己所有	借家	その他	(23.1)	(23.1)	(23.1)	(5.9)	(5.9)	(5.9)	(5.9)	(46.2)	(7.7)	13 (100.0)
建 物 所 有 形 態	自 己 所 有	3 (23.1)	3 (23.1)	—(—)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	6(46.2)	1(7.7)	13 (100.0)
	借 家	2 (11.8)	3 (17.6)	1(5.9)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	1(5.9)	3(47.1)	2(11.8) 17 (100.0)
	そ の 他	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	(100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
建 物 利 用 形 態	事 業 所 専 用	4 (28.6)	1(7.1)	—(—)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	1(7.1)	7(50.0)	1(7.1) 14 (100.0)
	事 業 所 ・ 住 宅 用	1(5.9)	5 (29.4)	1(5.9)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	—(—)	8(47.1)	2(11.8) 17 (100.0)
	事 業 所 ・ そ の 他 用	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	—(—)	(100.0)	1 (100.0)
	不 明	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
合 計		5 (15.6)	6 (18.8)	1(3.1)	—(—)	(—)	(—)	—(—)	(—)	—(—)	—(—)	1(3.1)	16 (50.0)	3(9.4) 32 (100.0)

質問3 今後事業所経営を続けるにあたって、この地域の現況についてどのようにお考えですか。

地域の現況 区 分		経営の見 通しが暗 い	経営には それほど 影響ない	現状で經 営の発展 も可能	公的策 略で經 営の発展 が望 める	その 他	不 明	合 計	
業 種	從 業 者 数	喫茶・軽食	18(48.6)	5(13.5)	5(13.5)	8(21.6)	—(—)	1(2.7)	37(100.0)
一 般 食 堂	1	人	17(48.6)	6(17.1)	3(8.6)	9(25.7)	—(—)	—(—)	35(100.0)
工 務 店、各 種整備・ 修理	2	人	1(5.9)	11(64.7)	2(11.8)	3(17.6)	—(—)	—(—)	17(100.0)
洗 たく、理・ 美容など	3	人	9(33.3)	5(18.5)	3(11.1)	10(37.0)	—(—)	—(—)	27(100.0)
駐 車 場	4	人	1(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	1(100.0)
そ の 他	5 ～ 9	人	6(23.1)	7(26.9)	5(19.2)	7(26.9)	1(3.8)	—(—)	26(100.0)
不 明	10 ～ 14	人	—(—)	1(50.0)	—(—)	—(—)	1(50.0)	—(—)	2(100.0)
從 業 者 数	15 ～ 19	人	9(40.9)	5(22.7)	2(9.1)	5(22.7)	1(4.5)	—(—)	22(100.0)
	20 ～ 24	人	22(41.5)	16(30.2)	3(5.7)	12(22.6)	—(—)	—(—)	53(100.0)
	25 ～ 29	人	10(34.5)	6(20.7)	6(20.7)	7(24.1)	—(—)	—(—)	29(100.0)
	30 ～ 34	人	6(35.3)	3(17.6)	1(5.9)	7(41.2)	—(—)	—(—)	17(100.0)
	35 ～ 39	人	5(20.8)	5(20.8)	6(25.0)	6(25.0)	1(4.2)	1(4.2)	24(100.0)

地域の現況 区分		経営の見通しが暗い	経営にはそれほど影響ない	現状で経営の発展も可能	公的施策で経営の発展が望める	その他の	不明	合計
従業員内訳	事業主のみ	9(40.9)	5(22.7)	2(9.1)	5(22.7)	1(4.5)	-(-)	22(100.0)
	事業主、家族・親族	26(44.1)	15(25.4)	6(10.2)	12(20.3)	-(-)	-(-)	59(100.0)
	事業主、家族・親族	11(39.3)	4(14.3)	2(7.1)	11(39.3)	-(-)	-(-)	28(100.0)
	一般従業員	6(16.7)	11(30.6)	8(22.2)	9(25.0)	1(2.8)	1(2.8)	36(100.0)
合計		52(35.9)	35(24.1)	18(12.4)	37(25.5)	2(1.4)	1(0.7)	145(100.0)

III 最後に事業主の家計収入についておたずねします。あてはまる番号の全てに○印をつけて下さい。

質問4 この事業所（法人・個人その他とも）以外にも収入の道はありますか。

家計収入 区分		事業所収入のみ	分店・支店からの収入がある	事業所営業外収入がある	他の家族の収入がある	家賃、利子など他の収入がある	合計
従業者数	1人	10(45.5)	2(9.1)	1(4.5)	8(36.4)	1(4.5)	22(100.0)
	2人	38(71.7)	2(3.8)	3(5.7)	9(17.0)	1(1.9)	53(100.0)
	3人	20(69.0)	1(3.4)	2(6.9)	4(13.8)	2(6.9)	29(100.0)
	4人	13(76.5)	1(5.9)	-(-)	1(5.9)	2(11.8)	17(100.0)
	5～99人	10(41.7)	8(33.3)	3(12.5)	3(12.5)	4(16.7)	24(100.0)
従業員内訳	事業主のみ	10(45.5)	2(9.1)	1(4.5)	8(36.4)	1(4.5)	22(100.0)
	事業主、家族・親族	43(72.9)	1(1.7)	4(6.8)	8(13.6)	3(5.1)	59(100.0)
	事業主、家族・親族	17(60.7)	4(14.3)	2(7.1)	4(14.3)	3(10.7)	28(100.0)
	一般従業員	21(58.3)	7(19.4)	2(5.6)	5(13.9)	3(8.3)	36(100.0)
合計		91(62.8)	14(9.7)	9(6.2)	25(17.2)	10(6.9)	145(100.0)

新刊紹介

西ドイツの都市計画制度 官僚国家と地方自治 日本の地方自治論 地方政治の保守と革新 文化行政 —行政の自己革新—

■ 西ドイツの都市計画制度

外国の制度を生きた制度として理解することはむずかしい。それでもアメリカやイギリスの制度は文献や情報もあり、それなりに実感をもって把握することができる。

しかし、フランスや西ドイツとなると、とたんに文献・情報も乏しくなり、制度のおぼろげな輪郭だけで止まってしまう。最近、西ドイツの都市計画制度は、最近のわが国の都市計画制度として導入、地区詳細計画の母胎として注目されました。ところが手頃な紹介文献がなく困っていた。もっとも52年10月に日本建築センターが日笠端教授が編集委員長でまとめた『西ドイツの都市計画制度と運用』（価格10,000円）があるが、やや専門的で詳しそぎ、高すぎるという欠点があった。それに発行部数も少なく、今では入手できない。

その点、本書は訳書にもかかわらず、原著を一般的部分に訳出し、また理解を助けるため図面・図表を適時に挿入し、日本人向けの入門書として親切な構成をとっている。

日本の都市スプロールは悪評フンブンであるが、本書によってもわかるように、歴史的風土的な相違もあることや、近代都市化への過程での行政努力・市民協力の格差

の結果現象であることがある。

都市計画法関係法の変遷にふれ、中世都市ではほぼ完璧に近い都市計画・建築規制が行われていたが、それが工業都市化の過程で崩れる。ところが19世紀末から徐々に、計画化、公共規制へと転換していく。そのような変化のなかで生れたのが区画整理であり、これが日本にも後に導入された。この間の歴史的変化はやはり西欧都市の先駆的努力がしのばれ興味深い。

また、現行の日本の都市づくり、都市計画制度を考える上において、きわめて示唆の多い制度が紹介されている。いわゆる連邦建設法にもとづくBプランはもちろんあるが、自治体の計画高権、土地分割許可制、先買権、地価と計画策定の相関性、計画損失への補償、開発利益吸収としての地区整備負担金制など、今日、日本にあって多くの論争をひき起している制度改革の紹介である。

本書はこれからの都市づくり、都市制度を論ずる上において、必須の文献のひとつであり、また入門書として多くの読者に推せんしたい著書である。

（ハルトムート・ディーテリッヒ、ユルゲン・コッホ著、阿部成治訳、
学芸書房刊 2,800円）

■ 官僚国家と地方自治

著者は生前、精緻な歴史的分析の上に立った学術的研究だけでなく、地方自治の実践面にも幅広くコミットしてきた。著者が書き残した、夥しい論文を整理して、理論編・時論編の二冊の遺稿集が刊行されたが、本書はその理論編にあたる。すでに評価の高い主著『日本地方行財政史序説』では、官僚的・権力的統制と特徴づけられてきた日本の地方自治制を、英國型（=近代型）との制度的比較としてではなく、その形成過程で定着した特質から考察した。そして本書では、『序説』の立論がさらに展開されている。

第一部「日本の統治構造」では、太政官制、内閣制の成立という統治の基本機構の形成と官僚制の形成過程、つまり志士官僚から学閥官僚への転換の過程が述べられている。第二部「明治国家の地方自治」は、大正・昭和期の地方行財政と明治末期の東京市政がテーマとなっている。大正デモクラシーの思潮を背景に、一定程度の地方自治権の拡充をみた地方制度は、昭和4年の府県制等の改正を分水嶺として、戦時体制の形成過程の中で、次第に自治権が侵害されていく。その窮屈的な段階が、部落会・町内会の法制化であり、戦時行政事務と行政負担を住民に転嫁し、戦争体制に動員しようとするものであった。またそれは、一見近代的な行政機構の編成だが、実は前近代的な共同体規制を不可欠の要素とするものだった。こうした過程を、啓蒙的な筆致で描いている。続く第三部「日本国憲法体制の地方自治」では、「町村合併の論理」「部落秩序と村財政」「行政メカニズムの

革新」などの諸論文が収録されている。このうち「部落秩序と村財政」は、徳島県の某村の実態調査をもとに、村民の税負担の過重と不均等、村財政が大幅に補助金に依存していること、そうした事実が地主や事業家の村政支配の直接・間接の裏づけとなっていることが指摘されている。村財政の分析を基礎に、村の支配のメカニズムがどのように形成され、再生産されてゆくのかが明らかにされている。

最後に「行政メカニズムの革新」は、日本行政官僚制の構造改革を展望したものであり、「対話」「市民参加」「職員参加」を論じたパイオニアワークである。このように、本書は明治国家の形成から現代の地方自治まで、官僚制と地方自治の諸問題を、透徹した歴史認識を基礎として分析している。なお、時論編は『自治体革新の展望』として、このたび出版された。

（大島太郎著
未来社刊 4,500円）

■ 日本の地方自治論

「分権と自治」の問題は、近代日本を一貫してつらぬいてきた最大の争点の一つであるといつてもよい。決して、ここ数年来ひとつつの風潮を形づくってきた「地方の時代」において、初めて脚光をあびたといった皮相なものではない。明治の地方制度が創設される過程においても、当時の自由民権運動が及ぼした大きなインパクトは否定できない。たとえば植木枝盛は、國家形態として連邦制を構想したし、田中正造は「地方ハ中央政府ノ干渉ヲ受ケズ自由ニ地方ノ政治」をおこなえるよう建議してい

る。このような自治思潮を封じ込めて、山県の地方制度、すなわち政府の強力な監督のもとで国家体制の基礎固めをしていくための制度が創設されたのである。地方制度も常に、政治的・社会的・経済的な脈絡において把えられなければならないし、植木・田中などの、歴史の中で圧殺された思想なり構想を吟味してみる必要がある。たとえば、社会主義者として有名な安部磯雄が都市（経営）の窮屈の理想を修飾（快適さ＝アメニティ）においていたことなど、今日においても斬新である。

本書は、明治以後昭和初期までの地方自治の歴史を、「地方自治」「地方行政」「地方財政」「都市経営」の4つの部門に分け、人物を中心とし、その足跡を振り返ってみたものである。福沢諭吉、田中正造、河上肇、柳田国男、片山潜などの著名な人物については、一般に余り知られていない業績が論じられ、旧都市計画法の生みの親池田宏など、都市論の領域では有名だが専門外の人々には知られていない人物が紹介されている。そして、自治の底流をより深く理解するため、中世・近世の自治の諸相についても触れている。中世末期の堺の都市自治や山城国一揆など自治の萌芽は、幕藩制の成立とともに抑圧され、地域的組織は、支配の末端機構として利用されていく。こうした点は、明治以降の社会にも色濃く投影されていくのである。

学者、政治家、官僚から社会主義者に至るまで、様々な人々の多彩な「地方自治論」「都市論」が本書に紹介されている。先人たちが特定の状況の中で、どのように考え、どのような解決策を構想したのか、

彼らの業績の先駆性と新鮮さは今日でも失われていない。

（公務員研修協会刊 1,200円）

■ 地方政治の保守と革新

フランスの思想家トクヴィルは、かって「地方自治は民主主義の小学校である」と言った。民主主義は、活発な政治参加によって支えられるが、地方自治は最も身近な政治の行なわれる場であり、政治参加の訓練の場、政治意識の教育の場でもある。

しかし日本では、地方自治は「行政」としての側面が強調され、「政治」はなるだけ排除すべきものと考えられてきた。これは明治政府の中央集権政策以来の伝統的な地方自治觀であり、今日一般的市民意識も、地方自治に政党が関わることを厭う風潮がある。しかし政治とは、D. イーストンの定義するように「社会的諸価値の権威的な配分」である限り、地方自治における政治を否定することはできない。

確かに地方政治には、政争や汚職といった暗いイメージがあることは否定できない。これはいたずらに利権争いや政党間の抗争にエネルギーを消耗し、市民のための政策論争を行なってこなかった議会や政党の責任であると同時に、政治参加の訓練が十分でないために停滞してしまった市民の政治意識の問題もある。

本書は「地方自治を支えるのは政治であって決して行政ではない。今日、地方財政の再建のため、地方自治はいちじるしく管理化、すなわち非政治化を深めていきつづあるが、その行きつくところは地方自治の去勢化にほかならない。」とはしがきに述

べているように、地方自治の非政治化に警鐘を鳴らしつつ、今日の地方政治衰退の背景を分析し、地方政治再生の方策を提示している。今日地方自治の「経営」とか「効率化」が呼ばれている中で、あらためて地方政治という分野に目を向けている点で注目されよう。

本書は地方自治における政治の位置づけ、革新自治体の再評価と凋落の原因の分析、官僚自治の再評価、地方政治再生のための市民と政党への課題、財政再建を含む地方自治の再生、などが主な内容である。特に革新自治体のあとを受けて誕生した官僚出身首長について、今日なぜ官僚自治が求められるのか、またその選出過程での政党の役割などについて具体的な事例をあげて分析しているのが興味深い。

(高寄昇三著
頃草書房刊 2,500円)

■ 文化行政—行政の自己革新—

本書で論じられている文化行政とは文化庁を頂点とする文化財保護行政や、文化施設の建設といった類のものではない。

勿論こうした個別施策も文化行政の一環ではあるが、ここでは高度成長に伴い、機能・合理化一辺倒で進められてきた行政に、人間優先・生活重視の方向を取り戻すこと、換言すれば行政自身の文化化として考えられている。編者の一人、松下圭一は、「今日『文化行政』というかたちで問われている論点は、たんなる個々の文化施策としての文化行政ではない。むしろ、行政のあり方全体への問い合わせになっている。」と述べ、自治体が文化行政を課題とする背

景には「生活の質の見直し」と「自治・分権システムの構築」がある、と言う。

確かに高度成長から安定成長へと時代が移るにつれ、行政においても量から質への価値観の転換がなされてきた。本書に紹介されている先進自治体の事例は、その意味で生活の質の向上を目的とした行政の事例である。例えば神戸市の景観条例や、横浜市の都市デザイン行政、兵庫県・神奈川県の1%システム、宇都宮の緑化運動、三浦市のこども中心のまちづくり、茨城県の「童話の里」のまちづくり、埼玉県の労働行政の文化化、など都市計画から文化施設の運営、コミュニティ行政、福祉、労働行政にいたるまで幅広い事例が紹介されている。

文化行政という概念は極めて曖昧である。その理論的枠組もあきらかでない。今日の状況は自治体の実践が、試行錯誤的に行われている段階である。本書はその中で、文化行政を支える理念と理論を、自治体行政の変革という視点から提示するとともに、デザイン行政・アメニティ・文化活動・文化行政と地域産業など、文化行政の具体的論点を各分野の専門家が明らかにしている。また編者の一人、森啓が全国自治体の文化行政の動向を俯瞰的に要約している。先進自治体の事例も多く、文化行政を考えるうえで様々な素材を提供してくれる本である。

(松下圭一、森 啓 編著
学陽書房刊 1,900円)

編 集 後 記

- ◇ 神戸・ポートアイランドで開催されている博覧会、ポートピア'81は未来都市を体験しようという全国からの見物客で連日の賑わいをみせている。会場内では万博当時の血眼でパビリオンを探し歩く姿はあまり見られず、ゆったりと博覧会気分を楽しもうという人の姿が多く見られ、時代の流れを感じさせる。
- ◇ また、三宮周辺の整備、特にフランワードの整備が進められ、花や彫刻や川が配されたレンガ舗道を親子づれや若者達が散歩する光景がみられ、美しく豊かな街並みを創り出している。
- ◇ このように華やかで豊かな中で、大都市では都心と郊外の中間にある住商工混合地域、いわゆるインナーシティ地域を中心として徐々に都市の活力の停滞現象があらわれはじめ、今後の都市行政の大きな課題になろうとしている。
- ◇ そこで今回は世界の大都市で徐々に進行した衰退、特にインナーシティ問題を色々な側面から考えてみた。
- ◇ 卷頭論文は宮本大阪市大教授に、大都市圏の衰退問題をニューヨーク・ロンドンを例に述べていただき、さらに日本の国土政策への貴重な提言を賜った。
- ◇ また、成田大阪市大助教授にはアメリカの大都市問題と将来に対するアメリカ国内での様々な考え方を紹介していただくとともに、日本の動向との対比がら衰退問題に対する警鐘を鳴らしていただき、小森神戸商大教授には都市の産業構造の変遷過程から、今後大都市が進むべき道を示唆していただいた。
- ◇ 日本の大都市の現況は当研究所は常務が分析している。そしてこれらを総括し、インナーシティ再生のために国、自治体の取るべき政策提言を神戸市企画局高寄主幹に示していただいた。特に開発か再開発かをめぐる問題について興味深いデータを提供していただいた。
- ◇ 大都市が今後も活力ある安定的成長を維持していくためには、インナーシティの再生をどうはかっていくかが決め手になるだろう。今回の特集はそういう意味で今後の都市運営にお役に立てるものと信じている。
- ◇ 当研究所では総合研究開発機構（N I R A）の委託研究の成果として『インナーシティ再生のための政策ビジョン』を別途発売中である。
- ◇ また、出版がおくれていた『神戸ノ海上文化都市への構図』も全国の書店で発売中である。写真、図面等を豊富にとり入れ、神戸の都市づくりのすべてを集大成したものである。

季刊 都市政策 第24号

印刷 昭和56年6月25日 発行 昭和56年7月1日

発行所 財團法人 神戸都市問題研究所 発行人 是常福治

〒651 神戸市中央区浜町通5丁目1番14号（神戸商工貿易センタービル18F）

振替口座 神戸 75887 電話 (078) 252-0984

発売元 劲草書房

〒112 東京都文京区後楽2の23の15

振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 814-6861

印刷 田中印刷出版株式会社

都 市 政 策

- 第4号 特集 都市と環境保全 1976年7月25日発行
第5号 特集 都市自治の将来像 1976年10月25日発行
第6号 特集 現代都市計画の課題 1977年1月25日発行
第7号 特集 市民福祉の展望 1977年4月25日発行
第8号 特集 地方自治体と公共サービス 1977年7月25日発行
第9号 特集 戦後自治30年 1977年10月25日発行
第10号 特集 都市と経済 1978年1月25日発行
第11号 特集 都市と文化 1978年4月25日発行
第12号 特集 都市の経営 1978年7月25日発行
第13号 特集 都市行政と市民協力 1978年10月25日発行
第14号 特集 都市と交通 1979年1月25日発行
第15号 特集 地域開発と産業構造 1979年4月25日発行
第16号 特集 上・下水道とエネルギー 1979年7月15日発行
第17号 特集 都市行政と家庭 1979年10月1日発行

青少年問題と家庭／都市社会と家庭／婦人と社会参加／神戸市における青少年行政の課題／自治体と家庭行政／神戸婦人大学の現状／兵庫県高齢者生きがい創造協会／欧米自治への考察X／チューピングンの道路建設反対運動

第18号 特集 都市と公共投資 1980年1月15日発行
公共投資論／公共投資に関する意識調査／欧米における公共投資／公共投資の有効性／公共投資の戦略的視点／地域産業連関分析／省資源型都市施設／公共投資の総合的評価

第19号 特集 都市と行政管理 1980年4月1日発行
現代行政管理の課題／行政管理と自治体労働組合／人事管理の現状と課題／新しい行政監査の方向と課題／行政組織の現状と課題／神戸市都市整備公社の現況と課題／東京都の財政再建／予算編成過程の政策化／ハート；地方自治法概説

第20号 特集 自治体の住宅政策 1980年7月1日発行
公営住宅の性格と役割／住宅供給と住宅建設設計画／公的住宅の設計／神戸市の住宅政策における課題／都市計画と再開発住宅／公団住宅の役割と今後の方向／住宅供給制度の課題と転換／神戸市住宅政策の基本方向／転換期の都市：ニューヨークの将来動向と政策

第21号 特集 都市とコミュニティ 1980年10月1日発行
地域住民組織の現状と課題／現代コミュニティ行政の課題／団地自治会活動の課題／コミュニティをめぐって／住民自治組織と地域活動／神戸市のコミュニティ行政／神戸市真野地区における住民活動／ロンドンのバス財政について

第22号 特集 文化産業と都市観光 1981年1月1日発行
生活文化産業論／都市と博覧会／都市の観光問題／京都市観光行政の課題／神戸まつりの現状と課題／関西のリゾート“白浜”的将来像／ポートピア'81の入場者・経済効果予測／ポートアイランド建設の経済効果／地方自治体と情報公開I／市民スポーツ振興構想II

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込み下さい。

予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

実験都市・神戸 その都市づくりのすべてを集大成

「神戸／海上文化都市への構図」

——都市研究報告第6号——

「成熟の時代」といわれる今日、都市づくりにも新しい視点からのアプローチが求められている。本書は実験都市・神戸における都市づくりの過去、現在、未来の実験例を豊富な図面と写真で紹介し、新しい時代の都市づくりのあり方を探る。

目 次

- I ヒストリー／都市形成・市街地発展の歴史
 - 時代別都市発展の姿
 - 神戸港の発展
- II ストラクチャ／都市構造の枠組
 - 2001年へのマスタートップラン
 - 都市計画の変遷
- III エレメント／都市構成要素の組成
 - 緑と水辺 ■道と広場 ■建築
 - 公共施設 ■公共住宅 ■橋 梁
 - 都市景観
- IV ネットワーク／都市装置の定着
 - 人の流れ・物の流れ
 - 水の流れとエネルギー
- V システム／まちづくりの実践
 - 「コミュニティカルテ」・「環境カルテ」
 - 真野／まちづくりの構想
 - 住民参加の先駆／丸山
 - まちづくり協議会
 - コミュニティの核／学校公園
 - 農村の地域づくり／道場町白書

VI プロジェクト／計画実践の記録

- 市街地再開発
 - (三宮・大橋・新長田・六甲)
 - ニュータウン開発
 - (須磨ニュータウン・西神ニュータウン)
 - 海の文化都市浮上
 - (埋立の歴史・ポートアイランド・六甲アイランド)
 - ポートピア'81
- 写真構成 (カラーグラビア)
 - 空からの神戸 ■海 ■山
 - 街並 ■近代洋風建築
 - 錦絵 ■都市計画図
 - 街路 ■公園・広場
 - 水辺 ■彫刻
 - ストリートファニチュア ■橋
 - ポートアイランド ■現代建築
 - ポートピア'81 ■その他
- 座談会「神戸・都市環境の創造」
 - 宮崎辰雄・陳舜臣ほか
- 資料編
 - 条例・規則・要綱・協定／年表

■規格／A4変形版(297×220%) ■総頁／248頁

■装幀／上製本、クロス仕上げカバー付

■定価／3,500円 ■全国主要書店にて発売中

■内容／カラー写真約150点・モノ

クロ写真約300点・図面 約200点

・グラフ等約30点・英文要約入

編集・発行／(財)神戸都市問題研究所 発売元／株式会社草書房

■発売中一都市研究報告一

☆第2号『神戸市将来水需要量計量分析結果報告書』

(A4版・115頁、定価2,000円・送料250円)

☆第3号『公共投資の効果に関する実証的分析』

(B5版・388頁、定価4,000円・送料300円)

☆第4号『地域住民組織の実態分析』

(A5版・187頁、定価3,000円・送料250円)

☆第5号『インナーシティ再生のための政策ビジョン』

(B5版・212頁、定価3,000円・送料300円)

元 東京都政策室長 太田久行著

四六判並製 2000円

官吏意外史

日本の歴史に登場した「官僚」の人物的侧面に焦点をあて、現代の官僚（公務員）の在り方を模索した注目の書。著者は童門冬二のペインターで歴史書を著し、そのファンが多く、著者ならではのユニークな読みものとして好評を得ている。月刊「地方自治職員研修」に連載されること9年余、遂に刊行！月刊「地方自治職員研修」増刊No.6

A5判 1200円

日本の地方自治論

地方自治論の思想と人物16／地方行政論の思想と人物16／財政論の思想と人物16／都市論の思想と人物8／等を中心として、日本の自治の伝統／戦後の地方自治論／文学者による都市論／郷土の自治と伝統／などを論及し、日本の地方自治論の歴史と群像を明らかにする総合特集号

関西学院大学名誉教授

足立忠夫著

B6判上製 1900円

公務職員研修協会
〒101 東京都千代田区神田神保町3-2
電話 (03)230-3701(代) 振替6-154568

好評重版より

●判例による逐条解説

A5判上製函入

9500円

筑波大学名誉教授 編著芳源著
解説 地方自治法 全三巻

B6判箱入 各巻1200円

参議院法務委員会調査室 小島和夫著
やさしい法令用語の解説（正編）

B6判上製 1900円

●その生理と病理

足立忠夫著

B6判上製 1900円

自治研修

編集

自治大校・地方自治研究資料センター

〒106 東京都港区南麻布4-6-2

電話 (03) 444-3281

第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2-11-17

電話 (03) 404-2251

振替口座東京3-133197

6月号

1981. 6 No. 252

毎月10日発行

定価350円

年間購読料4,970円

発行所

第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2-11-17

電話 (03) 404-2251

振替口座東京3-133197

●判例による逐条解説

4月の出来事

イチ教授の自治大こばなし

井上 源三

松男 明

村田 勝

小川 浩一

岡山県の生きがい対策について 小川 浩一

小島比登志

老人ホームの地域サービス：石井 千勝

武藏野市シルバー奉仕員制度

半年間の経験

山本 康行

（随想）

老人問題よもやま話 松男 明

（公共政策講座⑥）

医療サービスと市場システム

阿部 義明

（自治大地方自治演習⑥）

駅前自転車撤去に伴う管理責任について

源三

特集 高齢化社会と行政の対応

（座談会）

高齢化社会と行政の対応 仲谷 義明

佐藤 典子 進

久世 棚川

公亮

千勝

（論説）

高齢化社会の課題と対応 高井 康行

（レポート）

老人家庭奉仕員派遣事業の現状と

問題点について 小川 浩一

岡山県の生きがい対策について 小川 浩一

小島比登志

老人ホームの地域サービス：石井 千勝

半年間の経験

山本 康行

（随想）

老人問題よもやま話 松男 明

（公共政策講座⑥）

医療サービスと市場システム

阿部 義明

（自治大地方自治演習⑥）

駅前自転車撤去に伴う管理責任について

源三

都市政策論集
神戸都市問題研究所 第5集

『広報・広聴の理論と実践』

——今日、行政広報・広聴は見直されるべき転換の時代を迎えた。それは単なる行政サイドの情報提供・ニーズの吸収から脱皮し、自治体の政策決定過程にあって明確な位置づけがなされ、行政と住民との積極的媒介項としての役割を果すことが期待されている。本書は、神戸市における広報・広聴の実践例をベースとして問題の総合的把握を目指すものである。——

住民参加と広報広聴	板東 慧	労働調査研究所長
行政広報広聴の課題と展望	宮崎 辰雄	神戸市長
神戸市における行政広報	狩野 學	神戸市助役
行政広報とマスコミ	金治 勉	神戸市市民局広報課長
行政広報の限界と展望	高寄 昇三	神戸市企画局主幹
行政広聴の課題と展望	山本 登	大阪市立大学文学部教授
神戸市における行政広聴	武衛 晴雄	神戸市市民局長
市民ニーズの政策的展開	太田 修治	神戸市市民局相談部長
「記者クラブ」を考える	崎山 昌広	神戸新聞社論説委員
神戸市婦人市政懇談会	妹尾美智子	神戸市婦人団体協議会専務理事
神戸市民全世帯アンケート	小林 正樹	神戸市経済局参与・前神戸市市民局相談部長
神戸市民全世帯アンケートデータ を用いての数量化理論による分析 について		神戸市企画局

■ 昭和55年9月30日発行 ■ A5版 232頁 ■ 定価 1,800円

都市政策論集第1集 発売中(重版)	「消費者問題の 理論と実践」	A5版 236頁 定価1,700円
都市政策論集第2集 発売中(重版)	「都市経営の理論と実践」	A5版 212頁 定価1,500円
都市政策論集第3集 発売中(重版)	「コミュニティ行政の 理論と実践」	A5版 232頁 定価1,700円
都市政策論集第4集 発売中(重版)	「都市づくりの 理論と実践」	A5版 246頁 定価1,900円

勁草書房



季刊 都市政策 第24号 0331-974800-1836
発売元 東京都文京区後楽2の23の15
振替東京 5-175253 ☎03-814-6861

定価 550円